養護者による高齢者・障害者虐待に対応する 関係機関の取り組み体制等に関する調査結果

令和3年12月

名古屋市高齢者虐待相談センター 名古屋市障害者虐待相談センター

目 次

調査概	接	. 1
1.	調査の目的	1
2.	調査対象者と調査票及び回収状況	1
3.	調査方法	1
4.	調査実施時期	1
調査結	ī果	. 2
I 割	周査対象:高齢者虐待受理機関	. 2
1.	回答者の基礎情報	2
2.	受理会議及び判定会議について	4
3.	高齢者虐待の認識について	5
4.	高齢者虐待対応の状況や困難な点について	7
5.	各種会議の開催状況について	14
6.	研修・セミナー等について	18
7.	新型コロナウイルスの影響について	21
8.	高齢者虐待の防止と対応に向けた今後の課題について	24
9.	まとめ	30
	周査対象:障害者虐待受付機関	
	回答者の基礎情報	
2.	障害者虐待の認識について	
3.		
	各種会議の開催状況について	
5.	研修・セミナー等について	48
	新型コロナウイルスの影響について	
	障害者虐待の防止と対応に向けた今後の課題について	
8.	まとめ	56
皿割	周査対象:介護保険サービス事業所	58
1.	回答者の基礎情報	58
2.	高齢者虐待に関する意識について	60
3.	高齢者虐待の通報とその後の対応について	67
4.	高齢者虐待の防止と対応に向けた取り組み	75
5.	新型コロナウイルスの影響について	80
6.	高齢者虐待の防止と対応に向けた今後の課題について	84
7.	まとめ	92

IV	調	査対象:障害福祉サービス事業所	. 94
	1.	回答者の基礎情報	94
:	2.	障害者虐待に関する意識について	. 96
;	3.	障害者虐待の通報とその後の対応について	103
2	4.	障害者虐待の防止と対応に向けた取り組み	112
!	5.	新型コロナウイルスの影響について	116
(6.	障害者虐待の防止と対応に向けた今後の課題について	119
,	7.	まとめ	125
調本	亜		127
	• •	高齢者虐待受理機関	
	2.	障害者受付機関	136
;	3.	介護保険サービス事業者	145
2	4.	障害福祉サービス事業者	154

調査概要

1. 調査の目的

名古屋市における養護者による高齢者虐待及び障害者虐待の防止と対応に向けた課題を明確にし、 虐待対応の仕組みづくりや市民への啓発、支援者への研修等に役立てるため、虐待に関わる関係機関 の職員に対して、虐待に関する意識や組織体制等についてアンケート調査により把握する。また、平 成28年に実施した同調査(以下、「前回調査」という。)の定点調査として実施し、各機関の意識 や取り組みの変化を比較検討することで、今後の取り組みに活かすことを目的とする。

2. 調査対象者と調査票及び回収状況

名古屋市内 3,514 事業所に勤務する職員

(1事業所あたり3人を想定。区役所・支所は1機関あたり2人。居宅介護支援事業所及び計画相談事業所は、職員数が3人未満の場合、職員数)

	種別	事業所数	送付数	有効回答数	回収率	調査票
高	齢者	2, 321	6, 445	2, 968	46.1%	
	区役所·支所	22	179	154	86.0%	高齢者虐待
	いきいき支援センター	45	179	154	80.070	受理機関
	居宅介護支援事業所	675				介護保険
	訪問介護事業所	813	6, 266	2,814	44.9%	サービス
	通所介護事業所	766				事業所
障	害者	1, 193	3, 346	1,516	45.3%	
	区役所·支所	22				
	保健センター	16	145	91	62.8%	障害者虐待 受付機関
	基幹相談支援センター	23				X I I I MIX
	計画相談事業所	178				障害福祉
	居宅介護事業所	771	3, 201	1, 425	44.5%	サービス
	生活介護事業所	183				事業所

※集計表記上の留意点

- ・%表示については、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示している。したがって、全体の合計値が必ずしも100%にならない場合がある。
- ・表・グラフ内の「0.0」「一」の違いは、回答はあったものの%表示にすると 0.0 になってしまうものが「0.0」、回答自体が無かったものが「一」である。
- ・クロス集計は、分析軸の「無回答」については表示を省略しており、全体回答数と分析軸の 回答数の合計が一致しない場合がある。

3. 調査方法

無記名式の調査票を各機関及び事業所に発送し、返信用封筒を使用して郵送等にて回収する。

4. 調査実施時期

令和3年2月19日~3月24日

調査結果

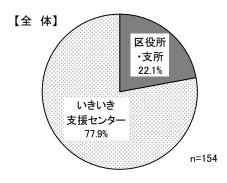
I 調査対象: 高齢者虐待受理機関

1. 回答者の基礎情報

(1) 事業所別

回答者の勤務する事業所は、「いきいき支援センター」が77.9%、「区役所・支所」が22.1%であった。

図表 I-01 問 1.事業所の種別(○は1つだけ)

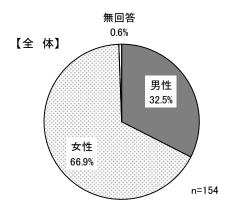


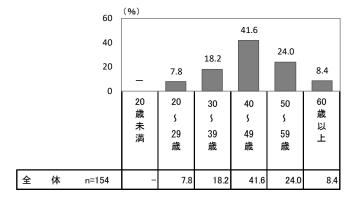
(2)性別・年齢

回答者の性別は、「女性」が 66.9%、「男性」が 32.5%で、年齢は「40~49歳」が最も多く、4割を占めた。

図表 I-02 問 2.性別(○は1つだけ)

図表 I-03 問 3.年齢(〇は1つだけ)

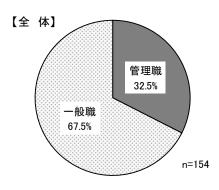




(3) 役職

回答者の役職は、「一般職」が67.5%、「管理職」が32.5%であった。

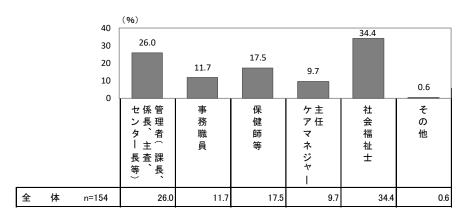
図表 I-04 問 4.役職(〇は1つだけ)



(4) 職種

回答者の職種(※保有する資格ではなく、雇用されている職種)は、「社会福祉士」が最も多く34.4%、次いで「管理者(課長、係長、主査、センター長等)」が26.0%であった。

図表 I-05 問 5.職種(〇は1つだけ)



(5) 経験年数

回答者が現在の業務にたずさわった経験年数は、「 $1\sim3$ 年未満」が最も多く 27.3%、次いで「 $5\sim10$ 年未満」が 26.0%であった。

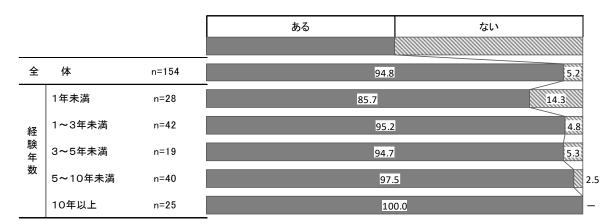
図表 I-06 問 6.経験年数(〇は1つだけ)

			1年未満	1~3年未満	3~5年未満	5~10年未満	10年以上
全	体	n=154	18.2	27.3	12.3	26.0	16.2

(6) 高齢者虐待の対応

高齢者虐待の対応をしたことがあるかについては、回答者の9割強が「ある」と回答した。 経験年数別でみると、経験年数1年未満の層では、「ない」と回答した割合が他の層にくらべ て高かった。

図表 I -07 問 7.高齢者虐待の対応の有無(○は1つだけ)



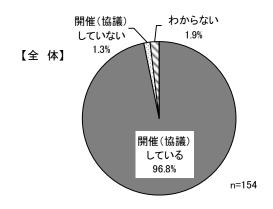
2. 受理会議及び判定会議について

(1) 受理会議の実施状況

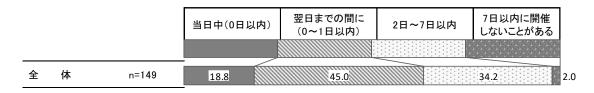
通報(届出)の受理にあたり、受理会議を開催しているかについては、「開催(協議)している」が96.8%と、大多数を占めた。

通報(届出)を受けてからどれくらいの期間内に開催しているかについては、「翌日までの間に (0~1 日以内)」が半数近くを占め、回答者のほとんどが7日以内に開催していると回答した。

図表 I-08 問 8.受理会議の開催(〇は1つだけ)



図表 I-09 問 9.受理会議の開催までの期間(○は1つだけ)



(2) 判定会議の実施状況

通報(届出)の受理、事実確認後に判定会議を開催しているかについては、「開催している」が8割強を占めた。

図表 I-10 問 10.受理会議の開催(○は1つだけ)

			開催している	開催していない	わからない	無回答
全	体	n=154		83.8		9.7 5.8 0.6

3. 高齢者虐待の認識について

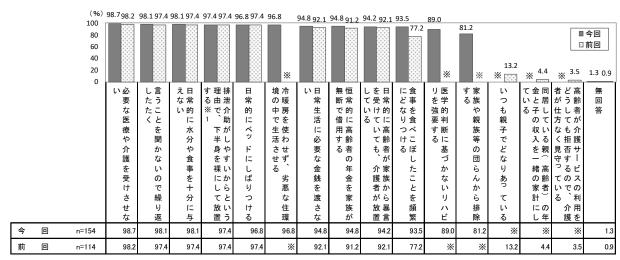
(1) 高齢者虐待に該当すると思う行為

高齢者虐待に該当すると思う行為については、ほとんどの項目において、回答者の9割前後が虐待に該当すると回答した。役職別でみると、「日常的に高齢者が家族から暴言を受けていても、介護者が放置している」「日常生活に必要な金銭を渡さない」「食事を食べこぼしたことを頻繁にどなりつける」などで、一般職の方が虐待に該当すると回答した割合が低く、管理職との差があった。

98.7 98 1 98 1 97.4 96.8 96.8 94.8 94.8 94.2 93 5 89.0 100 81.2 80 60 40 20 1.3 0 繰り返した。言うことを問 さ必 分日 裸と排 つ日 るな冷 渡 日 家 恒 介ら日 を食 リ医 ら家 5頻繁にどなり、及事を食べこぼ. せない医 け常 護者ががた にい泄 に常 住 暖 さ常 族 常 ハ学 排族 回 にう介て理助 与的えに . ビ的 リ判 が的 る的 環房 な生 除や い活に す親 無に 境を 1= 放由が ベッ の使 断高 放受高 療 な水 を断 る族 が置で、や. た聞 い分 中わ 必 で齢 置け齢 強に 回している、 いていても、 いまが家族か ド 要な。 介 くか でせ 借者 要 基 の る下す半い つけたこ 護 ない 食 に 生ず 用の すづ 寸 るか す年 る金 事を 金 を受 し 活 ĥ の 身か ば さ劣 銭 な W をら せ悪 で 98.7 98. 98. 96.8 94.8 93. 89.0 81.2 n=154 97.4 96.8 94.8 94.2 1.3 全 管理職 98.0 98.0 98.0 98.0 98.0 96.0 90.0 2.0 役 職 1.0 一般職 99.0 98.1 98.1 97.1 96.2 96.2 93.3 95.2 92.3 88.5 80.8 n=104 92.3

図表 I-11 問 11.虐待に該当すると思う行為(○はいくつでも)

図表 I-12 問 11.虐待に該当すると思う行為【前回】(○はいくつでも) 参考値として掲載



※選択肢なし

※1 前回は、「(排泄介助がしやすいからと)下半身を裸にして放置する」

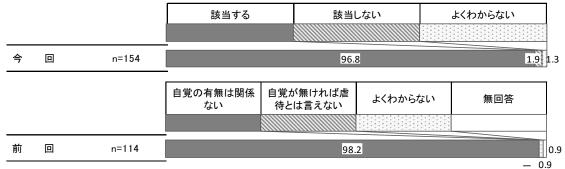
(2) 虐待者、被虐待者の認識と虐待に該当するかどうかの関係

虐待者に「虐待しているという自覚(認識)」が無い場合、虐待に該当するかについて尋ねたところ、96.8%が「該当する」と回答した。役職別でみても、差はほとんどみられなかった。また、被虐待者に「虐待されているという自覚(認識)」が無い場合についても、94.8%が「該当する」と回答した。役職別でみると、管理職の方が「よくわからない」と回答した割合が高かった。

図表 I-13 問 12.虐待者に自覚(認識)が無い場合、虐待に該当するか(Oは1つだけ)

			該当する	該当しない	よくわからない
全	体	n=154		96.8	1.9 1.:
役	管理職	n=50		96.0	4.0
職	一般職	n=104		97.1	2.9

図表 I-14 問 12.虐待者に自覚(認識)が無い場合、虐待に該当するか【前回】(○は1つだけ)



※選択肢が異なるため、参考値として掲載

図表 I-15 問 13.被虐待者に自覚(認識)が無い場合、虐待に該当するか(○は1つだけ)

			該当する	該当しない	よくわからない
全	体	n=154		94.8	1.9
役	管理職	n=50		92.0	8.0
職	一般職	n=104		96.2	2.9

図表 I-16 問 13.被虐待者に自覚(認識)が無い場合、虐待に該当するか【前回】(〇は1つだけ)

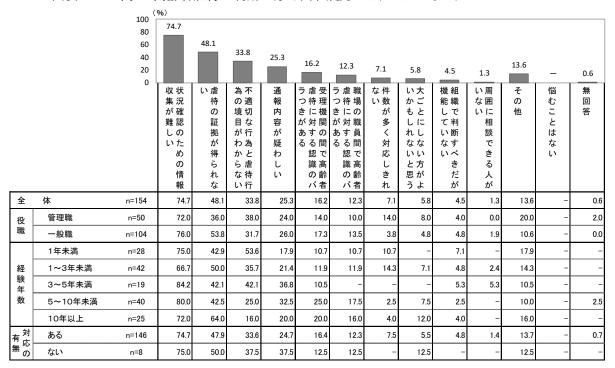


※選択肢が異なるため、参考値として掲載

4. 高齢者虐待対応の状況や困難な点について

(1) 高齢者虐待の判断にあたって困難なこと

高齢者虐待に該当するかどうかの判断にあたり、迷ったり悩んだりすることについては、「状況確認のための情報収集が難しい」が74.7%で最も多く、次いで「虐待の証拠が得られない」が48.1%と、情報収集の困難さをあげる回答が多かった。役職別でみると、一般職では「虐待の証拠が得られない」、管理職では「件数が多く対応しきれない」の割合が高く、それぞれ差が大きかった。経験年数でみると、3~5年未満では「状況確認のための情報収集が難しい」、10年以上では「虐待の証拠が得られない」が高かった。対応の有無別でみると、ない層で「通報内容が疑わしい」「大ごとにしない方がよいかもしれないと思う」の割合が高く、差が大きかった。

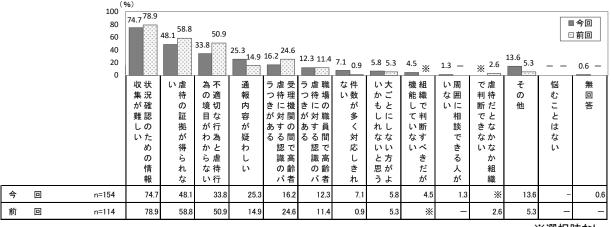


図表 I-17 問 14.高齢者虐待の判断にあたり、困難なこと(○は3つまで)

問 14. 「その他」の主な意見

- ・専任の職務がおらず、他業務との兼務のため、すぐ対応できない場合がある
- ・介護者の能力不足により、結果的に虐待に近い状態となっているケース 等

図表 I −18 問 14.高齢者虐待の判断にあたり、困難なこと【前回】(○は3つまで) 参考値として掲載



※選択肢なし

(2) 高齢者虐待の対応にあたって困難なこと

高齢者虐待の対応にあたり、悩むこと、問題となることや困難と感じることについては、平均点でみると、「被虐待者と虐待者の依存関係の強さ」が最も高く、次いで「被虐待者が支援を望まないこと(本人の意思の尊重と必要な支援との相違)」「虐待者が対応を望まないこと」の順となった。

図表 I-19 問 15.虐待の対応にあたり、困難なこと【全体】(優先順位の高い順に5つまで)

																				(%)
全 体	調査数(件)	必要な支援との相違)こと(本人の意思の尊被虐待者が支援を望ま	虐待者が対応を望まな	望まないこと虐待者以外の家族が対	係の強さと虐待者の依	会議が開催されないこタイムリーに関係者に	入調査実施の判断	支援を継続するかの判る分離介入するか、在緊急一時保護をはじめ	の不足緊急保護をした後の受	職員の人数不足	職・人材の不足虐待対応の知識を持つ	度差があること受理機関の間に対応へ	約する機関が曖昧なこ関係機関が集めた情報	を決めることが難しい課題解消に向けて役割	者の合意が得られない方向性を検討する際に	らいこと医療分野との連携が図	こと警察との連携が図りづ	その他	悩むことはない	無回答
		重ない	にこ	ス 応 を	存関	とよる		断宅とのす	入 先		専門	の温	とを集	こ分と担	こ関と係	りづ	ららい			
1位	154	29.9	9.1	0.6	25.3	-	1.3	8.4	1.3	3.2	5.2	5.8	1.3	0.6	1.9	-	1.3	2.6	-	1.9
2位	154	22.7	16.9	7.8	18.2	0.6	1.9	6.5	4.5	2.6	7.1	3.9	0.6	1.9	1.3	-	-	0.6	-	2.6
3位	154	11.7	11.7	7.1	20.1	-	1.9	13.6	5.8	3.2	1.3	3.9	0.6	4.5	2.6	2.6	1.9	1.9	-	5.2
4位	154	2.6	5.8	10.4	11.0	2.6	3.9	11.7	5.8	4.5	6.5	5.8	1.9	5.2	1.3	4.5	3.2	1.3	-	11.7
5位	154	4.5	4.5	3.2	7.8	1.9	4.5	5.8	9.1	2.6	5.8	5.2	1.3	3.2	3.9	1.9	7.1	3.2	-	24.0
平均点	154	2.85	1.64	0.80	2.90	0.10	0.32	1.38	0.63	0.48	0.77	0.73	0.16	0.38	0.29	0.19	0.26	0.27	0.00	0.10

問 15. 「その他」の主な意見

- ・養護者とコミュニケーションを図り、対話する技術
- ・成年後見市長申立てのハードルが高い
- ・被虐待者本人が認知症の方の場合の意思の尊重の見極め等

図表 I-20 問 15.虐待の対応にあたり、困難なこと【平均点】(優先順位の高い順に5つまで)

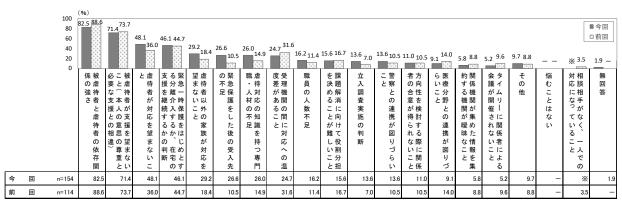
		5 ((点)																		
		4	2.90	2.05																	
		3	2.90	2.85	1.64																
		2			1.04	1.38	0.80	0.77	0.73	0.63	0.48	0.38	0.22								
		1 0									0.40	0.38	0.32	0.29	0.26	0.19	0.16	0.10	0.27	0.00	0.10
		-	係被	必こ被	と虐	支る緊	望虐	職虐	度受	の緊	職	を課	立	者方	こ警	ら医	約関	会タ	そ	悩	無
			の虐強待	要と虐な^待	待 者	援分急を離一	ま待な者	・待 人対	差 理 が 機	不 急 足 保	員 の	決題め解	入調	の向 合性	と 察 と	い療こ分	す係る機	議 イ が ム	の 他	むこ	回答
			さ者	支本者	が	継介時	い以	材応	あ関	護	人	る消	査	意を	o T	と野	機関	開リ		٤	
			と虐	援人がとの支	対応	続入保すす護	こ外 との	の の 不 知	るの こ間	をし	数 不	こに と向	実施	が 検 得 討	連携	ک 0	関が	催し		は な	
			待	の意援	を	るるを	家	足識	とに	<i>†</i> =	足	がけ	の	らす	が	連	曖め	れ関		Ü	
			者の	相思を違の望	望ま	かかはの゛じ	族 が	を 持	対応	後 の		難てし役	判断	れる な際	図り	携が	昧た な情	な係 い者			
			依	○ 尊ま	な	判在め	対	っ	^	受		い割		いに	づ	这	こ報	Ξ Ē			
			存関	重な	に	断宅と	応 を	専門	の 温	入 先		こ分 と担		こ関と係	らい	りづ	とを 集	とよる			
全	体	n=154	2.90	2.85	1.64	1.38	0.80	0.77	0.73	0.63	0.48	0.38	0.32	0.29	0.26	0.19	0.16	0.10	0.27	0.00	0.10
役	管理職	n=50	2.70	2.28	1.12	1.64	0.64	1.18	0.84	0.94	1.04	0.20	0.22	0.40	0.18	0.16	0.12	0.02	0.70	0.00	0.10
職	一般職	n=104	2.99	3.13	1.89	1.26	0.88	0.58	0.68	0.48	0.21	0.47	0.38	0.24	0.30	0.20	0.18	0.13	0.07	0.00	0.10
業	1年未満	n=28	2.79	2.11	1.32	1.82	0.54	0.96	0.61	1.04	0.96	0.43	0.68	0.14	0.14	0.25	0.18	0.04	0.64	0.00	0.36
務	1~3年未満	n=42	2.71	2.74	1.38	1.52	0.79	1.36	0.50	0.83	0.64	0.33	0.29	0.21	0.24	0.05	0.12	0.12	0.31	0.00	0.86
経験	3~5年未満	n=19	3.47		1.63	1.53	1.05	0.42	0.32	0.47	0.47	0.47	0.16	0.11	0.42	0.21	0.21	0.11	0.00	0.00	0.68
年	5~10年未満	n=40	3.00	2.85	1.60	1.10	0.80	0.50	1.10	0.50	0.23	0.35	0.35	0.45	0.35	0.23	0.05	0.15	0.15	0.00	1.25
数	10年以上	n=25	2.72	3.56	2.52	1.00	0.92	0.28	1.00	0.16	0.08	0.40	0.08	0.48	0.16	0.28	0.36	0.04	0.20	0.00	0.76
有無の	ある	n=146	2.84	2.77	1.66	1.40	0.82	0.79	0.77	0.63	0.50	0.37	0.32	0.31	0.26	0.18	0.17	0.10	0.29	0.00	0.82
無心の	ない	n=8	4.00	4.25	1.38	1.00	0.38	0.38	0.00	0.63	0.13	0.63	0.50	0.00	0.25	0.25	0.00	0.13	0.00	0.00	1.13

※平均点は1位を5点、2位を4点、3位を3点、4位を2点、5位を1点として算出。以降の集計も同じ。

平均点 = $\frac{\lceil 1\,\text{位} \rfloor \times 5\,\text{点} + \lceil 2\,\text{位} \rfloor \times 4\,\text{点} + \lceil 3\,\text{位} \rfloor \times 3\,\text{点} + \lceil 4\,\text{位} \rfloor \times 2\,\text{点} + \lceil 5\,\text{位} \rfloor \times 1\,\text{点}}{\text{回答者数}}$

算出された平均点は、5に近いほど優先順位が高い。

図表 I-21 問 15.虐待の対応にあたり、困難なこと【前回】(○は5つまで) 参考値として掲載

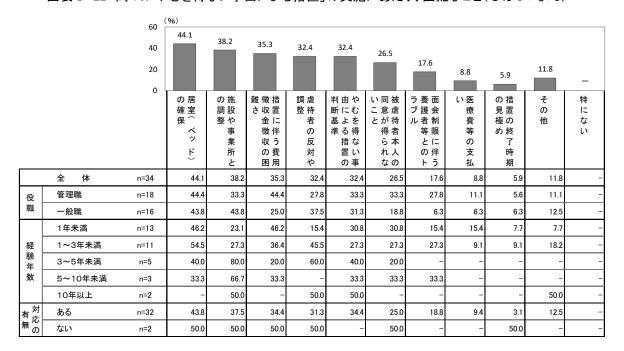


※選択肢なし

(3)「やむを得ない事由による措置」の実施にあたって困難なこと

区役所・支所の方に、高齢者虐待対応のための「やむを得ない事由による措置」の実施にあたり、支障や困難なことについて尋ねたところ、「居室 (ベッド)の確保」が44.1%と最も多かった。役職別でみると、管理職では「面会制限に伴う養護者等とのトラブル」「措置に伴う費用徴収金徴収の困難さ」の割合が高かった。前回と比較すると、サンプル数は少ないが「被虐待者本人の同意が得られないこと」が大幅に減少した一方、「居室 (ベッド)の確保」「虐待者の反対や調整」は大幅に増加した。

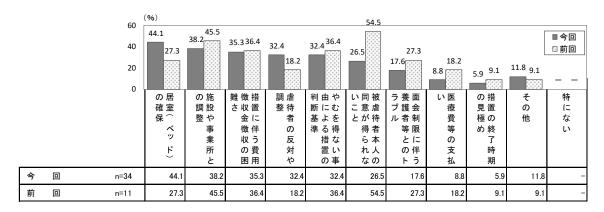
図表 I-22 問 16.「やむを得ない事由による措置」の実施にあたり、困難なこと(○は3つまで)



問 16. 「その他」の主な意見

- ・措置後の通院支援、正式入所に向けた調整(施設探し、身元保証、成年後見には時間がかかる)
- ・支援者間の「やむを得ない事由による措置」への認識のずれ 等

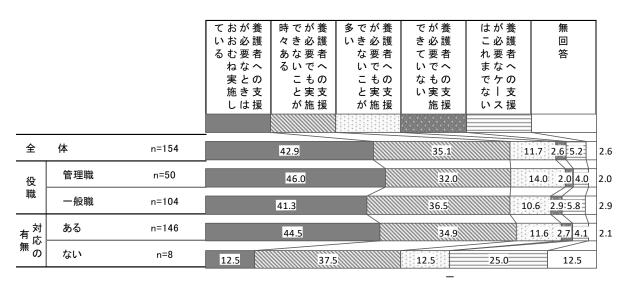
図表 I-23 問 16.「やむを得ない事由による措置」の実施にあたり、困難なこと【前回】(〇は3つまで)



(4)養護者支援の状況

養護者支援の実施については、「養護者への支援が必要なときはおおむね実施している」が 42.9%と最も多かった。一方、「必要でも実施できないことが時々ある」「必要でも実施できないことが多い」「必要でも実施できていない」を合わせた回答が約半数を占め、養護者支援の実施について課題が見受けられる。前回と比較すると、差はほとんどみられなかった。

図表 I-24 問 17.養護者支援の実施(○は1つだけ)

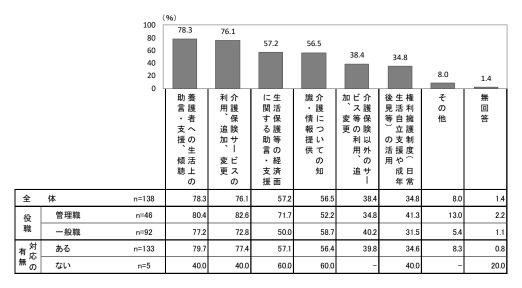


図表 I-25 問 17.養護者支援の実施【前回】(〇は1つだけ)

			ている おおむね実施し が必要なときは	時々ある できないことが が必要でも実施 養護者への支援	多いできないことが必要でも実施	できていないが必要でも実施養護者への支援	はこれまでないが必要なケース養護者への支援	無回答	
今	回	n=154		42.9		35.1	1	1.7 2.6 5.2	2.6
前	回	n=114		43.9		35.1	1	0.5 0.9 7.9	1.8

「養護者への支援をしたことがある」と回答した方に、実施した支援の内容を尋ねたところ、「養護者への生活上の助言・支援、傾聴」「介護保険サービスの利用、追加、変更」がいずれも8割弱と多かった。役職別でみると、管理職で「生活保護等の経済面に関する助言・支援」が高く、差が大きかった。前回と比較すると、「権利擁護制度(日常生活自立支援や成年後見等)の活用」「介護についての知識・情報提供」が減少した。

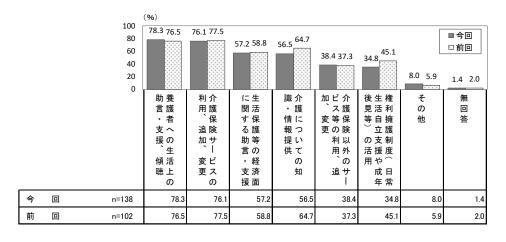
図表 I-26 問 18.養護者支援の内容(○はいくつでも)



問 18. 「その他」の主な意見

- 就労支援
- ・養護者の医療、養護者の生活支援 等

図表 I-27 問 18.養護者支援の内容【前回】(○はいくつでも)



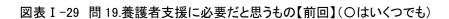
養護者への支援として必要だと思うものについては、「養護者への生活上の助言・支援、傾聴」「生活保護等の経済面に関する助言・支援」「介護保険サービスの利用、追加、変更」がいずれも8割前後と多かった。役職別でみると、「介護についての知識・情報提供」「権利擁護制度(日常生活自立支援や成年後見等)の活用」「介護保険以外のサービス等の利用、追加、変更」では一般職が管理職にくらべて割合が高かった。前回と比較すると、「介護保険以外のサービス等の利用、追加、変更」「介護についての知識・情報提供」が減少した。

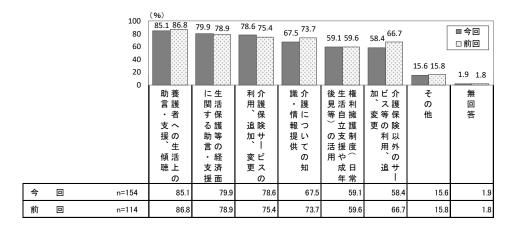
(%) 100 85.1 79 9 78.6 67.5 80 59.1 58.4 60 40 15.6 20 1.9 加ビ介 助養 に生 後生権 利介 識介 関 活 用護 見活利 す保 情に 等自擁 変 等 保 支 る護 追険 報つ 立 護 更の険 援の 助等 加サ 、1 提い の支制 利以 言の 活援度 用外、の 牛 供て 傾活 経 の 用や 変ビ 更ス 成日 追サ 援面 年 常 全 体 n=154 85. 79.9 78.6 67.5 59.1 58.4 15.6 1.9 管理職 n=50 86.0 78.0 78.0 60.0 52.0 52.0 24.0 2.0 役 一般職 84.6 78.8 71.2 62.5 61.5 11.5 1.9 n=104 80.8 1年未満 n=28 85.7 67.9 75.0 50.0 35.7 42.9 17.9 1~3年未満 78.6 57.1 14.3 81.0 76.2 64.3 59.5 n=42 験 3~5年未満 n=19 84.2 89.5 89.5 84.2 68.4 63.2 5.3 年 5~10年未満 n=40 82.5 82.5 77.5 70.0 70.0 65.0 20.0 5.0 10年以上 n=25 96.0 88.0 76.0 76.0 60.0 64.0 16.0 4.0 85.6 78.8 67.8 59.6 58.2 15.8 2.1 n=146 80. 有応 ある ない 75.0 75.0 75.0 62.5 50.0 62.5

図表 I-28 問 19.養護者支援に必要だと思うもの(○はいくつでも)

問 19. 「その他」の主な意見

- ・養護者への仕事、生活など継続した個別支援
- ・養護者自身の制度、支援機関へのフォロー
- ・養護者と信頼関係を築くことが難しいことが多いため、住民でも支援機関でももっと 寄り添える人が必要 等





(5) 高齢者虐待の要因

高齢者虐待の要因については、平均点でみると、「虐待者の介護疲れ・ストレス」が最も高く、次いで「虐待者の性格・人格、それに基づく言動」「虐待者と被虐待者の人間関係」の順となった。前回と比較すると、「虐待者と被虐待者の人間関係」が大きく増加し、「被虐待者の認知症の症状」「虐待者の孤立」は大きく減少した。

図表 I-30 問 20.高齢者虐待の要因【全体】(優先順位の高い順に5つまで)

																			(%)
全体	調査数(件)	トレス虐待者の介護疲れ	虐待者の障害・疾気	それに基づく言動虐待者の性格・人な	足虐待者の知識・情報	利用への抵抗感虐待者の福祉サービ	度(ADL)の低下被虐待者の身体的点	状を持者の認知症の	被虐待者の障害・佐	困難さ	格、それに基づくる被虐待者の性格・-	関係を被虐待者	非協力)とは外の家族の無関係を持者の孤立(産気)	家庭の経済的困窮	係の経済的利害	ミスマッ チケアサービスの不足	介護離職	その他	無回答
		ス	病	格、	報 不	ス	下自 立	の 症	疾病	助 の	言人 動	の 人	心待・者		害関	足や			
1位	154	27.9	7.8	18.8	0.6	-	2.6	10.4	0.6	0.6	0.6	16.9	1.9	6.5	1.3	-	-	0.6	2.6
2位	154	11.0	14.3	11.7	2.6	1.3	1.9	11.7	2.6	3.2	9.7	11.0	5.2	6.5	4.5	-	-	-	2.6
3位	154	11.0	7.1	16.9	5.2	2.6	4.5	13.0	3.2	1.9	7.8	8.4	3.2	10.4	1.3	0.6	-	-	2.6
4位	154	9.1	6.5	9.7	3.9	4.5	3.2	14.3	2.6	1.3	8.4	18.2	3.2	9.7	1.3	-	-	-	3.9
5位	154	13.6	5.2	4.5	4.5	3.9	3.2	8.4	2.6	1.3	5.8	13.6	13.6	9.1	1.3	1.3	-	-	7.8
平均点	154	2.49	1.36	2.16	0.42	0.26	0.44	1.75	0.31	0.26	0.88	2.04	0.60	1.18	0.32	0.03	0.00	0.03	0.47

問 20. 「その他」の主な意見

・虐待者の自立した生活能力を獲得する機会の不足等

図表 I-31 問 20.高齢者虐待の要因【平均点】(優先順位の高い順に5つまで)

		5	(点)																	
		4 3 2 1	2.49	2.16	2.04	1.75	1.36	1.18	0.88	0.60	0.44	0.42	0.32	0.31	0.26	0.26	0.03	0.00	0.03	0.47
		· ·	トレス虐待者の介護疲れ・ス	それに基づく言動虐待者の性格・人格、	間関係虐待者の人	状を信者の認知症の症	虐待者の障害・疾病	家庭の経済的困窮	格、それに基づく言動被虐待者の性格・人	非協力) 非協力) 虐待者の孤立(虐待者の孤立(虐待者	度(ADL)の低下被虐待者の身体的自立	足虐待者の知識・情報不	係家庭内の経済的利害関	被虐待者の障害・疾病	利用への抵抗感虐待者の福祉サー ビス	困難さ	ミスマッチ アサービスの不足や	介護離職	その他	無回答
	全体	n=154	2.49	2.16	2.04	1.75	1.36	1.18	0.88	0.60	0.44	0.42	0.32	0.31	0.26	0.26	0.03	0.00	0.03	0.47
役	管理職	n=50	2.16	2.64	2.38	1.46	1.42	1.02	0.80	0.48	0.52	0.30	0.36	0.32	0.30	0.24	0.00	0.00	0.10	0.50
職	一般職	n=104	2.64	1.92	1.88	1.88	1.33	1.26	0.92	0.66	0.40	0.47	0.31	0.31	0.24	0.27	0.05	0.00	0.00	0.45
業	1年未満	n=28	2.29	2.43	2.39	1.39	1.71	1.00	1.00	0.50	0.46	0.29	0.61	0.00	0.36	0.11	0.11	0.00	0.18	0.18
務	1~3年未満	n=42	2.93	1.98	1.83	1.74	1.36	0.81	0.86	0.88	0.60	0.60	0.43	0.45	0.24	0.26	0.02	0.00	0.00	0.02
経験	3~5年未満	n=19	2.47	2.58	2.16	1.16	1.37	1.26	1.79	0.37	0.21	0.58	0.00	0.32	0.37	0.16	0.05	0.00	0.00	0.16
年数	5~10年未満	n=40	2.58	1.83	2.13	1.90	1.20	1.35	0.70	0.48	0.33	0.43	0.28	0.48	0.18	0.38	0.00	0.00	0.00	0.80
	10年以上	n=25	1.84	2.36	1.76	2.36	1.20	1.68	0.40	0.64	0.52	0.12	0.16	0.16	0.24	0.32	0.00	0.00	0.00	1.24
有無の	ある	n=146	2.43	2.23	2.08	1.80	1.32	1.21	0.84	0.54	0.47	0.38	0.34	0.33	0.22	0.26	0.03	0.00	0.03	0.49
無の	ない	n=8	3.50	0.75	1.38	0.75	2.13	0.63	1.75	1.75	0.00	1.13	0.00	0.00	1.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00

図表 I-32 問 20.高齢者虐待の要因【前回】(〇は5つまで)

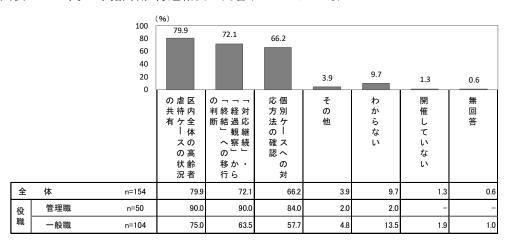
	100 80 60 40	78.1 72.7	68.2	330	69.3	42.2 ^{44.7}	40.9	32.5	38.6	25.4									今回前回
	20	333 333						333		16.9	555	986	7.9	900	9070	_	- 1.8	0.6 1.8	2.6 —
		ト虐レ待ス者	間虐関待係者	そ虐 れ待 に者	状被 虐 待	家 庭 の	虐 待 者	`虐	非以虐 協外待 力の者	足虐待者	度被 企 。 A待	利虐 用待 へ者	被虐待	係家 庭 内	困被 難虐 さ待	ミケ スア マサ	介 護 離	そ の 他	無回答
		の 介	と被	基の づ性	者 の	経済	の 障	れ者 にの) 家の 族孤	の知	D B D D D D D D	のの抵福	者の	の 経	者 の	ツ チ ビ	職		
		護 疲 れ	虐待者	く格 言・ 動人	認 知 症	的 困 窮	害·疾病	基性 づ格 く・	の立 無 関虐	識 • 情	身 の体 低的	抗祉 感サー	障 害 •	済 的 利	排 泄 介	スの不			
		・ ス	の 人	格、	の 症		病	言人 動	心待 ・者	報 不	下自立	ビス	疾病	害関	助の	足や			
今	n=154	72.7	68.2	61.7	57.8	42.2	40.9	32.5	27.3	16.9	15.6	12.3	11.7	9.7	8.4	1.9	_	0.6	2.6
前	n=114	78.1	57.9	56.1	69.3	44.7	32.5	25.4	38.6	25.4	19.3	14.0	7.9	13.2	7.0	2.6	1.8	1.8	-

5. 各種会議の開催状況について

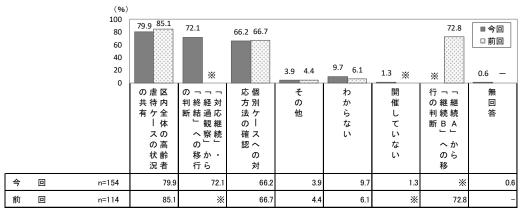
(1) 高齢者虐待連絡会の開催状況

平成31年4月~令和3年1月末に行われた高齢者虐待連絡会の内容については、「区内全体の高齢者虐待ケースの状況の共有」が79.9%と最も多く、次いで「『対応継続』・『経過観察』から『終結』への移行の判断」が72.1%、「個別ケースへの対応方法の確認」が66.2%であった。

図表 I-33 問 21.高齢者虐待連絡会の内容(○はいくつでも)



図表 I-34 問 21.高齢者虐待連絡会の内容【前回】(〇はいくつでも) 参考値として掲載



※選択肢なし

(2) ネットワーク支援会議の開催状況

平成31年4月~令和3年1月末でのネットワーク支援会議の開催もしくは参加の状況は、「開催(参加)した」が6割を占めた。役職別でみると、「開催(参加)した」は管理職で8割を占めて圧倒的に多い一方、一般職では5割弱となっている。

図表 I -35 問 22.ネットワーク支援会議の開催もしくは参加状況(○は1つだけ)

			開催(参加)した	開催(参加) していない	検討したが開催 (参加)していない	無回答	
全	体	n=154	59.1				0.6
役	管理職	n=50	82.0				
職	一般職	n=104	48	1	48.1	2.9	1.0

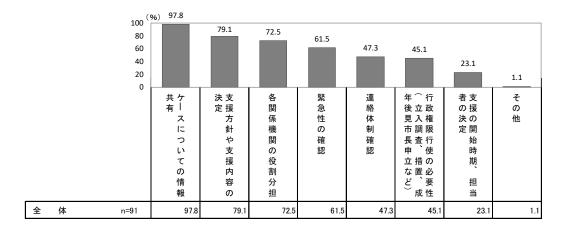
図表 I -36 問 22.ネットワーク支援会議の開催もしくは参加状況【前回】(○は1つだけ)

			開催(参加)した	開催(参加) していない	無回答
前	回	n=114	56.1		40.4 3.5

※選択肢が異なるため、参考値として掲載

ネットワーク支援会議を「開催(参加)した」と回答した方に、検討した内容について尋ねたところ、ほとんどの回答者が「ケースについての情報共有」と回答した。次いで「支援方針や支援内容の決定」「各関係機関の役割分担」「緊急性の確認」が多かった。

図表 I -37 問 23.ネットワーク支援会議で検討した内容(○はいくつでも)



(3) ネットワーク支援会議の開催にあたり、困難なことや課題(問24主な意見)

〇行政との連携(16件)

- ・連携機関の参加が少なく、連携方法の確認などができていない。
- ・ネットワーク支援会議において、保健センターの参加が低調(コロナ禍以前より)。会議で の役割分担についても消極的。
- ・いきいき支援センターで会議の開催が必要と判断し、区福祉課に打診しても「区としてできることがない」との理由で開催を拒まれる。

〇日程等調整が難しい(12件)

- ・開催日程、参加者の日程調整が難しい。
- キーパーソンが就労していると平日昼間の開催が困難。
- ・関係機関の範囲をどこまでとするのか、判断が難しい。また、関係者が多数となる場合、 日程調整が難しい。会議にあたり、関係者間の認識に差があり、まとまらないことがあ る。

○認識のずれを感じる(7件)

- ・関係機関に温度差がある。虐待で問題だと思っている機関もあれば、仕方ない状況、虐待 者も大変だからという認識の機関もある。
- ・関わる機関同士で見解の相違がある場合、その後の方向性や互いの役割分担について合意 に持っていきたいと考えるも難しいケースが時折ある。
- ・職種による熱量の差。

○コロナ禍で開催が難しい(6件)

- ・虐待ケースは担当者+社会福祉士の原則2名対応だが、現在新型コロナウイルス感染予防 の観点より、参加者を限定しており、会議への参加が難しい状況。
- ・コロナ禍で三密をさけた会場の確保。

〇ハードルが高い(3件)

・実績が少ないので、開催の判断基準がよくわからずハードルが高い。

○情報共有に留まっている(2件)

・情報の共有→報告にとどまり、支援方針に対し、意見交換する場には(時間の関係もあり)なっていない。

○その他

- ・情報の整理、支援方法の確認はできるが、開催で大きくケースが動く等はあまりなかった。開催することでケース対応していく心強さにはなっていますが、他に関係機関の広がりや専門職(弁護士、心理士、精神科医等)との同行訪問ができるようになるとよいと思います。
- ・各関係機関でできないこと(強制力のない)が多すぎて、有効な手が打てない。
- ・参加したことがないのでわからないですが、特定の人しか参加しておらず、あまり虐待ケースを行っていない職員は何をしているのかわからないです。

(4) 高齢者虐待ケースにおいての連携

平成31年4月~令和3年1月末に対応した高齢者虐待ケースにおいて情報共有や連携した機関は、「区福祉課・支所区民福祉課」「ケアマネジャー(居宅介護支援事業所)」が85%以上と多かった。次いで「保健センター」「介護保険サービス事業所」が7割であった。

100 71 4 70.8 80 64.3 58.4 60 45.5 44.2 37.0 35.1 33.8 40 23.4 10.4 20 8.4 0.6 0.6 福区 宅ケ介ア 保 看 医護療 タいーき 鐅 虐 ポ 仕 | 事 業介 民 ヤ 障 区 特に 無回 スー 健 所護 ン害 事・ 民 祉 福 生 察 の · 者 基 課祉 護 マ セ 保 師機 委 署 ター 相談 生 共有し . セ暮 支ネ 課 険 関 子ど (援事 セ ンら (事 半 | 談主員治 イザー 支 所 援 相談 ター し自 も課 てい ター Ľ な 等医 居 民 事 揺 L١ 全 体 n=154 85. 85. 71.4 70.8 64.3 58. 45.5 44.2 37.0 35. 33.8 23. 10.4 8.4 0.6 0.6 事 区役所·支所 n=34 52.9 82.4 85.3 64.7 76.5 94. 47.1 76.5 35.3 44.1 38.2 35.3 23.5 11.8 2.9 いきいき支援センター 95 85.8 72.5 48.3 45 35 37.5 32.5 32.5 20 7.5

図表 I-38 問 25.高齢者虐待ケースにおいて、関わりがあった機関(○はいくつでも)

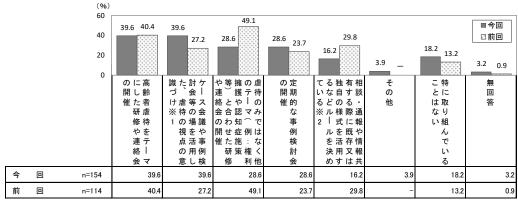
(5) 各種事業所との連携強化のための取り組み

各種事業所との関係づくりや連携強化のために取り組んでいることは、「高齢者虐待をテーマにした研修や連絡会の開催」「ケース会議や事例検討会等の場を活用した、虐待の視点の意識づけ」が4割で最も多かった。

(%) 60 39.6 39.6 40 28.6 28.6 18.2 16.2 20 3.9 3.2 識た討ケ べ、会| こ 特 とに や等擁の虐 てる独有相 のに高 の定 開し齢 が、 会 け 虐 等 ス 連一護テ待 いな自す談 ō 催た者 研虐 は取 なり 催的 るどのる 他 会合認マみのわ知へで 待の会 ル様際通 修や連絡に の場議 ル イ 式 に 報 ル を 既 や のわ知(で開せ症例は 事例 い組 んで 点活事 催た施 な を活存情 研策権く 修 利他 決用又報めすは共 の用例 討 い n=154 39. 39.6 28.6 28.6 16.2 3.9 体 管理職 n=50 48.0 48.0 28.0 32.0 10.0 4.0 2.0 役職 3.8 一般職 n=104 35.6 35.6 28.8 26.9 19.2 23.1

図表 I -39 問 26.各種事業所との連携強化のための取り組み(○はいくつでも)

図表 I-40 問 26.各種事業所との連携強化のための取り組み【前回】(〇はいくつでも) 参考値として掲載



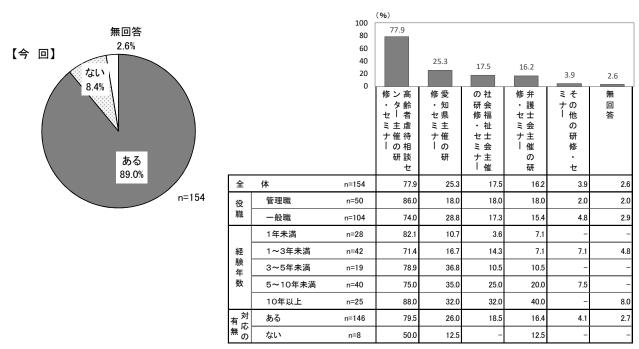
- ※1 前回は、「ケース会議や事例検討会において虐待の視点の意識づけを実施」
- ※2 前回は、「相談・通報や情報共有する際にルールを決めている(既存又は独自の様式を活用するなど)」

6. 研修・セミナー等について

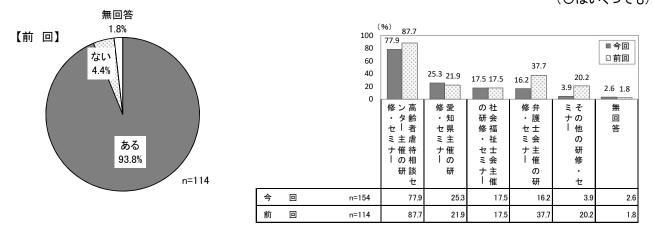
(1) 研修・セミナー等の参加状況

高齢者虐待に関する研修・セミナー等への参加について、9割が『参加したことがある』と回答した。参加した研修・セミナーは「高齢者虐待相談センター主催の研修・セミナー」が77.9%と最も多く、次いで「愛知県主催の研修・セミナー」が25.3%であった。役職別でみると、管理職で「高齢者虐待相談センター主催の研修・セミナー」、一般職で「愛知県主催の研修・セミナー」の割合が高かった。前回と比較すると、『参加したことがある』と回答した割合が減少した。参加した研修・セミナーは、「弁護士会主催の研修・セミナー」「高齢者虐待相談センター主催の研修・セミナー」「その他の研修・セミナー」の割合が減少した。

図表 I -41 図表 I -42 問 27.高齢者虐待に関する研修・セミナー等の参加状況(〇はいくつでも)

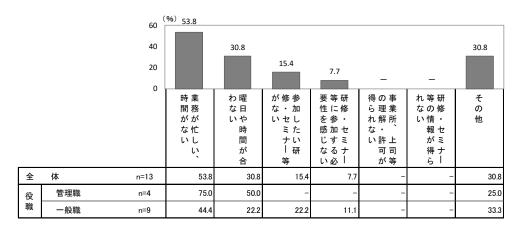


図表 I -43 図表 I -44 問 27.高齢者虐待に関する研修・セミナー等の参加状況【前回】 (〇はいくつでも)



「研修・セミナー等に参加したことはない」と回答した方に、参加していない理由を尋ねたところ、回答者数が13人と少ないため参考までではあるが、「業務が忙しい、時間がない」が半数を占めた。

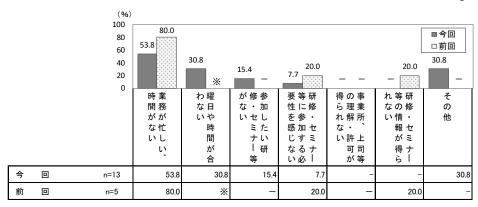
図表 I-45 問 29.高齢者虐待に関する研修・セミナー等へ参加しない理由(○はいくつでも)



問 29. 「その他」の主な意見

・研修がコロナのため中止となり、参加できていません 等

図表 I -46 問 29.高齢者虐待に関する研修・セミナー等へ参加しない理由【前回】(〇はいくつでも) 参考値として掲載

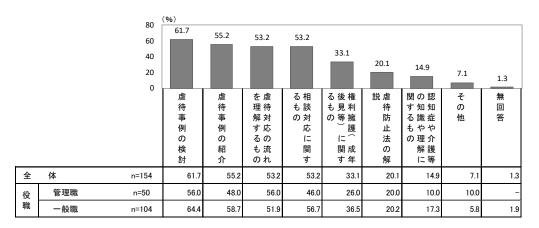


※選択肢なし

(2) 研修・セミナー等への希望内容

高齢者虐待に関する研修・セミナー等にどのような内容を希望するかについては、「虐待事例の検討」が61.7%で最も多く、次いで「虐待事例の紹介」「虐待対応の流れを理解するもの」「相談対応に関するもの」が5割強であった。役職別でみると、管理職で「虐待対応の流れを理解するもの」の割合が高かった。前回と比較すると、「虐待対応の流れを理解するもの」の割合が高かった。

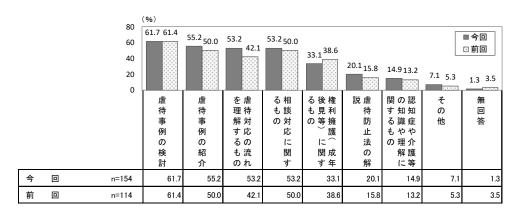
図表 I-47 問 28.高齢者虐待に関する研修・セミナー等への希望内容(○はいくつでも)



問 28. 「その他」の主な意見

- ・虐待者の支援に関するもの、他制度、他の支援機関の情報
- ・虐待が起きる背景についての心理学的アプローチ、なぜ虐待が起きるのか、虐待者の 心情や状況はどうか 等

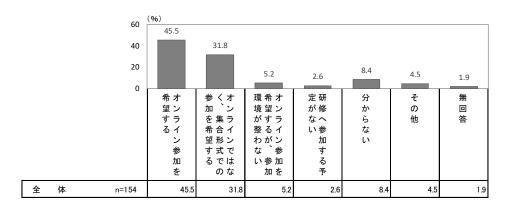
図表 I-48 問 28.高齢者虐待に関する研修・セミナー等への希望内容【前回】(〇はいくつでも)



(3) 研修の希望参加形態

虐待相談センターの研修にどのような形態で参加を希望するかについては、「オンライン参加を希望する」が 45.5%で最も多く、次いで「オンラインではなく、集合形式での参加を希望する」が 31.8%であった。

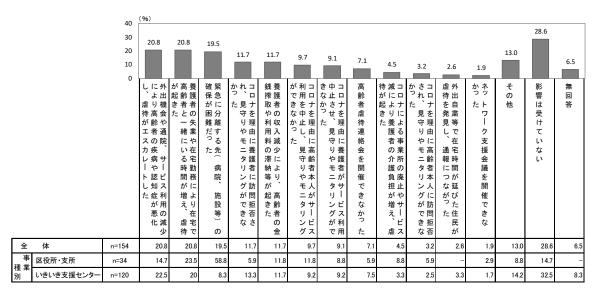
図表 I -49 問 30.虐待相談センターの研修への希望参加形態(○は1つだけ)



7. 新型コロナウイルスの影響について

(1) 新型コロナウイルスによる虐待対応への影響

新型コロナウイルスによる虐待対応への影響については、「影響は受けていない」が 28.6%で 最も多かった。影響を受けたものについては、「外出機会や通院、サービス利用の減少により高 齢者の疾病や認知症が悪化し、虐待がエスカレートした」「養護者の失業や在宅勤務により在宅 で高齢者と一緒にいる時間が増え、虐待が起きた」「緊急に分離する先(病院、施設等)の確保 が困難だった」がそれぞれ 2 割程度あった。



図表 I-50 問 31.新型コロナウイルスによる虐待対応への影響(Oはいくつでも)

問 31. 「その他」の主な意見

- ・訪問時の方法(できるだけ短く)が変わった、やっと会えてもコロナ対策(換気)に 気をとられる
- ・保健センターとの連携が難しくなった
- ・入院、入所先で本人に面談できず、意志や状況の確認ができない等

(2) 影響に対しての対応方法(問32.主な意見)

- 1 コロナを理由に高齢者本人に訪問拒否され、見守りやモニタリングができなかった
 - ・訪問拒否があったため、家族(別居)に見守り等を依頼した。電話によるモニタリングを 実施した。

2 コロナを理由に養護者に訪問拒否され、見守りやモニタリングができなかった

- ・訪問拒否の際に親族やサービス事業者など関係する機関と情報共有を行いモニタリングを 実施した。認知症の悪化によるエスカレートを予防するため、ショートステイやデイサー ビスの利用と調整し、養護者との距離をとるなどで対応。すべてにおいて状況が変化すれ ばネットワーク支援会議を開催し、対応を検討、実施している。
- ・通常行っていた虐待対応+コロナ禍で気をつけるポイントを訪問の前に職員へあらためて 伝えている(※在宅時なのでマスクつけていないことが多いが、ケースのことで頭いっぱ いでマスク着用してもらうこと依頼することを忘れないようにするとか、マスク持参させ るとか、フェイスシールド持参とか)。

- ・担当ケアマネジャーが自宅に訪問ができないため、デイサービス利用時を活用してモニタ リングを実施。
- ・電話でモニタリングを行い、養護者との関係構築に努め、モニタリング訪問につなげた。
- 3 コロナを理由に高齢者本人がサービス利用を中止し、見守りやモニタリングができなかった
 - ・コロナ禍でデイサービスの利用を強制することはできないので、落ち着いたらサービスに つなげていくよう本人や家族に伝えた。
 - ・本人への電話連絡や訪問して手紙を残し、状況確認を行った。
- 4 コロナを理由に養護者がサービス利用中止させ、見守りやモニタリングができなかった
 - ・往診医や担当ケアマネジャーなど、関わりのある残された関係者が観察をしたり、関係者 へ情報共有するよう役割分担を変更し対応、場合により分離することも視野に入れ、ケア 会議などで話し合った。
 - ・電話によるモニタリング、別居の家族から情報収集。民生委員等、近隣住民による見守り 依頼。
 - ・電話対応した。ケアマネジャーの訪問は OK だったので対応を依頼して、何とかサービス再 開につなげた。
- 5 緊急に分離する先 (病院、施設等)の確保が困難だった
 - ・多数の施設に当たった。
 - ・親族が引き取った。
 - ・一時保護した施設から他の施設に移行させる場合、一定の日数を条件とされ(細かい問題 はあるが)結果として利用者負担が高くなった。
- 6 外出機会や通院、サービス利用の減少により高齢者の疾病や認知症が悪化し、虐待がエスカレートした
 - ・本人、養護者にサービス事業所が行っている感染対策やサービス利用しないことによる ADL 低下を説明し、なるべくサービス継続していただくようにした。
 - サービスの見直しをした。
 - ・虐待者からの相談であったため、本人の労をねぎらい、傾聴を中心に対応した。
- 7 高齢者虐待連絡会を開催できなかった
 - ・虐待連絡会は書面開催となった。
 - ・虐待連絡会の開催を延期した。
- 8 ネットワーク支援会議を開催できなかった
 - ・担当ケアマネあるいはデイサービス等の担当者と連携を図る他、医療機関とも連絡を取り合いながら情報収集に努め、問題解決に向けてアプローチを図った。
- 9 養護者の収入減少により、高齢者の金銭搾取や利用料の滞納等が起きた
 - ・養護者の生活面、家計相談として仕事暮らし自立サポートセンターへつなげ、かかわって もらった。サービス事業所への滞納については分割対応など具体的に事業所と話ができる 場をつくり、対応した。
 - ・支援会議を開催し関係機関で対応を検討した。被虐待者へ連絡し、助言と意向確認する。
 - ・暴力、暴言、金銭搾取から逃れるために施設入所。
- 10 コロナによる事業所の廃止やサービス減により養護者の介護負担が増え、虐待が起きた
 - ・別のサービスを案内することで介護負担の軽減を図った。

11 養護者の失業や在宅勤務により在宅で高齢者と一緒にいる時間が増え、虐待が起きた

- ・サービス追加で養護者と高齢者が離れる時間を作り、養護者のストレス軽減をはかる。
- ・養護者が孤立しないように個別に連絡したり、参加できる事業やイベントの情報提供を行ったりした。事務所へ来所された時などは気持ちを傾聴した。
- ・養護者がコロナの影響により失業した。高齢者の見守り訪問をしていたため、一度、養護者にお会いしてお話を伺った。養護者に施設を勧めるが話を聞かないため、高齢者のケアマネジャーに連絡し、ケース会議を行った。
- ・被虐待者が入所することで分離。収入減への対応(養護者)としては、生活保護、仕事暮らし自立サポートセンターなどを紹介。

(3) 対応で困っていること(問33.主な意見)

○困難性の高さ(20件)

- ・サービスの導入を進めたくてもコロナを理由に断られてしまう。
- ・家庭訪問を断わる理由として正当性がある事でケアマネの面会が制限されてしまう。
- ・相談件数がかなり増加して、別の総合相談の対応もあり、社会福祉士が手いっぱいで、いきいき支援センター内でチームを組み対応にあたってきた(社士が必ず入る)が、コロナウイルスの影響以降は社士の負担がかなり増えた。
- ・行政の対応が遅く、思うように支援が進まない。もっとフットワーク軽く動いてもらわないと虐待が悪化する恐れが多く不安が大きい。(支援者側としても)

○受け入れ先の確保(12件)

- ・コロナで施設の受け入れが厳しくなっている。検診を受けてからでないと受けてくれない 施設もある。
- ・相談が増したと思う。受け入れる病院、ホームが減り困っている。
- ・世帯分離や緊急措置で施設入所を調整しようとしてもコロナを理由に受け入れてくれると ころがないところ。一時期病院への入院について、入院を制限されたりして調整が難しい 事があった。
- ・緊急に分離する場合の手順が増えた事と、施設入所後、健康観察により、日常生活に制限 がされるため被虐待者の負担が大きく、対応が進まない。

〇在宅時間増等からの発見の遅れ(8件)

- 表面化されにくくなったのではないかと思う。
- ・民生委員の訪問が減少しているため、セルフネグレクトなどが発見しづらい状況になって おり、重症化してから発見されることが多くなった気がする。

○養護者の負担増(4件)

- ・養護者が収入減したり、仕事が無くなる事で、(経済的に)介護負担が増えた。
- ・外出する事ができなくなり虐待者の介護疲れが増えた。先が見えない状況で虐待者の不安 が大きくなっている。

〇清潔保持·感染対策(2件)

・感染対策を取り訪問するが、虐待の訪問先は換気も出来ず感染予防が充分ではない。高齢 者本人の入院が必要と判断しても、病院側が感染防止の為受け入れてもらえない。

○その他

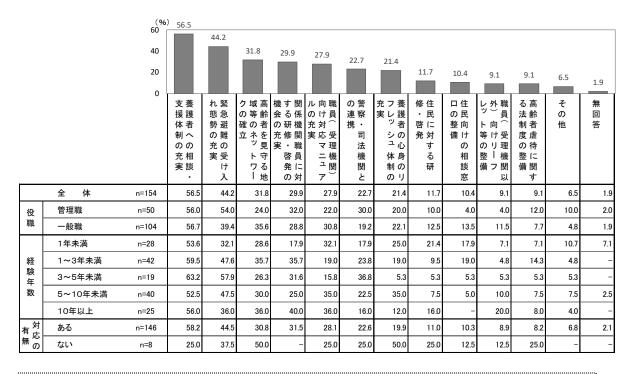
- ・入所先を見つけても、入所までに時間差 (ラグ) が生じることがある。実際には対応する 事は無かったが、虐待者・養護者どちらかが陽性または濃厚接触者になった時の入所時や サービス調整などどうしていけばよいか不安がある。
- ・コロナにより虐待者の収入が減ったり、家族が自宅にいる時間が長くなることによる、ストレスなどが弱い立場に向けられることやそのおそれがあることへの恐怖が被虐待者にも 支援者にもあること。
- ・この時期なので亡くなられてもコロナが原因とか、他の理由なのか分からない。

8. 高齢者虐待の防止と対応に向けた今後の課題について

(1) 高齢者虐待の防止のために望まれること

養護者による高齢者虐待の防止に向けて必要と感じる主なことは、「養護者への相談・支援体制の充実」が56.5%と最も多く、次いで「緊急避難の受け入れ態勢の充実」が44.2%、「高齢者を見守る地域等のネットワークの確立」が31.8%であった。役職別でみると、管理職で「緊急避難の受け入れ態勢の充実」、一般職で「高齢者を見守る地域等のネットワークの確立」が高く、差が大きかった。

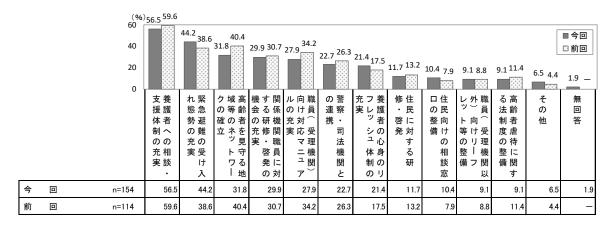
図表 I-51 問 34.養護者による高齢者虐待防止に向けて必要なこと(〇は3つまで)



問34.「その他」の主な意見

- ・担当する職員の数と質を上げること
- 虐待対応専門機関の新設
- ・家族関係の再構築に向けた支援プログラム
- ・専門職も含めた地域の人権意識の向上 等

図表 I -52 問 34.養護者による高齢者虐待防止に向けて必要なこと【前回】(○は3つまで)



(2) 高齢者虐待の防止、発見、早期対応のために工夫・実践していること(問35.主な意見)

- 〇ケアマネジャーやサービス事業者との協力体制づくり(15件)
 - ・ケアマネジャーなど、被虐待者や養護者に関わる人との連携・情報集約に努めている。また、必要に応じて集約した情報を関係者や区役所福祉課に報告している。様々な支援者が被虐待者や養護者に関わるので役割分担を明確にする様にしている。
 - ・虐待は「疑い」であっても通報する義務があり、高齢者の支援に関わる人たちには些細な事でもそれを連絡してもらいたいと伝えている。ケアマネジャーさんには、養護者が本人に対して一生懸命すぎたり、充分やれることはやっているという思いから"虐待者にしたくない"と通報をためらうケースもあるが、虐待の通報をする事で養護者を守ることにもつながる事を伝えている。
 - ・通報者になりうる関係者 (ケアマネジャー、サービス事業所、民生委員など) との信頼関係構築。(話しやすい関係作り)
 - ・ケアマネジャーが付いている場合は、ケアマネジャーと養護者との関係を良好に保ち続けることを重視。そのうえで、ケアマネジャーが孤立しないよう、息が詰まらないように、ケアマネジャーの話の傾聴をしっかり行う。

○養護者との信頼関係づくり(13件)

- ・養護者またはその家族と定期的に面談し、相談しやすい環境を作っている。
- ・対象者の話をよく聞くこと、表情の変化などに注意する。可能であれば、本人、介護者、 それぞれに別の場所で話を聞くようにする。
- ・養護者の介護に関する不安があると感じた時、話をよく傾聴するようにしている。養護者 の頑張りや苦労を受け止め、養護者の体調にも気を配るようにしている。養護者との関係 作りをしながらサービス調整や病院との連携を行い、再発する恐れがある時に素早く情報 共有・発見ができるようにしている。
- ・養護者の状況(仕事・病気等)に変化が無いかを確認。

○関係機関との連携強化(12件)

- ・関係機関との連携を図るために普段から顔の見える関係作りを行う。(会議・研修などの際)
- ・連携機関・関係者との認識の差がないよう、情報共有(リアルタイムで)できるよう心が けている。(FAXで)

・関係機関から通報や相談があった場合、詳しく情報を確認し、関係する機関、事業所と共 有し、その虐待につながるかもしれない行為が未然に防げる様にする。

○複数職員での対応(9件)

- ・疑わしい相談があったら、一人で持たずに他職員や他機関と共有する。
- ・担当者が一人で判断し抱え込まないようにチームで対応する。
- ・事務所全体で考えることが多いので、養護者への支援方法も色々検討できていると思う。 二人体制で動いているので、新人でも勉強になるし、負担が少ない。動き方も分かってく るので、自信にも繋がり、結果虐待対応できる職員が増えて、早期対応が可能になると思 っている。

〇研修開催や啓発活動(9件)

- ・いきいき支援センターで行うケアマネジャーへの研修内で、虐待について学んでもらう機 会を作っている。
- ・「疑い」の時点で情報共有ができるようケアマネジャー、民生などに個別に啓発を試みてい る。
- ・ケアマネジャーサロンで虐待防止の為の研修開催。
- ・民生委員向けに高齢者虐待の早期発見のためのパンフレットを作成し、普及啓発を行った。

〇地域との連携強化(6件)

- ・地域に埋もれている虐待ケースを見つけ出すのは難しいので、できる限り地域住民が気付 く心配なケースが情報として入ってくるように、民生委員や地域サロン等で関りを持つ時 に、身近な相談機関だと思ってもらえるような関係作りを心がけている。
- ・地域に向けた高齢者虐待についての理解、相談対応をどのようにすれば良いか等について の普及・啓発を行っている。

○虐待に気づくための工夫(3件)

- ・養護者の健康状態や家庭全体の経済状態に目を向け、家庭の健康レベルを注意して見ている。
- ・昨年度の虐待ケースを分類わけして傾向や特徴を把握することを始めた。

○養護者への支援に関すること(3件)

- ・養護者の今後のために支援機関とつながるよう支援する。(養護者の主治医へ連絡し協力が 得られるよう依頼する。)
- ・認知症の家族支援事業で個別にモニタリングし、現状把握。早めに、サービスの利用(ケアマネへの相談)、困っている事への対応(チラシ等での案内)を行う。

○その他

- ・虐待に繋がる恐れのある方には、定期的にモニタリングを行う。
- ・一般的な相談でも、虐待が潜んでいないか注意してみている。
- ・職員の動きに目を配り、虐待事案についてはすぐに対応する様に声を掛けている。
- ・通報していただいた方と一緒に動き解決していく、成功体験を重ねていく事。対応が難し いケースであっても、必ず一緒に考えていくという姿勢を常に示す事。
- ・虐待も含めた困難ケースを抽出し、関係機関内で分析等を行っている。現場対応として は、事例を積み重ねてノウハウを蓄積してゆくしかないと思う。

・所内にミニライブラリーを作って、認知症をはじめとした書籍の貸出を始めた。虐待関連 ケースをはじめ、当事者、家族に多くの本も借りてもらっている。本は返却に来るので、 その時に様子を聞くことができる。当事者・家族のセルフエンパワメントの手法として有 効。

(3) 養護者による高齢者虐待のケースに関わるにあたっての意見(問36.主な意見)

○養護者への支援に関すること(13件)

- ・養護者の気持ちや背景の理解を慎重に進めて行くことが重要。また関連機関とも同じよう な意識で関わってもらえるよう調整が必要と感じている。
- ・養護者にとって、介護をすることは自分の時間が削られるような気持ちになり、ストレス となっている。養護者をサポートするとともに、被養護者自身が笑顔で生活してくれるこ とで養護者の介護負担が少なくなると思う。養護者、被養護者が孤立せず、社会の中で支 援していけたらいいと思う。
- ・養護者への支援が、虐待が終了した後も引き続き必要だと思われるが、被虐待者との分離 等でケアマネジャーも担当についておらず、フォローが難しい。いきいき支援センターも 業務が忙しい為、虐待者からの電話などがあれば対応できるが、それ以外では終了となっ てしまう。虐待等経験した養護者への見守り、フォローの充実が必要だと思う。
- ・精神疾患や、アルコール依存症等を抱える養護者支援が難しい。養護者が精神疾患である と思われるケースの場合、保健センターに早期より関わって頂きたい。
- ・養護者の将来的な生活にも目を向け、介入時期やタイミングを外さない様関係機関の方針 を決めていくことが大切であると感じる。

○行政の対応に関すること(10件)

- ・毎年、区役所の担当者が変わり、その対応が様々で困る。区役所の担当者の考え方で虐待 支援の方針が決まる様な感じがあり、大変危うく感じている。区役所が主とあるため、ネ ットワーク支援会議は開催してもらえない。ケース会議というかたちで、いきいき支援セ ンターが中心に働きかけている。区役所の担当者と上手く連携するために、担当者の意識 改革を望む。
- ・8050 問題等、養護者が子である場合に、子が引きこもり等何らかの精神疾患を持っている 可能性が高い。その場合、いきいき支援センターが高齢者の支援、養護者の子へは保健セ ンターの支援が望ましいが、保健センターが待ちの姿勢でアウトリーチの支援がなくて困 っている。
- ・高齢者虐待はじめ、障害者世帯などの複合的課題を変える世帯への支援については、分野を超えての関係機関の協力が必要であるが、行政機関の協力が少ない。特に最近は、虐待者が精神疾患を抱えているケースが多く、積極的に保健センターに介入して欲しいケースでも、いきいき支援センターが関わっていると一歩引いてしまい、対応してもらえないことが多すぎると思う。福祉課担当職員以外の職員に対する意識の向上、啓発も必要であると思う。
- ・ 虐待者が精神疾患を持っているケースが多々あり、保健センターと連携することが望ましいと思うが、相互理解することの難しさが存在する。
- ・養護者が無職に近い状態の場合、親の収入に頼って生計を立てている人がほとんどであ る。分離した場合生計が立てられなくなるため、難しい。また、なんらかの発達障害か精

神障害を有していると感じる事も多く、いきいき支援センターと区役所だけで対応するのは難しい。保健センターの考え方(精神保健)が、こちらのスピードと異なると感じる事も少なからずある。養護者へのフォローまでいきいき支援センターで担うのは難しく、関係機関の連携をもう少し上手くできるといいと思っている。

〇施策・制度・法律への要望(8件)

- ・虐待対応を行う専門の部署が必要(アドバイザーではなく実働部隊)。
- ・高齢者だけでなく、障害者や子供に関わる事など、複合的な事例が増えてきている。虐待 対応の一元化した組織の構築が必要であると心から思っている。
- ・被虐待者の意識確認が困難なため、支援が進まないことがある。虐待者が精神疾患のため 虐待につながる事が多いが、虐待者に病識が無く、家族にも理解が無いため、高齢者福祉 の立場からは介入できず、虐待が止められないことがある。保険料滞納などにより、給付 制限がかかり、介護サービスが導入できないことがある。このような場合に対応出来るよ う、法制度を含め体制を整えてもらいたい。
- ・行政以外の機関にも、措置の権限を持たせて頂きたいと思う。(難しい課題だとは思いますが)

○虐待対応に関すること(7件)

- ・虐待者支援に関する機関が少ない。いきいき支援センターだけで虐待者支援は困難。
- ・虐待ケースは、虐待者が(養護者含め)粗暴であるケースも少なくない。やはり、対応する職員の安全は最優先で、また委縮することなく対応する事ができる体制作りは必要かと考える。安心して対応できれば、虐待者とのコミュニケーションも図れるようになり、解決にも繋がると思う。
- ・現実として、高齢者が自ら保護を求めているが、虐待の程度が低い場合の対応に困っている事がある。レスパイト的な利用のできる施設があると良いと思った。

〇他機関との連携(6件)

・養護者が何らかの障害を持っている方の対応について、保健センター・基幹センターに相 談しても、養護者本人からの相談でないと対応してくれず困っている。被虐待者・その家 族が相談しても受付してくれないのが現状。精神障害者の方は、自分で相談するケースが 圧倒的に少ないと感じる。

○職員に関すること(5件)

- ・他の業務との掛け持ちで対応するため、十分な時間、必要な時間が取れず、どうしてもお ざなりになってしまう。異動が多いため、十分な知識、経験がないまま対応しなければな らない。
- ・本来、充分トレーニングを積んだ職員で専門的に対応すべきであると思う。異動について も、できれば経験者または希望する者で体制が組めるようにするのが良いのではないか。
- ・養護者と被虐待者への支援を別々の担当にし、お互いの気持ちに寄り添った対応を心がけている。

○啓発の必要性(4件)

・虐待は家族の中で行われているケースが多く、受理するのは「氷山の一角」だと思う。地域住民に、虐待についての周知が必要だと思う。(様々な事情で電話もしない場合もあるかと思うが)

・「虐待」という言葉が一人歩きしてしまい、虐待=暴力というとらえ方をしている人が多い (専門職も)。それが発見を遅らせている。虐待を発見することが重要なのではなく、権利 や人権を侵害されている人がいるという状況を捉え、改善していく事が必要。そのために は、しっかりと基本に立ち返って「権利」に向き合う必要がある。また、アセスメントの 視点としては、家族システム論の理解が必要だが、家族システムについて学ぶ機会がほと んどない。

〇被虐待者(高齢者本人)に関すること(2件)

・本人が望まないと、どれだけ辛い状況でも分離できないし、何も支援してあげられないこ とに無力感を感じる事が多い。

○障害者基幹相談センターの役割について(2件)

・障害者がいる場合、基幹センターに相談しても、本人、相談者が困ってないと言えば、相 談に乗ってもらえない状態が困る。全てフォローがいきいき支援センターで行うことにな り負担を感じる。

○受理機関の間での虐待に対する認識の違い(2件)

・受理機関であれば根拠が必要になるが、根拠が職員によって変わる時がある。命の危険の 判断さえも変わる時があり、包括では強制的に分離する権限が無いので、役所と判断が変 わると手詰まりになっていることもある。

○その他

- ・身内の面倒を引き受けようという人が減っている事を感じている。以前なら身内や近所の 世話役の様な人の介入で解決していたようなケースも、どんどん行政に持ち込まれる事が 予想される。行政強化は必至。
- ・時間外の医療保護入院がしやすくなると良い。
- ・現行犯でなくても、自傷他傷の可能性がある時は、警察・保健センターにも対応してもらいたい。
- ・ほとんどの場合、養護者に精神障害がある(もしくは疑われる)、経済的な力がない、共依存のケースにあたる。昔からの家族関係もあるが、虐待に至るまでの前段階の支援をもっと充実させる必要がある。就職支援、障害者の支援、医療の支援、インフォーマル支援が総合的に力を合わせて取り組むことが不可欠。
- ・入院、転院する際の保証人について、どの病院も保証人がないと受け入れてくれない。何 とかならないか。
- ・養護者=虐待者とする構図のみ判断する点に疑問。ある意味では養護者が被虐待者と思えるケースがある。適切なサービス等を提供する上で、虐待を回避できるケースが少なくない状況もあり、実際虐待ケースとして想定されてからではやや遅く、事前に対応できるネットワークを作っていくようにしたいのだが。
- ・虐待相談センターのスーパーバイザーについて、どのような方がいらっしゃるのか把握していないので、分かると良いなと思うのと、支援会議への出席以外に気軽に相談できるなど、どのような活用の仕方があるのか分かると便利かと思う。
- ・担当者の精神的負担は大きいので他の職員よりリフレッシュできる場を作ってあげたい。

9. まとめ

【高齢者虐待の認識】

前回調査では「食事を食べこぼしたことを頻繁にどなりつける」を虐待に該当すると回答した割合が77.2%だったのが、今回では93.5%となり、ほとんどの項目で9割を超える割合で正しく認識されていた。一方、身体的虐待に該当する「医学的判断に基づかないリハビリを強要する」行為や、心理的虐待に該当する「家族や親族等との団らんから排除する」行為について、今回の調査結果において「虐待に該当する」と回答した人が9割未満だった。これらの行為は、虐待者側に虐待しているといった認識が低く、判断がつきにくい行為であるため、「なぜ虐待にあたるのか」も踏まえて研修等で理解を図っていく必要がある。

【高齢者虐待対応の状況や困難な点】

高齢者虐待の判断における困難なことでは、状況確認や証拠が得られないといった情報収集の困難さが多くあがっており、前回調査でも同様の結果となっている。また、新型コロナウイルスによる虐待対応への影響について、「コロナを理由に養護者に訪問拒否され、見守りやモニタリングできなかった」、「コロナを理由に養護者がサービス利用を中止させ、見守りやモニタリングできなかった」がそれぞれ1割程度となっている。これらのことから、コロナ禍という状況がより一層情報収集の困難性を高めている可能性がある。

虐待対応にあたって困難なこととして、「被虐待者と虐待者の依存関係の強さ」「被虐待者が支援を望まないこと」が高かった。被虐待者の意思を尊重しつつも、被虐待者の権利利益を擁護する視点で対応することが重要である。さらに、前回調査との比較では、「緊急保護をした後の受入先の不足」の割合が高くなっているが、新型コロナウイルスによる虐待対応への影響として、区役所・支所が「緊急に分離する先(病院、施設等)の確保が困難だった」と回答した割合がら割近くを占めており、コロナ禍という状況が続く中では今後も受け入れ先の不足が想定される。また、「立入調査実施の判断」の割合も増加しているが、判断に関しては虐待相談センターやスーパーバイザーを活用しながら、虐待防止ネットワーク支援会議において検討されることが望ましい。

養護者支援について、「権利擁護制度の活用」「生活保護等の経済面に関する助言・支援」「介護保険以外のサービス等の利用・追加、変更」といった項目に「必要だと思う内容」と「実施している内容」とに差が見られた。「必要でも実施できないことが時々ある」「必要でも実施できないことが多い」「必要でも実施できていない」を合わせた回答が約半数を占めていることからも、養護者支援の困難性がうかがえる。

【各種会議の開催、関係機関との連携】

関係機関との連携について、今回調査した「区役所・支所」「いきいき支援センター」は双方で連携がとられている。また、「区役所・支所」は警察署や医療機関、「いきいき支援センター」では介護保険サービス事業所とそれぞれ連携があったことがわかった。各機関にそれぞれ役割があるため、ケースによって連携先は異なるが、日頃から連携が必要であろう機関等とは関わりを持っていく必要がある。また、機関同士の認識のずれ、見解の違い、意識の差が課題として挙がってきており、認識等を統一していくことも連携を図っていくうえで重要なことである。

【研修・セミナー等】

研修やセミナーの参加状況は、前回と比べて参加経験者割合は減少している。コロナ禍で研修が中止となっていることも要因の1つであると考えられる。今後は、そのような状況でも開催できるオンラインでの研修を充実させていく必要がある。ただオンラインでの研修は参加者同士の交流が図りづらいといった課題があるので、グループワークを取り入れるなどの工夫が必要だと考える。

研修・セミナー内容については、虐待事例の検討・紹介、虐待対応の流れの理解、相談対応といった希望が多く、法律や制度といった知識を深めるものだけでなく、より実践に即している内容の研修を開催していくことが求められている。

【高齢者虐待の防止と対応に向けた今後の課題】

高齢者虐待防止のために、「養護者への相談・支援体制の充実」が最も多い結果となった。自由意見から「養護者との信頼関係づくり」が重要という意見もあり、養護者から相談を受けたり支援をしていくためには、まずは関係性を築いていくことが必要となってくる。また、「通報することで養護者を守ることにつながる」ため、被虐待者を守ることだけでないことも今後の研修等で周知を図っていくことが必要である。

虐待防止・早期発見対応のためには、地域も含めた様々な関係機関等との連携が必要である。また、虐待事案に対応するにあたっては一人で抱え込まず、チーム等組織で対応することが重要であり、関係機関等との連携のほかに、事務所内でもチーム等の複数人で対応する実践も行われていることがうかがわれた。

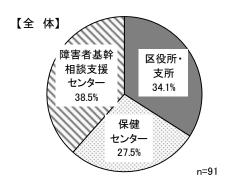
Ⅱ 調査対象:障害者虐待受付機関

1. 回答者の基礎情報

(1) 事業所別

回答者の勤務する事業所は、「障害者基幹相談支援センター」が38.5%、「区役所・支所」が34.1%、「保健センター」が27.5%であった。

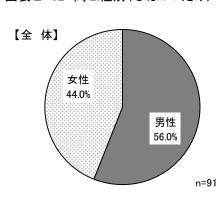
図表Ⅱ-01 問 1.事業所の種別(○は1つだけ)



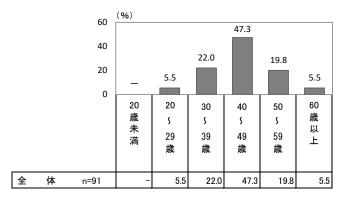
(2)性別・年齢

回答者の性別は、「男性」が 56.0%、「女性」が 44.0%で、年齢は「40~49歳」が最も多く、 5 割弱を占めた。

図表Ⅱ-02 問 2.性別(○は1つだけ)



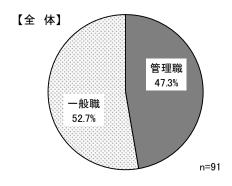
図表Ⅱ-03 問3.年齢(○は1つだけ)



(3) 役職

回答者の役職は、「一般職」が52.7%、「管理職」が47.3%であった。

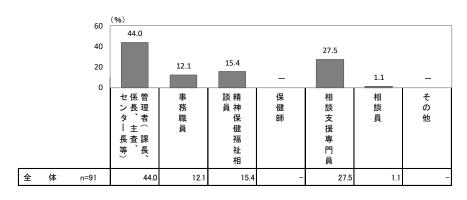
図表Ⅱ-04 問4.役職(○は1つだけ)



(4) 職種

回答者の職種(※保有する資格ではなく、雇用されている職種)は、「管理者(課長、係長、主査、センター長等)」が最も多く44.0%、次いで「相談支援専門員」が27.5%であった。

図表Ⅱ-05 問 5.職種(○は1つだけ)



(5) 経験年数

回答者が現在の業務にたずさわった経験年数は、「1~3 年未満」が最も多く 30.8%、次いで「1 年未満」が 20.9%、「3~5 年未満」が 19.8%であった。

図表Ⅱ-06 問 6.経験年数(○は1つだけ)

			1年未満	1~3年未満	3~5年未満	5~10年未満	10年以上
全	体	n=91	20.9	30.8	1	19.8	4 13.2

(6) 障害者虐待の対応

障害者虐待の対応をしたことがあるかについては、回答者の7割強が「ある」と回答した。 経験年数別でみると、経験年数が長くなるにつれ「ある」の割合が高くなった。

図表Ⅱ-07 問 7.高齢者虐待の対応の有無(○は1つだけ)

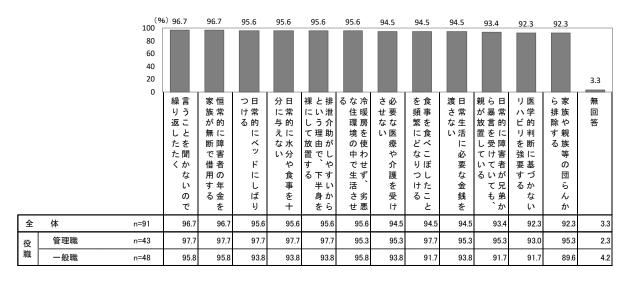
			ある	ない	無回答	
						-
全	体	n=91		75.8	23.1	1.1
	1年未満	n=19	47.4		47.4 5.3	
経験年数	1~3年未満	n=28		78.6	21.4	0.0
	3~5年未満	n=18		83.3	16.7	0.0
	5~10年未満	n=14		85.7	14.3	0.0
	10年以上	n=12		91.7	8.3	0.0

2. 障害者虐待の認識について

(1) 障害者虐待に該当すると思う行為

障害者虐待に該当すると思う行為については、すべての項目において、回答者の9割以上が 虐待に該当すると回答した。役職別でみると、「食事を食べこぼしたことを頻繁にどなりつけ る」「家族や親族等の団らんから排除する」などで、管理職と一般職に差があった。

図表Ⅱ-8 問 8.虐待に該当すると思う行為(○はいくつでも)



図表Ⅱ-9 問8.虐待に該当すると思う行為【前回】(○はいくつでも) 参考値として掲載

		80 60 40 20	96.7 94.2	96.7 96.2	95.6 96.2	95.6 98.1	95.6 98.1	95.6	94.5 98.1	94.5	94.5 90.4	93.4 90.4	92.3	92.3	28.8	21.2		今回前回
		0	したたく言うことを聞かないので繰り返	無断で借用する恒常的に障害者の年金を家族が	日常的にベッ ドにしばりつける	えない 日常的に水分や食事を十分に与	する※1 理由で、下半身を裸にして放置排泄介助がしやすいからという	境の中で生活させる冷暖房を使わせず、劣悪な住環	い要な医療や介護を受けさせな	にどなりつける食事を食べこぼしたことを頻繁	い日常生活に必要な金銭を渡さな	いるといても、親が放置して日常的に障害者が兄弟から暴言	リを強要する医学的判断に基づかないリハビ	する。家族や親族等の団らんから排除	いつも親子でどなりあっ ている	ている	者が仕方なく見守っどうしても拒否する障害者が福祉サービ	無回答
今		n=91	96.7	96.7	95.6	95.6	95.6	95.6	94.5	94.5	94.5	93.4	92.3	92.3	*	*	*	3.3
前	回	n=52	94.2	96.2	96.2	98.1	98.1	*	98.1	82.7	90.4	90.4	*	*	28.8	21.2	15.4	-

※選択肢なし

※1 前回は、「(排泄介助がしやすいからと)下半身を裸にして放置する」

(2) 虐待者、被虐待者の認識と虐待に該当するかどうかの関係

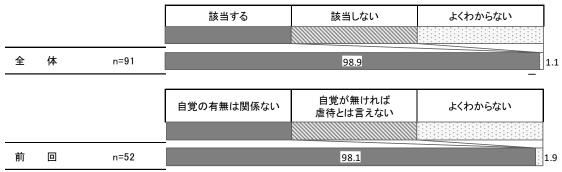
虐待者に「虐待しているという自覚(認識)」が無い場合、虐待に該当するかについて尋ねたところ、98.9%が「該当する」と回答した。役職別でみると、管理職では全員が「該当する」と回答した一方、一般職では2.1%が「わからない」と回答した。

また、被虐待者に「虐待されているという自覚(認識)」が無い場合についても、97.8%が「該当する」と回答した。役職別でみると、管理職では全員が「該当する」と回答した一方、一般職では4.2%が「わからない」と回答した。

図表Ⅱ-10 問 9.虐待者に自覚(認識)が無い場合、虐待に該当するか(○は1つだけ)

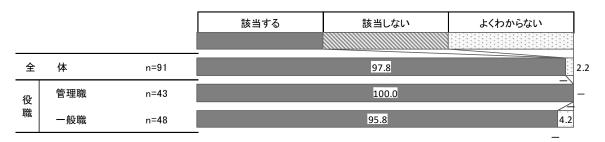
			該当する	該当しない	よくわからない
全	体	n=91		98.9	1.
役	管理職	n=43		100.0	
職	一般職	n=48		97.9	2.

図表Ⅱ-11 問 9.虐待者に自覚(認識)が無い場合、虐待に該当するか【前回】(○は1つだけ)

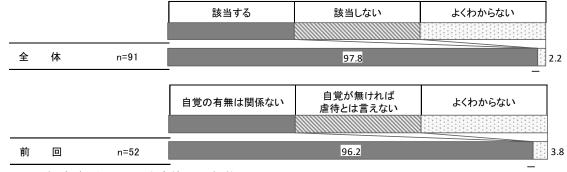


※選択肢が異なるため、参考値として掲載

図表Ⅱ-12 問 10.被虐待者に自覚(認識)が無い場合、虐待に該当するか(○は1つだけ)



図表Ⅱ-13 問 10.被虐待者に自覚(認識)が無い場合、虐待に該当するか【前回】(○は1つだけ)



※選択肢が異なるため、参考値として掲載

3. 障害者虐待対応の状況や困難な点について

(1) 障害者虐待疑い時の所内での協議

虐待が疑われる通報や届出を受け付けた時、所内の複数の職員間で共有や協議をしているか については、全員が「協議している」と回答した。

図表 Ⅱ-14 問 11.虐待が疑われる時の所内での協議(○は1つだけ)

			協議している	協議していない	わからない]
全	体	n=91		100.0		(-
役	管理職	n=43		100.0	_	-
職	一般職	n=48		100.0	_	-

(2) 障害者虐待の判断にあたって困難なこと

障害者虐待に該当するかどうかの判断にあたり、迷ったり悩んだりすることについては、「状況確認のための情報収集が難しい」が81.3%で最も多く、「虐待の証拠が得られない」が56.0%と、情報収集の困難さをあげる回答が多かった。役職別でみると、管理職で「虐待の証拠が得られない」「通報内容が疑わしい」の割合が高く、一般職との差が大きかった。対応の有無別でみると、ある層では「不適切な行為と虐待行為の境目がわからない」の割合が、ない層では「職場の職員間で障害者虐待に対する認識のバラつきがある」の割合が高く、差が大きかった。

図表Ⅱ-15 問 12.障害者虐待の判断にあたり、困難なこと(○は3つまで)

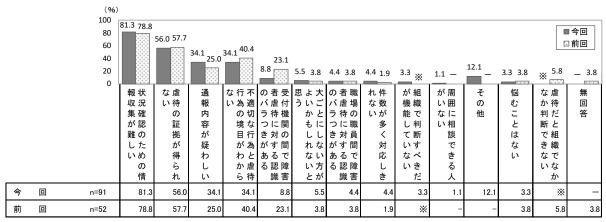
		100 80 60 40 20	81.3	56.0	34.1	34.1	8.8	5.5	4.4	4.4	3.3	1.1	12.1	3.3
			報収集が難しい状況確認のための情	ないとは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	通報内容が疑わしい	い 境目がわ適切な行為と	バラつきがある虐待に対する認	うかもしれなごとにしない	ラ待の つに職	れない	が機能していない組織で判断すべきだ	がいない問囲に相談できる人	その他	悩むことはない
全	体	n=91	81.3	56.0	34.1	34.1	8.8	5.5	4.4	4.4	3.3	1.1	12.1	3.3
役	管理職	n=43	81.4	72.1	41.9	30.2	7.0	4.7	2.3	4.7	2.3	-	9.3	2.3
職	一般職	n=48	81.3	41.7	27.1	37.5	10.4	6.3	6.3	4.2	4.2	2.1	14.6	4.2
	1年未満	n=19	89.5	63.2	36.8	36.8	5.3	5.3	5.3	5.3	-	-	-	-
経	1~3年未満	n=28	75.0	53.6	32.1	32.1	7.1	7.1	ı	7.1	3.6	3.6	17.9	3.6
験年	3~5年未満	n=18	77.8	55.6	33.3	33.3	11.1	5.6	11.1	-	11.1	-	22.2	5.6
数	5~10年未満	n=14	85.7	50.0	42.9	42.9	14.3	-	7.1	-	-	-	7.1	-
	10年以上	n=12	83.3	58.3	25.0	25.0	8.3	8.3	-	8.3	-	-	8.3	8.3
有にの	ある	n=69	79.7	56.5	34.8	37.7	8.7	2.9	1.4	5.8	2.9	1.4	13.0	4.3
無の	ない	n=21	85.7	52.4	33.3	23.8	9.5	9.5	14.3	_	4.8		9.5	-

※対応の有無の無回答については、全体数のみに含む。以降の集計も同じ。

問 12. 「その他」の主な意見

- ・通報したいが、本人がそれを悩み拒む様子がある場合、その対応について困った
- ・虐待者、被虐待者共に支援対象者である場合、どう判断すべきか、また対応の方法に 迷う 等

図表Ⅱ-16 問 12.障害者虐待の判断にあたり、困難なこと【前回】(○は3つまで) 参考値として掲載



※選択肢なし

(3) 障害者虐待の対応にあたって困難なこと

障害者虐待の対応にあたり、悩むこと、問題となることや困難と感じることについては、平均点でみると、被虐待者が支援を望まないこと(本人の意思の尊重と必要な支援との相違)」が最も高く、次いで「被虐待者と虐待者の依存関係の強さ」「緊急一時保護をはじめとする分離介入するか、在宅の支援を継続するかの判断」の順となった。

図表Ⅱ-17 問 13.虐待の対応にあたり、困難なこと【全体】(優先順位の高い順に5つまで)

																				(%)
全体	調査数(件)	必要な支援との相違)こと(本人の意思の尊重と被虐待者が支援を望まない	と虐待者が対応を望まないこ	望まないこと虐待者以外の家族が対応を	係の強さと虐待者の依存関	会議が開催されないことタイムリーに関係者による	実施の判	支援を継続するかの判断る分離介入するか、在宅の緊急一時保護をはじめとす	の不足緊急保護をした後の受入先	職員の人数不足	職・人材の不足虐待対応の知識を持つ専門	度差があること受付機関の間で対応への温	約する機関が曖昧なこと関係機関が集めた情報を集	を決めることが難しいこと課題解消に向けて役割分担	者の合意が得られないこと方向性を検討する際に関係	らいこと医療分野との連携が図りづ	こと警察との連携が図りづらい	その他	悩むことはない	無回答
1位	91	36.3	3.3	4.4	12.1	2.2	-	13.2	4.4	8.8	7.7	2.2	-	1.1	-	-	-	2.2	-	2.2
2位	91	14.3	6.6	6.6	18.7	-	5.5	8.8	14.3	7.7	9.9	1.1	2.2	-	2.2	-	-	-	-	2.2
3位	91	8.8	4.4	4.4	19.8	2.2	5.5	6.6	9.9	3.3	16.5	2.2	-	3.3	1.1	1.1	1.1	-	-	9.9
4位	91	9.9	6.6	1.1	6.6	1.1	3.3	19.8	6.6	6.6	6.6	7.7	2.2	-	4.4	2.2	-	-	-	15.4
5位	91	1.1	4.4	4.4	6.6	6.6	5.5	4.4	6.6	3.3	4.4	1.1	3.3	5.5	3.3	5.5	3.3	1.1	-	29.7
平均点	91	2.86	0.74	0.68	2.14	0.26	0.51	1.65	1.29	1.01	1.45	0.38	0.16	0.21	0.24	0.13	0.07	0.12	0.00	1.10

問 13. 「その他」の主な意見

・二の足を踏み、実施に至らない組織がある 等

図表Ⅱ-18 問 13.虐待の対応にあたり、困難なこと【平均点】(優先順位の高い順に5つまで)

		5	(点)																		
		4 3 2 1	2.86	2.14	1.65	1.45	1.29	1.01	0.74	0.68	0.51	0.38	0.26	0.24	0.21	0.16	0.13	0.07	0.12	0.00	1.10
		Ü	必要な支援との相違) こと(本人の意思の尊重と被虐待者が支援を望まない	と虐待者の依	支援を継続するかの判断る分離介入するか、在宅の緊急一時保護をはじめとす	職・人材の不足虐待対応の知識を持つ専門	の不足緊急保護をした後の受入先	職員の人数不足	虐待者が対応を望まないこ	望まないこと虐待者以外の家族が対応を	立入調査実施の判断	度差があること受理機関の間に対応への温	会議が開催されないことタイムリーに関係者による	者の合意が得られないこと方向性を検討する際に関係	を決めることが難しいこと課題解消に向けて役割分担	約する機関が曖昧なこと関係機関が集めた情報を集	らいこと医療分野との連携が図りづ	こととの連携が図りづらい	その他	悩むことはない	無回答
全	体	n=91	2.86	2.14	1.65	1.45	1.29	1.01	0.74	0.68	0.51	0.38	0.26	0.24	0.21	0.16	0.13	0.07	0.12	0.00	1.10
役	管理職	n=43	2.42	1.86	1.53	1.72	1.49	1.60	0.44	0.81	0.47	0.37	0.23	0.16	0.30	0.09	0.05	0.09	0.12	0.00	1.23
職	一般職	n=48	3.25	2.40	1.75	1.21	1.10	0.48	1.00	0.56	0.54	0.40	0.29	0.31	0.13	0.23	0.21	0.04	0.13	0.00	0.98
業	1年未満	n=19	1.68	2.11	1.47	1.89	1.05	1.42	0.63	0.74	0.89	0.47	0.16	0.21	0.37	0.26	0.00	0.00	0.00	0.00	1.63
務	1~3年未満	n=28	2.64	1.89	1.00	2.04	1.11	1.64	0.86	0.64	0.21	0.39	0.00	0.43	0.07	0.11	0.21	0.14	0.21	0.00	1.39
経験	3~5年未満	n=18	3.22	2.39	2.33	0.94	1.39	0.28	0.89	0.44	0.44	0.00	0.56	0.00	0.44	0.00	0.22	0.00	0.00	0.00	1.44
年数	5~10年未満	n=14	3.79	2.00	2.14	1.14	1.86	0.64	0.07	0.29	0.79	0.71	0.21	0.21	0.07	0.43	0.00	0.07	0.36	0.00	0.21
	10年以上	n=12	3.58	2.58	1.83	0.50	1.25	0.42	1.17	1.50	0.33	0.42	0.67	0.25	0.08	0.08	0.17	0.08	0.00	0.00	0.08
有応	ある	n=69	2.84	2.13	1.58	1.43	1.33	1.12	0.78	0.61	0.43	0.30	0.32	0.25	0.22	0.14	0.14	0.09	0.16	0.00	1.12
無の	ない	n=21	2.95	2.29	1.81	1.33	1.19	0.52	0.62	0.95	0.76	0.67	0.10	0.24	0.14	0.24	0.10	0.00	0.00	0.00	1.10

図表Ⅱ-19 問 13.虐待の対応にあたり、困難なこと【前回】(○は5つまで) 参考値として掲載

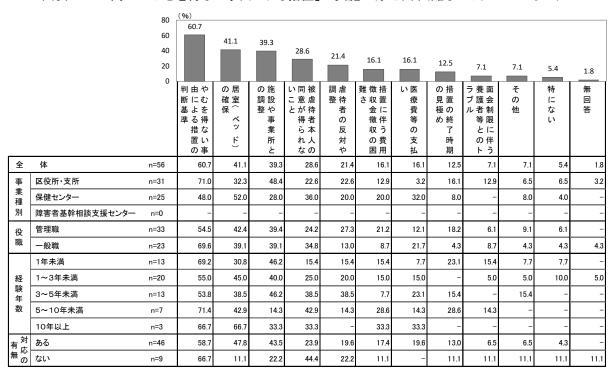
		60	70.2	63.7		45.1 ===34.6	41.8	20.7	26.0			36.5										今回 前回
		40 20 0			25.0		**	29.7		**	7.7	- 88	88		9.9 15.4	77.73	7.7 13.5	7,77	3.3 5.8	_ 3.8	₩ 3.8	2.2 3.8
			必要なを を を を を を を を を を を を を を を を を を も を も を も		支 る 緊 接 分 急 を 継 介 時	職 ・ 人材 応	の緊 不急 足保	職員の一	と虐待者が	望虐待者以	立入調査	度差があ	会議が開	者 の 合 き	を課める消	ら原かる	約する機関	警察との	そ の 他	悩むこ	対応にお	無 回 答
			又援との意 後の意援	白と虐待	極介保 続入保 するる	Mのの 不知	護をした	人 数 不 足	か対応を	い以 こ み の 家	軍実施の	める間で	用催され	息が得 け	るに と向 がけ	と野との連	(機関が 関が集め	の連携が		とはない	なっ てい	
			が相違) 相の尊ま	者の依	かん の 判在 め	を持つ	後の受	χ.	望まな	族が対	判断	対応へ	なるといっている。	れ な際 いに	難しい割	進携が図	曖昧 なた情 る	図りづ		•	ること人	
			重なとい	存関	断宅と のす	専 門	入 先		い こ	応 を		の温	とよる	こ関と係	こ分 と担	りづ	とを 集	らい			での	
今	□ n	=91	70.3	63.7	52.7	45.1	41.8	29.7	25.3	20.9	19.8	14.3	12.1	11.0	9.9	8.8	7.7	4.4	3.3	_	*	2.2
前	□ n	=52	48.1	50.0	25.0	34.6	28.8	21.2	26.9	21.2	7.7	36.5	15.4	5.8	15.4	3.8	13.5	5.8	5.8	3.8	3.8	3.8

※選択肢なし

(4)「やむを得ない事由による措置」の実施にあたって困難なこと

区役所・支所・保健センターの方に、障害者虐待対応のための「やむを得ない事由による措置」の実施にあたり、支障や困難なことについて尋ねたところ、「やむを得ない事由による措置の判断基準」が60.7%と最も多かった。役職別でみると、一般職では「やむを得ない事由による措置の判断基準」、管理職では「虐待者の反対や調整」「措置に伴う費用徴収金徴収の困難さ」「措置の終了時期の見極め」の割合が高く、差が大きかった。前回と比較すると、サンプル数は少ないが「やむを得ない事由による措置の判断基準」「居室(ベッド)の確保」が大幅に増加した一方、「措置の終了時期の見極め」は大幅に減少した。

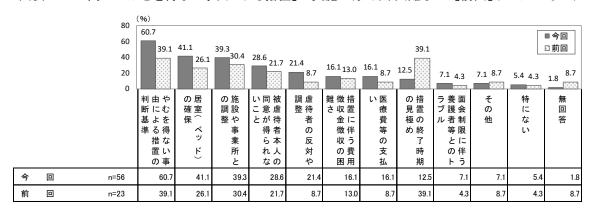
図表Ⅱ-20 問 14.「やむを得ない事由による措置」の実施にあたり、困難なこと(○は3つまで)



問 14. 「その他」の主な意見

・「やむを得ない事由による措置」に係る事務マニュアルがわからない

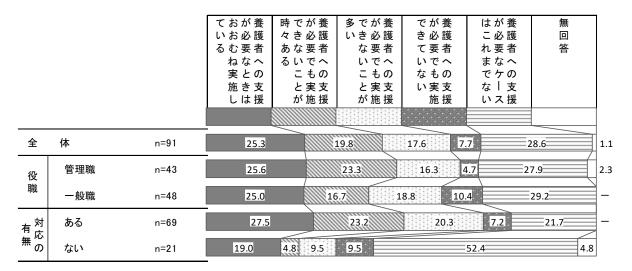
図表Ⅱ-21 問 14.「やむを得ない事由による措置」の実施にあたり、困難なこと【前回】(○は3つまで)



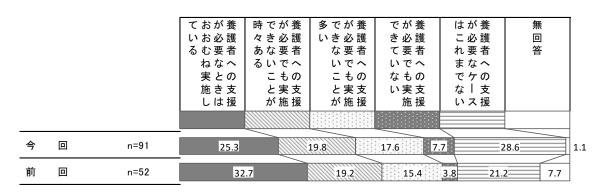
(5)養護者支援の状況

養護者支援の実施については、「養護者への支援が必要なときはおおむね実施している」が25.3%と最も多かった。一方、「必要でも実施できないことが時々ある」「必要でも実施できないことが多い」「必要でも実施できていない」を合わせた回答が半数近くを占め、養護者支援の実施について課題が見受けられる。前回と比較すると、「養護者への支援が必要なケースはこれまでない」は増加し、「養護者への支援が必要なときはおおむね実施している」が減少した。

図表 Ⅱ-22 問 15.養護者支援の実施(○は1つだけ)



図表Ⅱ-23 問 15.養護者支援の実施【前回】(○は1つだけ)



養護者への支援をしたことがあると回答した方に、実施した支援の内容を尋ねたところ、「養護者への生活上の助言・支援、傾聴」が71.9%と最も多かった。役職別でみると、管理職では「障害福祉以外のサービス等の利用、追加、変更」「介護についての知識・情報提供」の割合が高く、差が大きかった。前回と比較すると、「障害福祉サービスの利用、追加、変更」が大きく減少した一方、「生活保護等の経済面に関する助言・支援」が増加した。

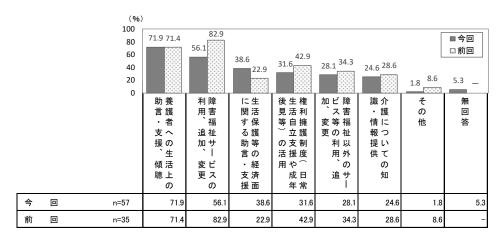
図表Ⅱ-24 問 16.養護者支援の内容(○はいくつでも)

		80 ⁽⁹ 60 40 20 0	(a) 71.9 助言·	56.1	38.6 生活保	31.6	28.1 加ご で 等 福	24.6 識 介 * 情 に	1.8 そ の 他	5.3 無回答
			支援、傾聴の生活上の	追加、変更の	(護等の経済面	f)の活用 ロ立支援や成年 機護制度(日常	(更 神の利用、追 祖以外のサー	報提供の知	15	н
全	体	n=57	71.9	56.1	38.6	31.6	28.1	24.6	1.8	5.3
役	管理職	n=28	75.0	50.0	42.9	35.7	39.3	35.7	-	7.1
職	一般職	n=29	69.0	62.1	34.5	27.6	17.2	13.8	3.4	3.4
対応の	ある	n=49	71.4	61.2	36.7	34.7	30.6	28.6	2.0	4.1
無の	ない	n=7	71.4	28.6	57.1	14.3	14.3	-	-	14.3

問 16. 「その他」の主な意見

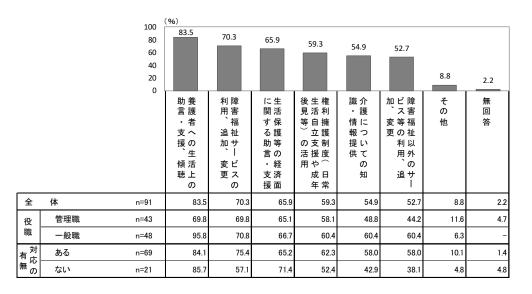
・養護者の支援機関らの合同訪問やケア会議への参加

図表Ⅱ-25 問 16.養護者支援の内容【前回】(○はいくつでも)



養護者への支援として必要だと思うものについては、「養護者への生活上の助言・支援、傾聴」が83.5%と最も多く、次いで「障害福祉サービスの利用、追加、変更」が70.3%、「生活保護等の経済面に関する助言・支援」が65.9%であった。役職別でみると、一般職で「養護者への生活上の助言・支援、傾聴」「障害福祉以外のサービス等の利用、追加、変更」の割合が高く、差が大きかった。前回と比較すると、「障害福祉サービスの利用、追加、変更」が前回よりも大きく減少した。

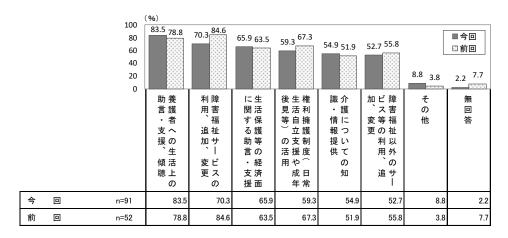
図表Ⅱ-26 問17.養護者支援に必要だと思うもの(○はいくつでも)



問 17. 「その他」の主な意見

- カウンセリング、治療
- ・養護者の不安に寄り添う、養護者の生活の安定
- ・区と養護者が対立する時、養護者の思いを聞き取り支援する機関 等

図表Ⅱ-27 問17.養護者支援に必要だと思うもの【前回】(○はいくつでも)



(6) 障害者虐待の要因

障害者虐待の要因については、平均点でみると、「虐待者の介護疲れ・ストレス」が最も高く、次いで「虐待者と被虐待者の人間関係」「虐待者の性格・人格、それに基づく言動」の順となった。前回と比較すると、「虐待者の障害・疾病」「家庭の経済的困窮」「被虐待者の性格・人格、それに基づく言動」が大きく増加した一方、「被虐待者の認知面の障害の程度と介助量(知的障害や行動障害)」「被虐待者の身体的な障害の程度と介助量(ADLや自立度)」「虐待者の孤立(虐待者以外の家族の無関心・非協力)」は大きく減少した。

図表Ⅱ-28 問 18.障害者虐待の要因【全体】(優先順位の高い順に5つまで)

																	(%)
	調	ト虐	虐	そ虐	足虐	利虐	D害被	的害被	困 被	格被	間虐	非以虐	家	係家	ミケ	そ	無
	査	レ待	待	れ待	待	用待	Lの虐	障の虐	難虐	`虐	関待	協外待	庭	庭	スア	の	回
	数	ス者	者	に者	者	へ者	や程待	害程待	さ待	そ待	係者	カの者	の	内	マサーツィ	他	答
		の	の	基の	の	のの	自度者	や度者	者	れ者	اح ا	◯ 家の	経	の	'		
全 体	件	介	障	づ性	知	抵福	立との	行との	の	にの	被	族孤	済	経	チビ		
- m	_	護	害	く格	識	抗祉		動介認	排	基性	虐	の立	的	済	ス		
		疲	: 1	言:		感サ) 助体	障助知	泄	づ格	待	無一	困	的	の		
		れ	疾	動人	情		量的	害量面	介	< :	者	関虐	窮	利	不		
			病	格	報	ビ	^ な	ິດ ທ	助	言人	の	心待		害	足		
		ス			不	ス	A 障	知障	の	動	人	・者		関	や		
1位	91	37.4	5.5	12.1	5.5	1.1	_	4.4	-	2.2	13.2	6.6	6.6	1.1	_	-	4.4
2位	91	12.1	15.4	9.9	4.4	3.3	7.7	8.8	-	4.4	12.1	6.6	4.4	3.3	1.1	-	6.6
3位	91	8.8	8.8	12.1	4.4	1.1	7.7	5.5	1.1	13.2	11.0	7.7	8.8	1.1	-	1.1	7.7
4位	91	5.5	1.1	7.7	6.6	5.5	6.6	14.3	1.1	6.6	12.1	7.7	9.9	3.3	-	-	12.1
5位	91	7.7	11.0	2.2	11.0	5.5	1.1	7.7	-	9.9	2.2	3.3	9.9	6.6	4.4	-	17.6
平均点	91	2.80	1.29	1.54	0.82	0.38	0.68	1.10	0.05	0.91	1.74	1.01	1.07	0.35	0.09	0.03	1.13

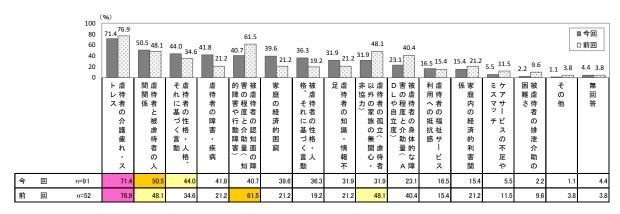
問 18. 「その他」の主な意見

・ 社会構造や社会の意識

図表Ⅱ-29 問 18.障害者虐待の要因【平均点】(優先順位の高い順に5つまで)

		(点) 5 4 3 2 1	2.80	1.74	1.54	1.29	1.13	1.10	1.07	1.01	0.91	0.82	0.68	0.38	0.35	0.09	0.05	0.03
		· ·	トレス虐待者の介護疲れ・ス	間関係虐待者の人	それに基づく言動虐待者の性格・人格、	虐待者の障害・疾病	無回答	的障害や行動障害) 害の程度と介助量(知 被虐待者の認知面の障	家庭の経済的困窮	非協力) 以外の家族の無関心・虐待者の孤立(虐待者	格、それに基づく言動被虐待者の性格・人	足虐待者の知識・情報不	D L や自立度) 害の程度と介助量(A 被虐待者の身体的な障	利用への抵抗感虐待者の福祉サー ビス	係家庭内の経済的利害関	ミスマッ チケアサー ビスの不足や	困難さ	その他
全	体	n=91	2.80	1.74	1.54	1.29	1.13	1.10	1.07	1.01	0.91	0.82	0.68	0.38	0.35	0.09	0.05	0.03
役	管理職	n=43	2.72	1.42	1.81	1.23	1.23	1.19	0.91	0.95	1.09	0.58	0.79	0.47	0.35	0.14	0.05	0.07
職	一般職	n=48	2.88	2.02	1.29	1.33	1.04	1.02	1.21	1.06	0.75	1.04	0.58	0.31	0.35	0.04	0.06	0.00
業・	1年未満	n=19	2.74	2.05	2.42	1.32	1.05	0.79	1.42	0.74	0.95	0.63	0.37	0.32	0.16	0.05	0.00	0.00
務	1~3年未満	n=28	2.61	1.32	0.82	1.43	1.93	1.11	1.25	1.04	0.79	1.07	0.86	0.36	0.36	0.07	0.00	0.00
経験	3~5年未満	n=18	2.28	2.33	2.00	1.56	0.22	1.11	0.56	0.78	1.22	0.39	0.61	0.78	0.78	0.28	0.11	0.00
年数	5~10年未満	n=14	3.07	2.00	1.93	1.07	0.71	0.86	0.86	1.36	1.07	0.86	0.79	0.07	0.14	0.00	0.21	0.00
	10年以上	n=12	3.83	1.00	0.67	0.75	1.25	1.83	1.08	1.33	0.50	1.17	0.75	0.33	0.25	0.00	0.00	0.25
対応の	ある	n=69	2.65	1.81	1.59	1.30	1.10	1.16	0.94	0.91	0.97	0.87	0.71	0.41	0.36	0.09	0.07	0.04
無心の	ない	n=21	3.24	1.43	1.19	1.29	1.24	0.95	1.43	1.38	0.76	0.71	0.62	0.33	0.33	0.10	0.00	0.00

図表Ⅱ-30 問 18.障害者虐待の要因【前回】(○は5つまで)



4. 各種会議の開催状況について

(1) 障害者虐待ケース把握のための会議

受付機関が集まり、障害者虐待ケース全般を把握するための会議を開催しているかについては、「開催(参加)していない」が74.7%と多数を占めた。役職別でみても、前回と比較すると、差はほとんどみられなかった。

図表Ⅱ-31 問 19.障害者虐待ケース把握のための会議(○は1つだけ)

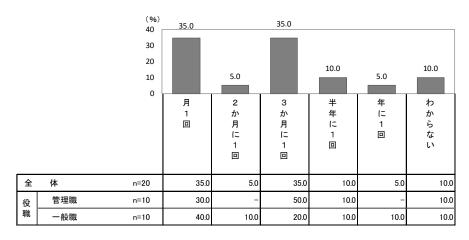
			開催(参加)している	開催(参加)していない	無回答	1
全	体	n=91	22.0	74.7		3.3
役	管理職	n=43	23.3	72.1	4.7	
職	一般職	n=48	20.8	77.1		2.1

図表Ⅱ-32 問19. 障害者虐待ケース把握のための会議【前回】(○は1つだけ)

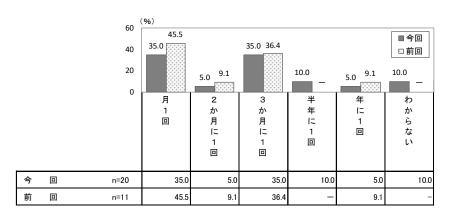
				開催(参加)し	ている	開催(参加)していない	無回答	
]
4	} [回	n=91	22.0		74.7		3.3
À	ń [回	n=52	21.2		75.0		3.8

会議を「開催(参加)している」と回答した方は20人と少ないため参考値ではあるが、開催頻度を尋ねたところ、「月1回」「3か月に1回」が多かった。前回と比較すると、「月1回」が減少した。

図表 Ⅱ-33 問 20.会議の開催頻度(○は1つだけ)



図表Ⅱ-34 問 20.会議の開催頻度【前回】(○は1つだけ)



(2) ネットワーク支援会議の開催状況

平成31年4月~令和3年1月末でのネットワーク支援会議の開催もしくは参加の状況は、「開催(参加)した」が34.1%、「開催(参加)していない」が56.0%であった。役職別でみると、一般職の方が「開催(参加)していない」「検討したが開催(参加)していない」の割合が高かった。

図表 Ⅱ-35 問 21.ネットワーク支援会議の開催もしくは参加状況(○は1つだけ)

			開催(参加)した	開催(参加) していない	検討したが開催 (参加)していない	無回答
全	体	n=91	34.1		56.0	3.3 6.6
役	管理職	n=43	37.2		51.2	11.6
職	一般職	n=48	31.3		60.4	6.3 2.1

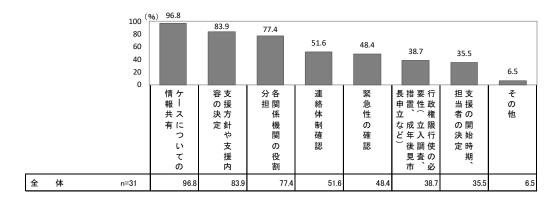
図表 Ⅱ-36 問 21.ネットワーク支援会議の開催もしくは参加状況【前回】(○は1つだけ)

			開催(参加)した	開催(参加) していない	無回答
前	回	n=52	42.3		57.7

※選択肢が異なるため、参考値として掲載

ネットワーク支援会議を「開催(参加)した」と回答した方に、検討した内容について尋ねたところ、ほとんどの回答者が「ケースについての情報共有」と回答した。次いで「支援方針や支援内容の決定」「各関係機関の役割分担」が8割前後と多かった。

図表 Ⅱ-37 問 22.ネットワーク支援会議で検討した内容(○はいくつでも)



(3) ネットワーク支援会議の開催にあたり、困難なことや課題(問23.主な意見)

〇日程等調整が難しい(10件)

- ・日程調整が困難。すぐに対応できない。
- ・保健センターや区役所が多忙なため全員集まることが困難であったり、日程がものすごく 先になってしまう。
- ・複数体制で出席したいが、人員不足で日程調整も困難。

〇打開策がない(4件)

- ・関係機関は強制力のある対応を求めているが困難であること。専門的な虐待対応できる機 関がなく、一般の相談支援の中での対応では限界があること、またそれに対する理解が得 られない。
- ・振り返りができていない。予防策を検討できていない。

○認識のズレを感じる(3件)

- ・身近な支援者(相談やヘルパー、通所)がキャッチして、報告をあげたとしても受け取る 方(受付機関)の感覚により、受けきれない場合がある。行政や基幹が「予防」の観点も 持ち、それぞれの役割を果たすことが必要であり、方向性の一致が不可欠である。
- ・本人(被虐待者)の意向と支援方針に違いがある場合の対応。

○行政との連携(3件)

- ・ 基幹センターと区役所等は連携しているが、他機関との連携はできているかはわからない。
- ・虐待者と被虐待者双方に支援が必要な場合など、情報の一元化をどのように図るか。本来 は行政が主導してほしいが、上手くいかない印象。

○緊急性のある場合の対応 (3件)

- ・本当に緊急性のあるケースは、ネットワーク支援会議を開催する前に対応が求められる。
- ・緊急性が高い時ほど、電話調整が多くなり、関係機関が同じタイミングで同じ情報を共有 することが大変。

○忙しくて開催できない(2件)

・専任の虐待対応職員がおらず、通常の窓口業務で手一杯のところ、支援会議まで余力がない。

○その他(5件)

・経験豊富な方がメンバーにいないと適切な支援が困難である。

(4) 障害者虐待ケースにおいての連携

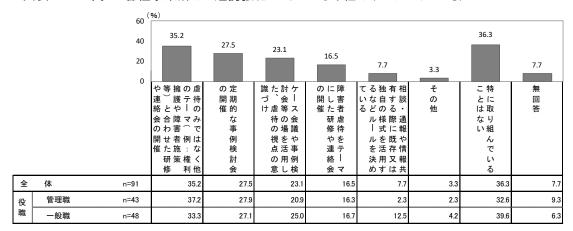
平成31年4月~令和3年1月末に対応した障害者虐待ケースにおいて情報共有や連携した機関は、「障害者基幹相談支援センター」「区福祉課・支所区民福祉課」が5割以上と多かった。 次いで「保健センター」「相談支援事業所」「障害福祉サービス事業所」が4割以上であった。

60 57.1 47.3 42.9 40 31.9 29.7 28.6 20.9 13.2 20 11.0 8.8 7.7 6.6 3.3 0 福区祉福 業障 所害 タい | き 看医護療 ポ 仕 l 事 セ障 保健 相談 警 区 民 特に 無 ō 回 タ者 | 基 師、関 生子ど 共有し 課祉 幸 福 相談 LI パー 他 答 援 . セ暮 バ 幹 セ 支 ンら ター自 相談 援セ 談主 支 区 等医 立サ な 全 体 n=91 57.1 53.8 47: 46 429 31.9 29 29. 286 20.9 8.8 7.7 3.3 13.2 110 71.0 6.5 3.2 12.9 区役所,支所 25.8 38. 48. 45.2 35.5 19. 29.0 12.9 6.5 3.2 n=31 19. 9. 保健センター 44.0 52.0 32.0 8.0 12 n=25 80.0 76.0 52.0 40. 48.0 48.0 48.0 20.0 種 障害者基幹相談支援センター n=35 28.6 62.9 51.4 48.6 37.1 20.0 25.7 22.9 14.3 20.0 2.9 8.6 14.3 14.3 8.6

図表Ⅱ-38 問24.障害者虐待ケースにおいて、関わりがあった機関(○はいくつでも)

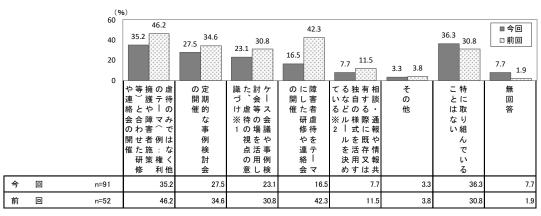
(5) 各種事業所との連携強化のための取り組み

各種事業所との関係づくりや連携強化のために取り組んでいることは、「虐待のみではなく他のテーマ(例:権利擁護や障害者施策等)と合わせた研修や連絡会の開催」が3割強と多かった。



図表Ⅱ-39 問 25.各種事業所との連携強化のための取り組み(○はいくつでも)

図表Ⅱ-40 問 25.各種事業所との連携強化のための取り組み【前回】(○はいくつでも) 参考値として掲載



^{※1} 前回は、「ケース会議や事例検討会において虐待の視点の意識づけを実施」

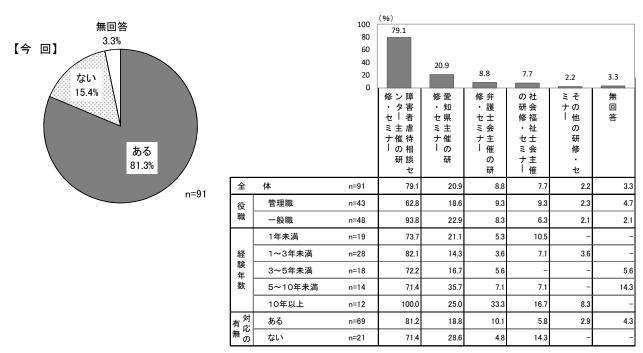
^{※2} 前回は、「相談・通報や情報共有する際にルールを決めている(既存又は独自の様式を活用するなど)」

5. 研修・セミナー等について

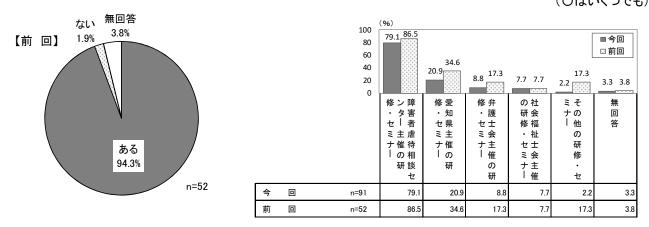
(1) 研修・セミナー等の参加状況

障害者虐待に関する研修・セミナー等への参加について、8割が参加したことがあると回答した。参加した研修・セミナーは「障害者虐待相談センター主催の研修・セミナー」が79.1%と最も多く、次いで「愛知県主催の研修・セミナー」が20.9%であった。役職別でみると、一般職では「障害者虐待相談センター主催の研修・セミナー」の割合が高かった。前回と比較すると、参加したことがあると回答した割合が減少した。参加した研修・セミナーは、「愛知県主催の研修・セミナー」「その他の研修・セミナー」の割合が減少した。

図表 Ⅱ-41 図表 Ⅱ-42 問 26.障害者虐待に関する研修・セミナー等の参加状況(○はいくつでも)

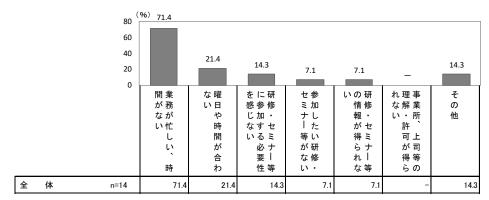


図表 II -43 図表 II -44 問 26.障害者虐待に関する研修・セミナー等の参加状況【前回】 (〇はいくつでも)



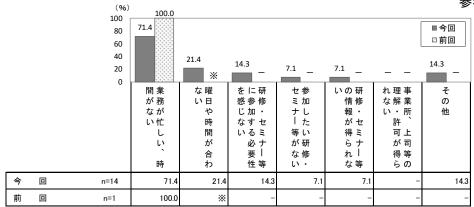
「研修・セミナー等に参加したことはない」と回答した方に、参加していない理由を尋ねた ところ、回答者数が14人と少ないため参考までではあるが、「業務が忙しい、時間がない」が7 割を占めた。

図表Ⅱ-45 問28.障害者虐待に関する研修・セミナー等へ参加しない理由(○はいくつでも)



図表Ⅱ-46 問 28.障害者虐待に関する研修・セミナー等へ参加しない理由【前回】(○はいくつでも)

参考値として掲載



※選択肢なし

(2) 研修・セミナー等への希望内容

障害者虐待に関する研修・セミナー等にどのような内容を希望するかについては、「虐待対応 の流れを理解するもの」が 6 割と最も多く、次いで「虐待事例の検討」「虐待事例の紹介」「相 談対応に関するもの」が 5 割強であった。役職別でみると、一般職では「虐待事例の紹介」、管 理職では「障害種別や障害特性等の理解に関するもの」「虐待対応の流れを理解するもの」の割 合が高く、差が大きかった。

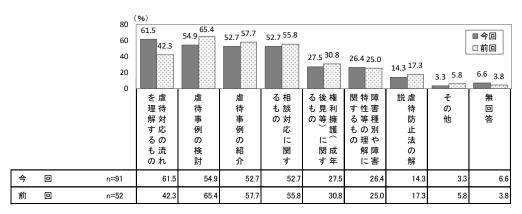
図表 Ⅱ-47 問 27.障害者虐待に関する研修・セミナー等への希望内容(○はいくつでも)

		80 60 40 20	61.5	54.9	52.7	52.7	27.5	26.4	14.3	3.3	6.6
		0	を理解するもの虐待対応の流れ	虐待事例の検討	虐待事例の紹介	相談対応に関す	るもの 後見等)に関す 権利擁護(成年	関するもの特性等の理解に障害種別や障害	虐待防止法の解	その他	無回答
全	体	n=91	61.5	54.9	52.7	52.7	27.5	26.4	14.3	3.3	6.6
役	管理職	n=43	69.8	48.8	39.5	53.5	23.3	34.9	18.6	4.7	9.3
職	一般職	n=48	54.2	60.4	64.6	52.1	31.3	18.8	10.4	2.1	4.2

問 27. 「その他」の主な意見

・困難ケースに対する臨場支援 等

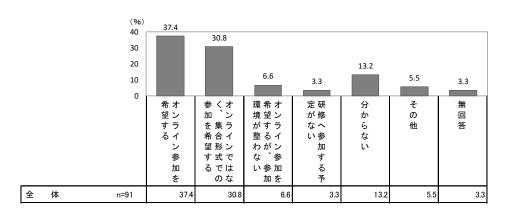
図表Ⅱ-48 問 27.障害者虐待に関する研修・セミナー等への希望内容【前回】(○はいくつでも)



(3) 研修の希望参加形態

虐待相談センターの研修にどのような形態で参加を希望するかについては、「オンライン参加を希望する」が 37.4%で最も多く、次いで「オンラインではなく、集合形式での参加を希望する」が 30.8%であった。

図表 Ⅱ-49 問 29.虐待相談センターの研修への希望参加形態(○は1つだけ)



問 29. 「その他」の主な意見

- ・オンデマンド配信があると、スタッフ全員の視聴が可能
- ・集合+オンライン同時、皆が参加しやすいので 等

6. 新型コロナウイルスの影響について

(1) 新型コロナウイルスによる虐待対応への影響

新型コロナウイルスによる虐待対応への影響については、「影響は受けていない」が 51.6%で 最も多かった。影響を受けたものについては、「緊急に分離する先 (病院、施設等) の確保が困難だった」「養護者の失業や在宅勤務により在宅で障害者と一緒にいる時間が増え、虐待が起きた」がそれぞれ 1 割前後であった。

60 40 12.1 20 9.9 7.7 7.7 7.7 6.6 5.5 4.4 3.3 3.3 1.1 たよコ り口 たさコ せ口 取養 や護 者養と護 穏り外 かをコ っ中ロ れコロ を外 守口 を虐 困急 に障出 除待 発出 ō ・やナ l 害者の たの た止ナ 見ナ <u>ر</u> اد 利者 見自 は し、理 見守 明 明 由 だ分離 モ を 二 理 守をり理 し、粛等 受けて 緒の 閗 護に 用の をす開る に失 者よ 料収 たす タ由 り疾通 や由 のる 通で ク 見由 の入 し病院、が、 モに るや リに 支援 守にり障 催会 介 事 滞減 報 在 い モ養ニ護 時 在 二 障 で議 納 少 等 に 先 ン養 誰 業 に字 ない 間宅 グ護 虐悪 会議 や害 タ害 負所 つ時 タ者リが 病院、 なネッ がよ が 勤 が者 待化丨 モ 者 リ者 担の でに き訪 がしビエたス ニ 本 タ 人 ン 本 グ 人 起り が が っ 延 増務 を 開 が廃 えに 増止 こり、用 たワー 施 催 がに えや たび カレー害滅 設等) 虐り できな ンサグー か哲 で訪 がビ 虐ĺ 待在 でス 者 住 き問 支援 が宅 害減 がビ な拒 たさ ... 待 ビ き利 ト 者がに た不よ かっさ の 起で ħ でス がス な用 が き利 起減きに か ウ 止 絓 確 き障 会議 虐 保 た害 見 た な用 た n=91 12.1 7.7 5.5 4.4 4.4 3.3 2.2 51.6 7.7

図表 Ⅱ-50 問 30.新型コロナウイルスによる虐待対応への影響(○はいくつでも)

問 30. 「その他」の主な意見

・拒否はされないまでも訪問は慎重にならざるを得なかった 等

(2) 影響に対しての対応方法(問31.主な意見)

- 1 コロナを理由に障害者本人に訪問拒否され、見守りやモニタリングができなかった
 - ・電話での対応を増やした。関係者・機関との連絡を密にした。
- 2 コロナを理由に養護者に訪問拒否され、見守りやモニタリングができなかった
 - ・電話口に本人を出してもらい、話をしたり、養護者と次の約束をするようにした。
 - ・養護者の話や現状を受け止める関わり。
- 3 コロナを理由に障害者本人がサービス利用を中止し、見守りやモニタリングができなかった
 - ・関係機関から情報を得た。
 - ・電話での状況確認を頻繁に行う。
- 4 コロナを理由に養護者がサービス利用中止させ、見守りやモニタリングができなかった
 - ・電話による聞きとりを行った。

- 5 緊急に分離する先 (病院、施設等)の確保が困難だった
 - ・分離先の施設とは粘り強く交渉した。
 - ・複数の病院に打診し、何とか確保した。
 - ・実際保護には至らなかったが、施設側からは受入条件として PCR が陰性であることだったが、結果出るのに少なくとも 2 日はかかることと、費用が出せないため、より簡素な抗体検査を受け陰性、という条件に変えてもらった。
- 6 外出機会や通院、サービス利用の減少により障害者の疾病が悪化したり、障害者が不穏になったりし、虐待がエスカレートした
 - ・コロナの影響とは言いきれないが、最近不穏になる度合いが増加した方に対して、福祉サービス事業者の対応が力づくになり、ケガをさせた事例があった。その方の対応については、対象事業所、相談支援事業所、基幹センターと集まって対策と今後のための検討を行った。
- 7 ネットワーク支援会議を開催できなかった
 - ・緊急事態宣言解除を待ち、3 密回避を出来る場所の確保を行う。
 - ・電話による情報共有、訪問や同行を依頼。
 - ・リモートでの会議開催を検討している。
- 8 虐待に関する会議(ネットワーク支援会議を除く)を開催できなかった
 - 会議開催可能時に開催を延期した。
- 9 養護者の収入減少により、障害者の金銭搾取や利用料の滞納等が起きた
 - ・社会福祉協議会の貸付を案内した。お金が入り、なんとか安定した。
- 10 コロナによる事業所の廃止やサービス減により養護者の介護負担が増え、虐待が起きた
 - ・ショートステイを案内しようとしたが、事業所が新規受付をコロナの影響でできなかった り、結果、対応できなかった。
- 1 1 養護者の失業や在宅勤務により在宅で障害者と一緒にいる時間が増え、虐待が起きた
 - ・窓口へ相談にきたタイミングをとらえ、経験職員にて対応を行った。
 - ・関係機関との情報共有を密にするなど連携を強化し、迅速な対応が可能な体制を整える。
 - 傾聴した。
- (3) 対応で困っていること (問32.主な意見)
 - ○困難性の高さ(4件)
 - ・事業所も営業を縮小しているため、サービスを利用しての対応ができない状況であった。
 - ・マスクや手洗いなど報道に影響されて、ヘルパーが少しでも気になる部分があると「もう 嫌」とサービスを切ろうとする。
 - ・悪化してから判明することが多い。状況の把握がしにくい。
 - 〇受け入れ先の確保(2件)
 - ・障害だと受け入れ先が極端に少なくて困る。
 - ○その他 (5件)
 - ・情報の共有方法が書面やリモートとなるため、足りない事があったり、仕事量が増えている。

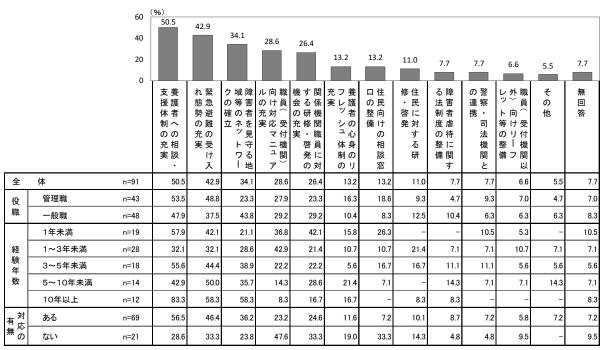
- ・在宅の時間が増え、虐待を発見することができていない可能性もある。(本人、家族ともに SOS が出せていない等)
- ・コロナで直接というのは少ないが、暮らしのバランスがくずれ、虐待ケース、虐待予備軍 としてあがる数が多いと感じる。養育力の低い家庭では清潔保持が難しく、感染対策が維 持できない。
- ・コロナの影響かはわからないが、利用者・事業所職員双方にストレスがかかり、トラブル などが起きているような気がする。
- ・場あたり的、専門職がいるわけでもなく、職員の感度が日々の仕事量により低下している。初期対応を知らない職員も多く、窓口は係長に集中、一元化により精神のフォローもあり、コロナに関係なくその場その場の対応になっているのが実状である。

7. 障害者虐待の防止と対応に向けた今後の課題について

(1) 障害者虐待の防止のために望まれること

養護者による障害者虐待の防止に向けて必要と感じる主なことは、「養護者への相談・支援体制の充実」が50.5%と最も多く、次いで「緊急避難の受け入れ態勢の充実」が42.9%、「障害者を見守る地域等のネットワークの確立」が34.1%であった。役職別でみると、一般職で「障害者を見守る地域等のネットワークの確立」の割合が高く、差が大きかった。前回と比較すると、「障害者を見守る地域等のネットワークの確立」が大幅に減少した。

図表Ⅱ-51 問33.養護者による障害者虐待防止に向けて必要なこと(○は3つまで)

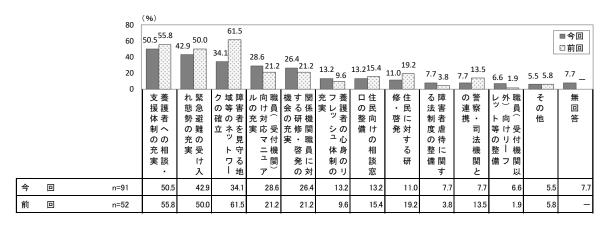


問 33. 「その他」の主な意見

・関係機関とのネットワーク

- 人権感覚を磨く
- ・専門職員(現場対応)の配置から終結まで
- 쑄

図表Ⅱ-52 問33.養護者による障害者虐待防止に向けて必要なこと【前回】(○は3つまで)



(2) 障害者虐待の防止、発見、早期対応のために工夫・実践していること(問34.主な意見)

○関係機関との連携強化(7件)

- ・他機関とのケース連絡をすることで、虐待やその兆候を発見したり相談を受けたりしやすくなる。また、協働して対応しやすくなるため、他機関との信頼関係づくりに努めている。関係機関を訪問すると、少しでも情報が得られたり、声かけをしてもらうことができる。
- ・区内の事業所等との情報共有、住民、警察等との関係をつくる。
- ・相談に当たる際に、ご本人の意思決定支援を強く心がけている。児童の相談には、保健 師、学校などと連携し複数の見守り体制を作るようにしている。家庭を孤立させないよう に。

○虐待に気づくための工夫(5件)

- ・孤立しないよう、関係は途切れないよう、訪問または電話連絡している。複数の目で見守れるような体制を整えている。依存先を増やし、予防に努めている。
- ・毎日業務報告を行ない、他の職員から助言や指導を受けている。各々がアンテナをはり、 小さな事柄を見落とさないよう日頃から意識して行っている。
- ・認定調査での自宅訪問時に、普段障害者本人が生活している場を確認したり、家族関係を 見るなどして虐待の様子がないか確認している。

○養護者との信頼関係づくり(4件)

- ・本人及び養護者の意向を丁寧に聴収(把握)する。現状分析をしっかりとする(アセスメント)。
- ・養護者からの相談にのり、必要に応じて相談先の情報提供。
- ・養護者本人の支援をする事、理解を示す事、具体的に動いて養護者本人のストレスを軽減 していく事。

○複数職員での対応(3件)

- ・少しでも気になる事を発見したら、事業所内で共有。1人では抱えない。そのために、職員会議で話す時間を設置している。
- 情報をとらえたらすぐに上司に相談・報告し判断をあおぐ。自分ひとりだけで対応せず、 必ず経験職員にて対応する。

○その他

- ・本人に困っている事の確認や、生活状況の確認を行なっている。
- ・地域住民や、事業所が相談しやすい環境を整えるため、小さな相談でも「ともに考える」 姿勢で受けつけている。
- ・研修への積極的な参加。
- ・スタッフのストレスケアや、メンタルヘルスの研修をとり入れたい。

(3) 養護者による障害者虐待のケースに関わるにあたっての意見(問35.主な意見)

○施策・制度・法律への要望(11件)

- ・知的障害、精神障害者にとって虐待行為が虐待と認識されず、身体的虐待以外は表面化されないことが多いと感じている。また、障害があるにもかかわらず本人(家族)に障害についての自覚がなく、性的、経済的、心理的な虐待があるにもかかわらず、対応できないことがあると感じている。隠れた虐待にどのように対応していくか、対応できるのか、法の整備や体制の整備の検討が必要だと思う。
- ・介護疲れや経済的な理由による虐待が増えているように感じる。また、施設内の虐待も人 員的な余裕がなくストレスがたまり、発展することも考えられるため、養護者が相談でき る場の拡充が必要と思う。
- ・障害者を生活環境から分離できる体制が必要。
- ・専門的知識に基づいて、通報から報告に至るまで一貫して対応する職員及び担当部署を創設してほしい。虐待判定する機関(福祉課、保健センター)が、元々関わりがある場合もあるため、今後の支援機関として拒否されてしまうと地域の第一線や相談機関になりえない。当事者からも支援機関からの相談にも応じられなくなってしまう。
- ・保健センターの虐待対応は、通報も年に数件で、実際に対応するのは何年に1回という頻度であり、経験やノウハウが蓄積されず、いざ対応が求められる緊急な場面では、対応する職員も少なく混乱する。実動部隊をある程度集約する、区をバックアップする体制を充実させるなど、緊急対応体制の整備や、対応する職員の経験やノウハウが定期的に蓄積されていくような体制にしてほしい。

○虐待対応に関すること(3件)

- ・本人からの話だけでは、なぜそうなったのか理由が分からないときに、養護者から聞きとりをしたいと思うが、その後養護者から虐待がおきてしまったらどうしようかと心配になり聞きとりをするときに慎重になってしまう。専門機関との関係作りをしっかりとして、本人の虐待されてない環境作りをしていきたい。
- ・長い間の家族関係の積み重ねで共依存になっていて、介入が難しい。結局はくり返されて しまい、解決には至らない。支援者として両方(片方)の話を聞く。見守る支援しかでき ないのが実情である。

○養護者への支援に関すること(2件)

・養護者の孤立、メンタルヘルスを注意する。

○その他

- ・より多くの支援者を確保し、多様な視点での定期的なモニタリングを行う。
- ・ケースバイケースだとは思うが、個々のケースについてどのように対応して良いか、使える施策、社会資源は何かを判断することが意識や経験不足で難しく、虐待対応について困難さを感じている。そのため、具体的にどう動いたらよいか、のロールプレイなどを含めた研修を充実してほしいと感じている。話を聞くことができてもその後どうして良いか分からず右往左往してしまうため。
- ・養護者と障害者との関係を断ち切るのか、また、本人たちが断ち切りたいと思っているかが難しい。一時的に分離しても被虐待者から元に戻ることを望んで分離できない。被虐待者が分離された状態を望む受入先の状況が本人にとって快適な状況はなかなかない。
- ・虐待の防止、早期対応にはアウトリーチも必要かと思うが、各事業所にそこまでする余裕 がないのが現状かと思う。皆が少しずつ役割を担いながら防止、早期対応できるような仕 組みがあると良いなと思う。
- ・養護者も本人も認識が低いケースは、利害対立となることから、調整のとり方に対する支援スキルの向上が必要。研修はより実践的に、何より職場全体に好影響となるものを。 今、職場の感度は低く、正直基幹相談支援センターへの相談が今、一番頼りにしていること、引き続き相談相手となって欲しい。

8. まとめ

【障害者虐待の認識】

今回の調査結果において、虐待に該当すると思う行為の項目すべてで9割以上が「虐待に該当する」と回答した。ただし、受付機関としては項目にある全ての行為について、虐待であるといった認識を持つ必要があり、今後も研修等で理解を図っていく必要がある。

【障害者虐待対応の状況や困難な点】

障害者虐待の判断における困難なことでは、状況確認や証拠が得られないといった情報収集の困難さが多くあがっており、前回調査でも同様の結果となっている。また、虐待対応経験者のうち3人に1人が「不適切な行為と虐待行為の境目がわからない」と回答していることから、担当者は「これでよかったのか」といった疑問を持ちながら実際に対応している様子がうかがえる。

虐待対応にあたって困難なこととして、「被虐待者が支援を望まないこと」「被虐待者と虐待者の依存関係の強さ」が高かった。被虐待者の意思を尊重しつつも、被虐待者の権利利益を擁護する視点で対応することが重要である。また、前回調査との比較では、「緊急一時保護をはじめとする分離介入するか、在宅の支援を継続するかの判断」の割合が大きく増加しているが、判断に関しては虐待相談センターやスーパーバイザーを活用しながら、虐待防止ネットワーク支援会議において検討されることが望ましい。

「やむを得ない事由による措置」の実施にあたって困難なこととして「やむを得ない事由による措置の判断基準」が、サンプル数は少ないが前回から大幅に増加して最も多くあがっている。今回 の調査結果からは大幅に増加した要因はわからないが、分離等を検討する事案が増加していること が想定される。

障害者虐待の要因について、前回調査では「被虐待者の認知面の障害の程度と介助量」や「被虐待者の身体的な障害の程度と介助量」といった、被虐待者側の要因が上位にあがっていたが、今回の調査結果では「虐待者の性格・人格、それに基づく言動」や「虐待者の障害・疾病」といった、虐待者側の要因が上位にあがっているといった特徴が見られた。また「家庭の経済的困窮」が前回と比べ高くなっているため、対応者は障害者へのサービス等の知識だけでなく、経済的支援や権利擁護といった知識も必要であり、対応していかなければならない現状がうかがえる。今後、研修等でもそういった情報を提供し知識を深める必要がある。

【各種会議の開催、関係機関との連携】

障害者虐待ケース把握のための会議については、高齢者虐待における「虐待連絡会議」のよう に、開催が義務化されているものではないが、2割強の割合で開催(参加)されている。

各種事業所との連携強化のための取り組みについては、「特に取り組んでいることはない」が最も 多く、取り組んでいる事項の割合も前回調査から全ての項目で低下している状況となっている。虐 待対応には関係事業所との連携が必要不可欠であり、日頃から会議や研修を通じて関わりを持って いく必要がある。

障害者虐待ケースにおいての連携について、平成31年4月から令和3年1月末までの期間で、受付機関が虐待相談センターと関わりがあった割合は3割強であった。この割合の評価は現時点では難しいが、令和2年度から虐待相談センターの新たな機能として、区役所等が行う安全確認及び事実確認のための措置への協力を行うことになり、今後は更なる連携の機会が増えると思われる。

【研修・セミナー等】

研修・セミナーの内容については、「虐待対応の流れを理解するもの」を希望する割合が、前回から増加して最も高い割合となった。経験年数が短い職員の割合が高いため、今後も虐待対応職員研修の基礎編の中で実施していく必要がある。次いで虐待事例の検討・紹介、相談対応といったものの希望が多く、法律や制度といった知識を深めるものだけでなく、より実践に即している内容の研修を開催していくことが求められている。

【障害者虐待の防止と対応に向けた今後の課題】

障害者虐待防止に向けて必要なこととして、「養護者への相談・支援体制の充実」が最も多く、次いで「緊急避難の受け入れ態勢の充実」となっており、前回最も多かった「障害者を見守る地域等のネットワークの確立」は、大幅に減少し3番目となった。虐待防止に向けては、避難先の確保といったハード面の充実は重要であるが、同様に見守り支援を含めたネットワークの構築も重要であり、双方の取り組みによって虐待防止に努めていく必要がある。

Ⅲ 調査対象:介護保険サービス事業所

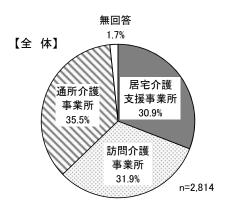
1. 回答者の基礎情報

(1) 事業所別及び地域別

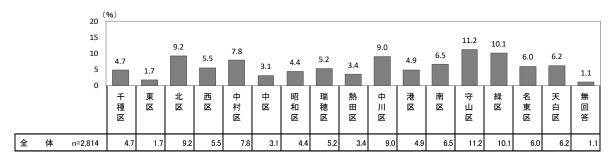
回答者の勤務する事業所は、「通所介護事業所」が35.5%、「訪問介護事業所」が31.9%、「居宅介護支援事業所」が30.9%であった。

事業所の所在区は、「守山区」「緑区」「北区」「中川区」がそれぞれ1割前後であった。

図表Ⅲ-01 問 1.事業所の種別(○は1つだけ)



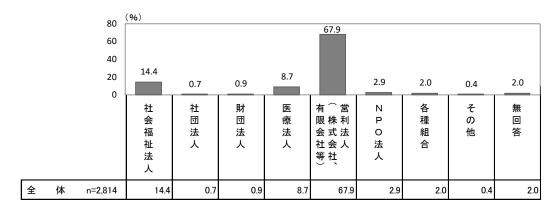
図表Ⅲ-02 問 2.事業所の所在区(○は1つだけ)



(2) 運営主体

事業所の運営主体は、「営利法人(株式会社、有限会社等)」が 67.9%、「社会福祉法人」が 14.4%であった。

図表Ⅲ-03 問 3.事業所の運営主体(○は1つだけ)

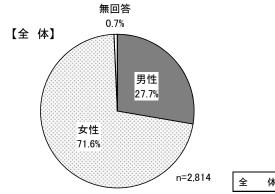


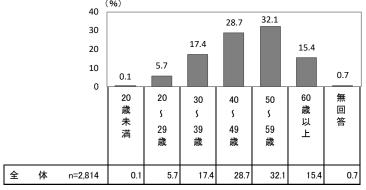
(3)性別・年齢

回答者の性別は、「女性」が 71.6%、「男性」が 27.7%で、年齢は「40~49 歳」「50~59 歳」 がそれぞれ 3 割前後であった。

図表Ⅲ-04 問 4.性別(○は1つだけ)

図表Ⅲ-05 問 5.年齢(○は1つだけ)

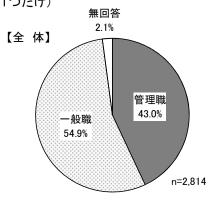




(4) 役職

回答者の役職は、「一般職」が54.9%、「管理職」が43.0%であった。

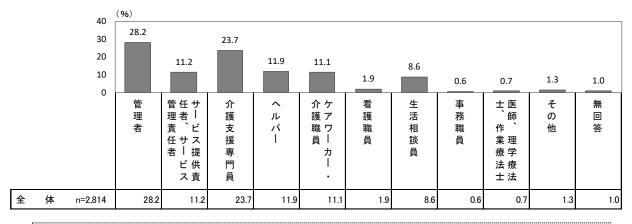




(5) 職種

回答者の職種(※保有する資格ではなく、雇用されている職種)は、「管理者」が28.2%、「介護支援専門員」が23.7%であった。

図表Ⅲ-07 問 7.職種(○は1つだけ)



問 7. 「その他」の主な意見

•機能訓練指導員

•柔道整復師 等

(6) 経験年数

回答者の高齢者福祉にたずさわった経験年数は、「10 年以上」が最も多く、53.6%を占めた。 次いで「5~10 年未満」が 24.9%であった。

図表Ⅲ-08 問 8.経験年数(○は1つだけ)

			1年未満	1~3年未満	3~5年未満	5~10年未満	10年以上	無回答	1
全	体	n=2,814	3.7 6.5 10.	6 24	1.9		53.6		0.7

2. 高齢者虐待に関する意識について

(1) 高齢者虐待に該当すると思う行為

高齢者虐待に該当すると思う行為については、すべての項目において、回答者の9割前後が 虐待に該当すると回答した。役職・経験年数別でみると、「日常生活に必要な金銭を渡さない」 「日常的に高齢者が家族から暴言を受けていても、介護者が放置している」などで、一般職の 経験年数によって虐待に該当すると回答した割合の差が大きく、経験年数が長くなるにつれ割 合が高くなった。

図表Ⅲ-09 問 9.虐待に該当すると思う行為(○はいくつでも)

		100 ⁽ %	97.9	97.8	96.7	96.7	96.7	95.9	94.0	92.8	89.0	88.0	87.1	86.3	
		60 40 20													0.9
		o .	繰り返したたく言うことを聞かないので	分に与えない日常的に水分や食事を十	つける 日常的にベッ ドにしばり	裸にして放置するという理由で、下半身を排泄介助がしやすいから	る な住環境の中で生活させ か暖房を使わせず、 劣悪	させない。必要な医療や介護を受け	を頻繁にどなりつける食事を食べこぼしたこと	介護者が放置しているら暴言を受けていても、日常的に高齢者が家族か	渡さない日常生活に必要な金銭を	家族が無断で借用する恒常的に高齢者の年金を	ら排除する家族や親族等の団らんか	リハビリを強要する医学的判断に基づかない	無回答
全	体	n=2,814	97.9	97.8	96.7	96.7	96.7	95.9	94.0				87.1	86.3	0.9
役	管理職	n=1,209	98.2	97.9	97.1	97.1	97.0	96.4	94.6	94.0	91.1	89.8	88.5	87.6	0.7
職	一般職10年以上	n=696	98.3	98.6	97.4	97.4	97.3	97.0	94.3	94.8	90.5	89.8	87.6	87.4	0.6
年数	一般職3~10年	n=592	97.8	97.6	97.0	97.1	97.0	95.6	93.4	91.7	87.8	85.6	86.7	85.0	0.5
別	一般職3年未満	n=254	98.4	98.0	94.5	94.1	96.1	93.7	95.3	85.8	80.3	82.7	81.5	83.1	0.8

※役職・年数別の無回答については、全体数のみに含む。以降の集計も同じ。

図表Ⅲ-10 問 9.虐待に該当すると思う行為【前回】(○はいくつでも) 参考値として掲載

	(%) 100 80 60 40 20	98.0	97.8	96.5	97.0	96.7	95.995.5	94.092.4	92.890.0	89.0	88.0	87.1	86.3	33.5	24.5		●今回 前回 0.9 0.3
	, and the second	したたく	えない 日常的に水分や食事を十分に与	日常的にベッド にしばりつける	する※1 理由で、下半身を裸にして放置排泄介助がしやすいからという	境の中で生活させる冷暖房を使わせず、劣悪な住環	い必要な医療や介護を受けさせな	にどなりつける食事を食べこぼしたことを頻繁	しているを受けていても、介護者が放置日常的に高齢者が家族から暴言	い日常生活に必要な金銭を渡さな	無断で借用する恒常的に高齢者の年金を家族が	する家族や親族等の団らんから排除	リを強要する 医学的判断に基づかないリハビ	いつも親子でどなりあっ ている	いるの収入を居している親		無回答
今	n=2,814	97.9	97.8	96.7	96.7	96.7	95.9	94.0	92.8	89.0	88.0	87.1	86.3	*	*	*	0.9
前	n=2,400	98.0	98.1	96.5	97.0	*	95.5	92.4	90.0	82.9	82.3	*	*	33.5	24.5	17.3	0.3

※選択肢なし

※1 前回は、「(排泄介助がしやすいからと)下半身を裸にして放置する」

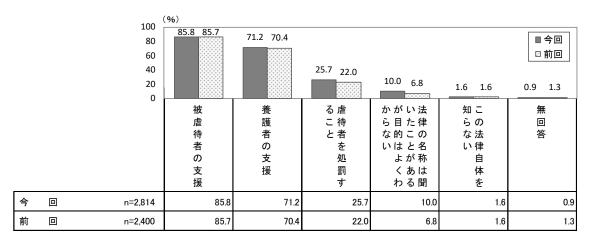
(2) 高齢者虐待防止法への理解

高齢者虐待防止法の目的にあてはまるものについては、「被虐待者の支援」を85.8%、「養護者の支援」を71.2%の回答者があげた。一方、高齢者虐待防止法の目的ではない「虐待者を処罰すること」は、25.7%であった。役職・経験年数別でみると、一般職の経験年数3年未満の層では、「法律の名称は聞いたことがあるが目的はよくわからない」「この法律自体を知らない」との回答の割合が他の層にくらべて高かった。前回と比較すると、差はほとんどみられなかった。

図表Ⅲ-11 問 10.高齢者虐待防止法の目的(○はいくつでも)

		100 80 60 40 20	85.8	71.2	25.7	10.0	1.6	0.9
		o .	被虐待者の支援	養護者の支援	虐待者を処罰す	からないが目的はよくわいたことがある法律の名称は聞	知らない	無回答
全	体	n=2,814	85.8	71.2	25.7	10.0	1.6	0.9
役職	管理職	n=1,209	88.7	75.2	26.2	7.3	0.7	0.2
•	一般職10年以上	n=696	88.9	76.1	22.1	9.6	1.1	1.1
年数	一般職3~10年	n=592	83.3	65.7	27.5	11.5	1.7	0.7
別	一般職3年未満	n=254	72.0	52.8	29.9	21.7	7.5	1.2

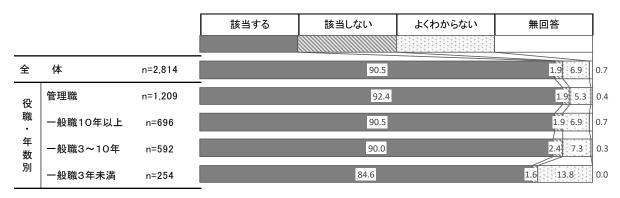
図表Ⅲ-12 問 10.高齢者虐待防止法の目的【前回】(○はいくつでも)



(3) 虐待者、被虐待者の認識と虐待に該当するかどうかの関係

虐待者に「虐待しているという自覚(認識)」が無い場合に、虐待に該当するかについて尋ねたところ、90.5%が「該当する」と回答した。また、被虐待者に「虐待されているという自覚(認識)」が無い場合については、86.6%が「該当する」と回答した。役職・経験年数別でみると、一般職の経験年数3年未満の層では、どちらも「該当する」と回答した割合が他の層にくらべて低く、「よくわからない」と回答した割合が高かった。

図表Ⅲ-13 問 11.虐待者の認識と虐待に該当するかどうかの関係(○は1つだけ)



図表Ⅲ-14 問 11.虐待者の認識と虐待に該当するかどうかの関係【前回】(○は1つだけ)

		該当する	該当しない	よくわからない	無回答
全 体	n=2,814		90.5		1.9 6.9
		- 自覚の有無は 関係ない	自覚が無ければ虐待とは言えない	よくわからない	無回答
		対応ない	とは言えない		
前 回	n=2,400		96.5		0.9

※選択肢が異なるため、参考値として掲載

図表Ⅲ-15 問 12.被虐待者の認識と虐待に該当するかどうかの関係(○は1つだけ)

			該当する	該当しない	よくわからない	無回答	
全	体	n=2,814		86.6		3.6 9.1 0).7
役職	管理職	n=1,209		88.3		3.9 7.4 0.).4
	一般職10年以上	n=696		87.5		2.7 9.1 0).7
年 数	一般職3~10年	n=592		86.0		3.4 10.1 0.).5
別	一般職3年未満	n=254		78.7		5.1 15.7 0.).4

図表Ⅲ-16 問 12.被虐待者の認識と虐待に該当するかどうかの関係【前回】(○は1つだけ)

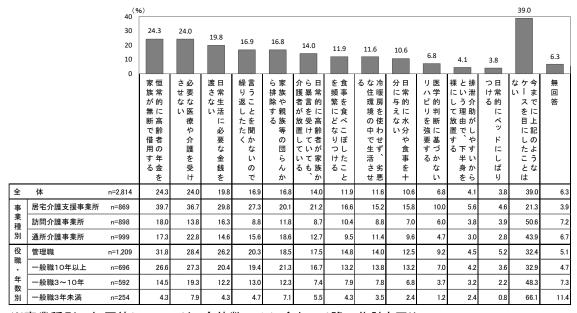
			該当する	該当しない	よくわからない	無回答
全	体	n=2,814		86.6		3.6 9.1 0.7
			-	1		
			自覚の有無は 関係ない	自覚が無ければ虐待 とは言えない	よくわからない	無回答
前	回	n=2,400		93.8		1.8 3.8 0.7

※選択肢が異なるため、参考値として掲載

(4) 高齢者虐待に気づいた経験

(1)の設問で挙げた各行為について、サービス提供先の家庭で実際に見たり気づいたりした経験については、回答者の5割強がいずれかの状況を見たり気づいた経験があると回答した。虐待行為で多かったのは「恒常的に高齢者の年金を家族が無断で借用する」「必要な医療や介護を受けさせない」で、いずれも2割強であった。事業種別でみると、居宅介護支援事業所ではいずれの虐待行為についても割合が高かった。役職・経験年数別でみると、ほとんどの虐待行為で管理職の割合が最も高く、一般職でも経験年数が長くなるにつれ割合が高かった。

図表Ⅲ-17 問 13.高齢者に関して実際に見たり、気づいたりしたこと(○はいくつでも)



※事業種別の無回答については、全体数のみに含む。以降の集計も同じ。

図表Ⅲ-18 問 13.高齢者に関して実際に見たり、気づいたりしたこと【前回】(○はいくつでも)

参考値として掲載 24.3 24.2 24.0 22.8 19.8 20.1 16.9 15.6 16.8 30.3 ■今回 27.1 30 23.2 20.0 □前回 20 14.0 12.0 11.9 12.2 11.6 6.3 4.4 10 4.1 3.7 3.8 4.9 ***** × × * 1989 0 者ど高 がう齢 し言 たう に食ど事 い必 要 い日 す家 しを日 て受常 境 冷 リ医 す理排 目 今 に ま て金同 無恒 え日 В LI # 正と と 子の 常 る族 の暖 な常 を学 る由泄 常 か仕方なく見守つつしても拒否する齢者が介護サー ビ なりつけるすを食べこぼ. 強要するの判断に基づれ いけ的 るてに 中房でを い的に で介助 的にベッ したことはないでに上記のような も親子でどなり 親族等の団 明 下が 半し 旧用するの いる親(療や 生使 い高 水分や食事を十分に 活わ 必要な させず、 も者、が ドに 介護 かな 身や をす 介家護族 しばり っ る ど て の ス 緒高の齢 を受 金銭 いの らん かないリ 裸い 年金を たこと にか あっ いて、介用 とおがら しらてと H 家族 させ 渡 繰 てい つけ 放置う にの が な 返 除 環 護を □ n=2,814 24.3 24.0 19.8 16.9 16.8 11.6 10.6 前 □ n=2,400 24.2 22.8 20.1 15.6 × 12.0 12.2 13.0 30.3 27.1 23.2 4.4

※選択肢なし

※1 前回は、「(排泄介助がしやすいからと)下半身を裸にして放置する」

(5) 高齢者虐待に気づいた際の最初の相談相手

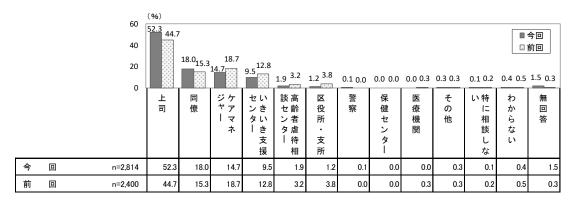
高齢者虐待と思われるケースを目にした際の最初の相談相手は、「上司」が 52.3%と圧倒的に多く、次いで「同僚」「ケアマネジャー」が 1 割強であった。事業種別でみると居宅介護支援事業所で、職種別でみると管理者(所長等)と介護支援専門員で、役職・経験年数別でみると管理職で「いきいき支援センター」の割合が高く、管理者以外の職種や一般職では「上司」の割合が高かった。前回と比較すると、「上司」「同僚」の割合が増加した。

図表Ⅲ-19 問 14.高齢者虐待に気づいた際の最初の相談相手(○は1つだけ)

		60	(%)												
		40 20	52.3	18.0	14.7	9.5	1.9	1.2	0.1	0.0	0.0	0.3	0.1	0.4	1.5
		Ü	上 司	僚	ジャーネ	センター ・	談センター 高齢者虐待相	区役所・支所	警察	保健センター	医療機関	そ の 他	い 特に相談しな	わからない	無回答
全	体	n=2,814	52.3	18.0	14.7	9.5	1.9	1.2	0.1	0.0	0.0	0.3	0.1	0.4	1.5
事	居宅介護支援事業所	n=869	42.7	22.7	1.7	27.7	1.4	1.8	_	-	-	0.3	0.1	-	1.5
業種	訪問介護事業所	n=898	59.4	14.6	18.9	1.4	2.8	1.2	0.2	-	0.1	0.2	0.1	0.2	0.8
別	通所介護事業所	n=999	54.9	16.5	22.3	1.3	1.5	0.6	0.1	0.1	-	0.2	0.2	0.6	1.7
	管理者(所長等)	n=787	22.1	18.7	34.7	15.2	3.7	2.5	0.3	-	0.1	0.5	0.3	-	1.9
	サービス提供責任者、 サービス管理責任者	n=314	62.7	17.2	16.2	-	2.2	0.6	-	-	-	-	-	0.3	0.6
	介護支援専門員	n=667	52.2	22.0	1.3	20.7	0.6	0.9	-	-	-	0.3	-	0.3	1.6
	ヘルパー(訪問介護)	n=335	76.4	14.3	5.4	0.9	1.2	0.6	-	-	-	-	-	0.6	0.6
職種	ケアワーカー・ 介護職員(通所介護)	n=308	74.0	16.2	3.6	1.3	1.3	0.3	-	-	-	0.3	0.6	0.6	1.6
別	看護職員	n=53	66.0	18.9	5.7	1.9	1.9	-	-	1.9	-	-	-	-	3.8
	生活相談員	n=243	70.0	13.2	14.8	0.4	0.4	0.8	-	-	-	-	-	0.4	-
	事務職員	n=16	68.8	18.8	6.3	-	-	-	-	-	-	-	-	6.3	-
	医師、理学療法士、 作業療法士	n=19	63.2	10.5	21.1	-	5.3	-	_	-	_	-	-	-	-
	その他	n=45	60.0	13.3	13.3	-	4.4	-	ı	-	-	2.2	-	2.2	4.4
役	管理職	n=1,209	27.9	20.2	27.5	16.8	2.9	2.0	0.2	-	0.1	0.6	0.2	0.2	1.6
職・	一般職10年以上	n=696	67.4	18.4	5.7	6.0	0.6	0.4	_	_	-	-	0.1	0.3	1.0
年数	一般職3~10年	n=592	74.3	13.3	6.1	2.2	1.7	0.7	-	0.2	-	-	-	0.2	1.4
別別	一般職3年未満	n=254	76.0	16.1	0.4	1.2	1.2	0.8	-	-	-	0.4	0.4	1.6	2.0

※職種別の無回答については、全体数のみに含む。以降の集計も同じ。

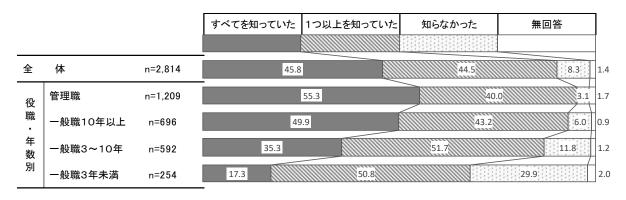
図表Ⅲ-20 問 14.高齢者虐待に気づいた際の最初の相談相手【前回】(○は1つだけ) 参考値として掲載



(6) 通報に関する意識

名古屋市で決められた高齢者虐待の通報先を知っているかについては、「区役所・支所、いきいき支援センター、高齢者虐待相談センターのすべてを知っていた」が45.8%、「1つ以上を知っていた」が44.5%で、9割が通報先を知っていた。役職・経験年数別でみると、管理職で「すべてを知っていた」の割合が最も高く、一般職では経験年数が長いほど高かった。一般職3年未満では、3割が通報先を「知らなかった」と回答した。前回と比較すると、「すべてを知っていた」の割合が減少した。

図表Ⅲ-21 問 15.高齢者虐待の通報先(○は1つだけ)



図表Ⅲ-22 問 15.高齢者虐待の通報先【前回】(○は1つだけ)

			すべてを知っていた	1つ以上を知っていた	知らなかった	無回答
今	回	n=2,814	45.8		44.5	8.3 1.4
前	回	n=2,400	50	1.2	42.0	7.5 0.3

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、証拠がなくても通報できることを知っていたかについては、「虐待の疑いがあれば通報してよい、と思っていた」が 76.1%を占めた。役職・経験年数別でみると、「虐待の疑いがあれば通報してよい、と思っていた」は管理職で最も高く、一般職では経験年数が長いほど高かった。研修・セミナー受講の有無でみると、受講歴ありの層で「虐待の疑いがあれば通報してよい、と思っていた」の割合が高かった。前回と比較すると、大きな差はみられなかった。

図表Ⅲ-23 問 16.高齢者虐待の証拠がなくても通報できることの認識(○は1つだけ)

			証拠がなければ 通報できない、 と思っていた	疑いがあれば 通報してよい、 と思っていた	よくわからない	無回答	
]
全	体	n=2,814	16.2		76.1	6.1	1.6
役	管理職	n=1,209	12.8		81.2	4.0	2.0
職 •	一般職10年以上	n=696	18.1		75.1	5.9	0.9
年 数 別	 一般職3~10年	n=592	21.3		71.5	5.9	1.4
別	一般職3年未満	n=254	15.7	65.0		17.3	2.0
セミナ	受講歴あり	n=1,404	12.1		83.3	3.1	1.5
ナ ¹⁶ ー・	 受講歴なし 	n=1,254	20.6		68.3	9.6	1.4

※研修・セミナー受講歴の無回答については、全体数のみに含む。以降の集計も同じ。

図表Ⅲ-24 問 16.高齢者虐待の証拠がなくても通報できることの認識【前回】(○は1つだけ)

			証拠がなければ 通報できない、 と思っていた		疑いがあれば 通報してよい、 と思っていた	よくわからない	無回答	
今		n=2,814	16.2			76.1	6.1	1.6
前	回	n=2,400	15.6			77.3	6.4	0.7

業務上で知り得たことであっても、高齢者虐待として通報した場合には守秘義務違反にはならないことを知っていたかについては、「知っていた」が71.7%を占めた。役職・経験年数別でみると、「知っていた」は管理職で最も高く、一般職では経験年数が長いほど高かった。研修・セミナー受講の有無でみると、受講歴ありの層で「知っていた」の割合が高く、受講歴なしの層との差が大きかった。前回と比較すると、差はほとんどみられなかった。

図表Ⅲ-25 問 17.高齢者虐待の通報が守秘義務違反にならないことの認識(○は1つだけ)

			知っていた	知らなかった	よくわからない	無回答	1	
全	体	n=2,814		71.7		15.2 11.6	1.6	
役	管理職	n=1,209		79.1		11.9 7.3	1.7	
職	一般職10年以上	n=696		74.1	12.2 12.5			
年 数	一般職3~10年	n=592		63.2	20.4	15.2	1.2	
別	一般職3年未満	n=254	48	3.8	28.3	20.5	2.4	
セミナ	受講歴あり	n=1,404		83.5		8.8 6.3	1.4	
ナ ^修 ー・	受講歴なし	n=1,254		59.1	22.2	17.3	1.4	

図表Ⅲ-26 問 17.高齢者虐待の通報が守秘義務違反にならないことの認識【前回】(○は1つだけ)

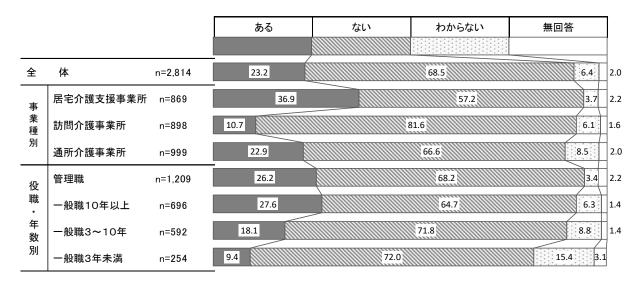
			知っていた	知らなかった	よくわからない	無回答	
今	回	n=2,814		71.7		15.2 11.6	1.6
前		n=2,400		71.3		16.9 11.0	0.9

3. 高齢者虐待の通報とその後の対応について

(1)養護者による高齢者虐待ケースの有無

回答者が業務で関わった家庭において、平成31年4月~令和3年1月末に養護者による高齢者虐待、または虐待が疑われたケースは、23.2%が「ある」と回答した。事業種別でみると、居宅介護支援事業所で「ある」が36.9%と最も多い一方、訪問介護事業所では「ない」が81.6%と最も多かった。役職・経験年数別でみると、一般職の経験年数が長いほど「ある」の割合が高かった。前回と比較すると、大きな差はみられなかった。

図表Ⅲ-27 問 18.高齢者虐待または虐待疑いのケースの有無(○は1つだけ)



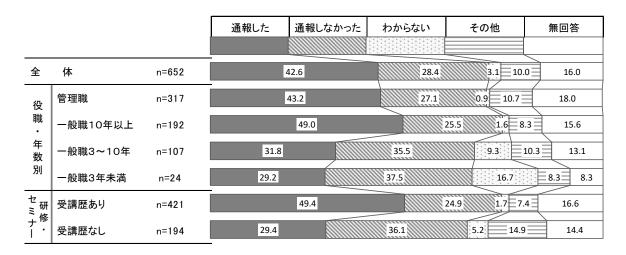
図表Ⅲ-28 問 18.高齢者虐待または虐待疑いのケースの有無【前回】(○は1つだけ)

		ある	ない	わからない	無回答	
今	n=2,814	23.2		68.5	6.4	2.0
前	n=2,400	21.0		67.8	10.3	1.0

(2) 通報の有無

高齢者虐待、または虐待が疑われたケースが「ある」と回答した方に、直近のケースについて区役所・支所・いきいき支援センター、または高齢者虐待相談センターに通報したかを尋ねたところ、42.6%が「通報した」と回答した。役職・年数別でみると、一般職の経験年数が長いほど「通報した」の割合が高かった。研修・セミナー受講の有無でみると、受講歴ありの層で「通報した」の割合が高かった。

図表Ⅲ-29 問 19.高齢者虐待または虐待疑いの通報の有無(○は1つだけ)



問 19. 「その他」の主な意見

ケアマネジャーへ報告した

・上司へ報告した 等

図表Ⅲ-30 問 19.高齢者虐待または虐待疑いの通報の有無【前回】(○は1つだけ)

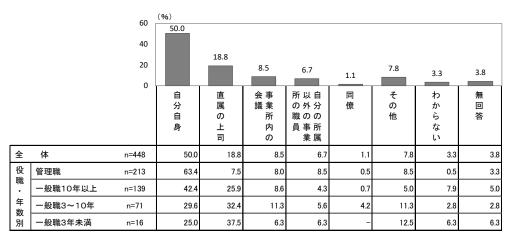
			通報した			その他	#	無回答		
								Щ		
今	回	n=652	42.6 28.4 3.1 10.0 16.0							
			通報した	通報しなかった わからない		からない	無回答			
前	回	n=503		54.9			23.7	4.2	17.3	

※選択肢が異なるため、参考値として掲載

(3) 通報するかどうか判断した者

直近のケースについて「通報した」または「通報しなかった」と回答した方に、誰が通報するかどうかの判断をしたのか尋ねたところ、「自分自身」が半数を占めた。役職・経験年数別でみると、一般職の年数が短いほど「直属の上司」の割合が高かった。前回と比較すると、「自分自身」の割合が大幅に増加した。

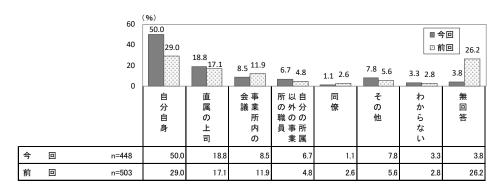
図表 II-31 問 20. 誰が通報するかどうかの判断をしたか(〇は1つだけ)



問 20. 「その他」の主な意見

・ケアマネジャー 等

図表Ⅲ-32 問 20.誰が通報するかどうかの判断をしたか【前回】(○は1つだけ)



(4) 通報の判断理由

直近のケースについて「通報した」と回答した方に、通報すると判断した理由を尋ねたところ、「虐待にあたると判断したから」が74.7%で最も多く、次いで「高齢者虐待の疑いがあるケースがあれば通報する決まりだから」が49.1%であった。役職・経験年数別でみると、「虐待にあたると判断したから」は管理職で最も割合が高く、一般職では経験年数が長いほど割合が高かった。前回と比較すると、「虐待にあたると判断したから」が増加した。

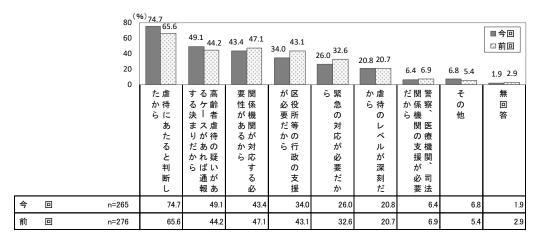
(%) 74.7 80 49.1 60 43.4 34.0 40 26.0 20.8 20 6.4 ら緊 だ関警 た虐 する高 要関 が区 か虐 , る ケ 齢 決 一 者 か係察 の か待 ら待 性係 必 役 らに が機 ら機 まス虐 あ関 だ等 関 医 りが待 るが かの 応が の療 たると判 か対 支 機援関 だあの ら行 かれ疑 ら応 必 らばい 通 が 報 あ 断 必司 必 要法 n=265 74.7 43.4 34.0 26.0 全 49.1 役 管理職 7.0 n=129 77.5 48.1 48.1 34.1 32.6 25.6 8.5 2.3 -般職10年以上 73.3 48.9 43.3 33.3 15.6 11.1 4.4 6.7 1.1 年 51.5 30.3 3.0 - 般職3~10年 n=33 66.7 33.3 27.3 18.2 3.0 6.1 数 別 -般職3年未満 57.1 42.9

図表Ⅲ-33 問 21.通報すると判断した理由(○はいくつでも)

問 21. 「その他」の主な意見

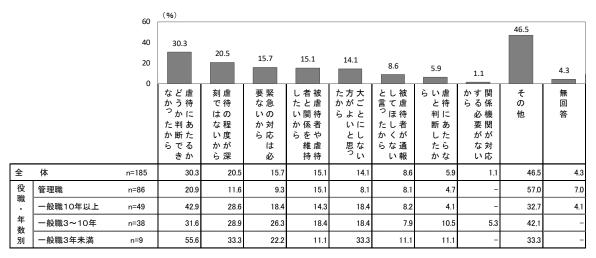
- ・このまま事態が深刻化した時の為に、事前に情報共有をと考えた
- ・疑いの段階であったが、連携し、見守り体制を作る必要があると思ったから
- ・虐待かどうか迷っていたため、虐待の疑いでいきいき支援センターに相談にのっても らいたかったから 等

図表Ⅲ-34 問 21.通報すると判断した理由【前回】(○はいくつでも)



直近のケースについて「通報しなかった」と回答した方に、通報しないと判断した理由を尋ねたところ、「虐待にあたるかどうか判断できなかったから」が30.3%で最も多く、次いで「虐待の程度が深刻ではないから」が20.5%であった。役職・経験年数別でみると、「虐待にあたるかどうか判断できなかったから」「虐待の程度が深刻ではないから」「緊急の対応は必要ないから」「大ごとにしない方がよいと思ったから」などで管理職よりも一般職で割合が高かった。前回と比較すると、大きな差はみられなかった。

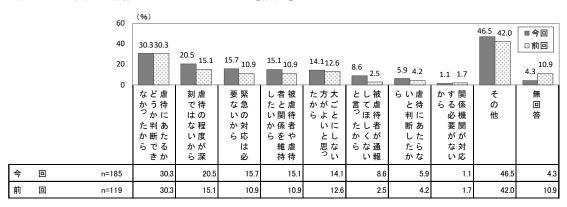
図表Ⅲ-35 問 23.通報しないと判断した理由(○はいくつでも)



問 23. 「その他」の主な意見

- ・ケアマネジャーに報告し、後の対応を依頼したから
- ・ケアマネジャーと情報共有し、ケアマネジャーに判断を委ねたから
- ・ケアマネジャーに報告し、ケアマネジャーから連絡したから
- ・関係者との話し合いによる対応で終了したため
- ・深刻になる前の早い段階で家族と本人を離し、入院させたため
- 既知のことだったから
- ・事業所内により支援の工夫をし、介護者の負担軽減等見守りによって改善傾向が見られたため
- ・以前通報した際、ちゃんと取り扱ってくれなかったから
- ・家族内の関係性があり、虐待を疑う行動になっているかもしれないから 等

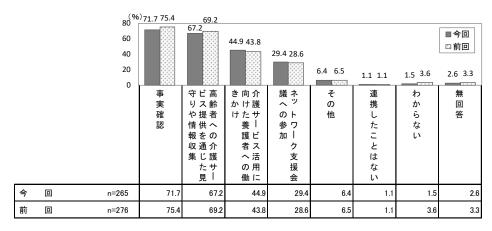
図表Ⅲ-36 問 23.通報しないと判断した理由【前回】(○はいくつでも)



(5) 関係機関との連携・情報共有

直近のケースについて「通報した」と回答した方に、通報後に区やいきいき支援センターと 連携したことについて尋ねたところ、「事実確認」「高齢者への介護サービス提供を通じた見守 りや情報収集」を7割で実施していた。

図表Ⅲ-37 問 22.区やいきいき支援センターと連携した内容【前回】(○はいくつでも)



問 22. 「その他」の主な意見

・保護し、施設入所

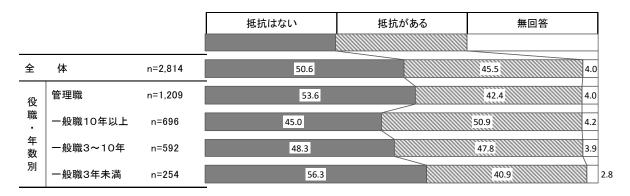
・定期的な状況報告

等

(6) 通報への抵抗感

「養護者による高齢者虐待」の通報をすることに抵抗があるかについては、「抵抗はない」が50.6%、「抵抗がある」が45.5%であった。役職・経験年数別でみると、一般職では経験年数が短いほど「抵抗はない」の割合が高く、「抵抗がある」の割合が最も高かったのは一般職の10年以上であった。

図表Ⅲ-38 問 24.養護者による高齢者虐待の通報への抵抗感(○は1つだけ)



「養護者による高齢者虐待」の通報に「抵抗がある」と回答した方に、その理由を尋ねたところ、8割が「虐待かどうかの判断に迷うから」と回答した。役職・経験年数別でみると、一般職の経験年数が短いほど「虐待かどうかの判断に迷うから」「通報したらどうなるか分からないから」の割合が高く、一般職の経験年数が長いほど「虐待者(養護者)を悪者にしたくないから」「被虐待者(高齢者)が通報を望まないと思うから」「通報しても解決しないと思うから」の割合が高かった。

図表Ⅲ-39 問 25.養護者による高齢者虐待の通報に抵抗がある理由(○は3つまで)

		100 80 60 40 20	80.2	28.9	25.4	18.7	15.3	10.6	8.5	2.7	6.3	0.5
			迷うから虐待かどうかの判断に	関係を維持したいから虐待者(養護者)との被虐待者(高齢者)や	分からないから通報したらどうなるか	者にしたくないから虐待者(養護者)を悪	から 通報を望まないと思う 被虐待者(高齢者)が	と思うから 過報しても解決しない	いと思うから大ごとにしない方がよ	から 務負担が増えると思う 通報によっ て自分の業	その他	無回答
全	体	n=1,279	80.2	28.9	25.4	18.7	15.3	10.6	8.5	2.7	6.3	0.5
役職	管理職	n=513	80.1	31.8	22.0	20.7	13.1	9.7	6.6	3.3	7.2	0.4
職	一般職10年以上	n=354	79.4	31.1	25.4	20.1	19.5	13.6	9.6	2.3	7.3	0.3
年数	一般職3~10年	n=283	80.6	23.3	29.7	16.6	14.8	10.2	8.5	1.4	4.2	0.7
別	一般職3年未満	n=104	86.5	26.9	30.8	13.5	13.5	4.8	15.4	2.9	1.9	1.0

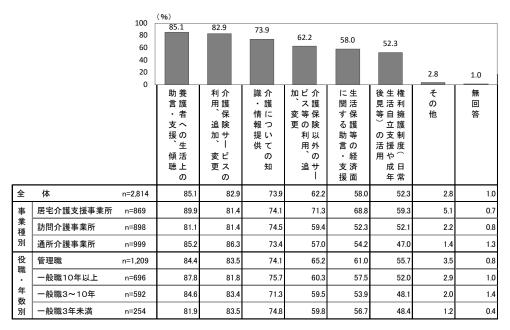
問 25. 「その他」の主な意見

- ・通報によって虐待がエスカレートする懸念があるから
- ・疑いのみで通報し、結果虐待でなかった場合、家族との信頼関係が崩れるため
- ・通報することで、被虐待者の生活や環境ががらっと変わることが本人の負担になって しまうことが予想されるから
- ・なぜそのような経緯に至ったか、こちらでは把握できないため等

(7)養護者への支援として必要なもの

養護者への支援として必要だと思うものは、8割強の回答者が「養護者への生活上の助言・支援、傾聴」「介護保険サービスの利用、追加、変更」と回答した。事業種別でみると、居宅介護支援事業所で「介護保険以外のサービス等の利用、追加、変更」「生活保護等の経済面に関する助言・支援」の割合が高かった。役職・経験年数別でみると、大きな差はみられなかった。前回と比較すると、差はほとんどみられなかった。

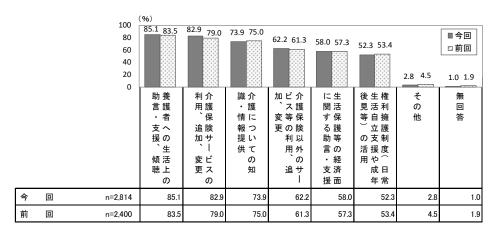
図表Ⅲ-40 問 26. 養護者への支援として必要だと思うもの(○はいくつでも)



問 26. 「その他」の主な意見

- ・家族支援・家族同士のつながり
- ・養護者への寄り添い、温かい言葉かけ、激励
- ・養護者の受診に対する支援
- ・虐待行為を防止するために引き離す
- ・養護者自身へのサービス支援 等
- ・地域の協力
- ・医療制度助成等の説明、助言
- ・レスパイト

図表Ⅲ-41 問 26.養護者への支援として必要だと思うもの【前回】(○はいくつでも)



(8) 高齢者虐待の要因

高齢者虐待の要因の主なものについて、平均点でみると、「虐待者の介護疲れ・ストレス」が最も高く、次いで「被虐待者の認知症の症状」「虐待者と被虐待者の人間関係」「虐待者の性格・人格、それに基づく言動」の順となった。前回と比較すると、「虐待者の介護疲れ・ストレス」「虐待者の知識・情報不足」などが増加した。

図表Ⅲ-42 問 27.高齢者虐待の要因【全体】(優先順位の高い順に5つまで)

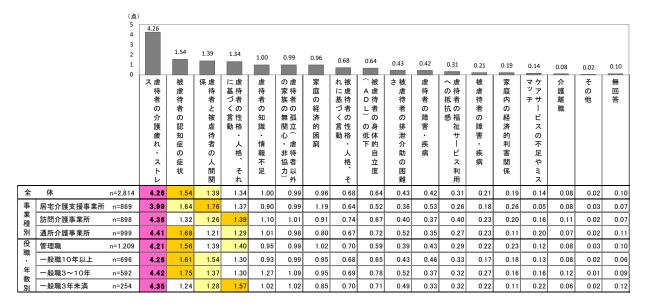
																			(%)
	調	ス虐	虐	に虐	虐	へ虐	^ 被	被	被	さ被	れ被	係 虐	の虐	家	家	マケ	介	そ	無
	査	待	待	基 待	待	の 待	A 虐	虐	虐	虐	に虐	待	家 待	庭	庭	ッァ	護	の	回
	数	者	者	づ者	者	抵者	D 待	待	待	待	基 待	者	族者	の	内	チサ	離	他	答
		の	の	くの	の	抗の	L者	者	者	者	づ者	ے	のの	経	の		職		
		介	障	言性	知	感福	ت م	の	の	の	くの	被	無孤	済	経	ビ			
全体		護	害	動格	識	祉	の身	認	障	排	言性	虐	関立	的	済	ス			
		疲 れ		;	- Ante	サー	低体	知症	害	泄	動格	待 者	心企	困窮	的	の			
		1.	疾 病	格	情報	ı Ĕ	下的自	近の	疾	介助		りの	・虐	身号	利 害	不足			
		ュ	1173	TH,	不	ス	立	症	病	D D	格		協者		関	や			
		î l		そ	足	利	度	状	71/3	困	1111	間	力以		係	[
		レレ		ħ	~	用	/2	-100		難	そ	関	2 条		DK.	え			
1位	2,814	71.5	0.6	5.1	2.0	0.3	0.8	3.1	0.2	0.4	1.4	6.8	2.1	3.1	0.4	0.1	0.1	0.2	1.9
2位	2,814	9.8	5.2	13.5	9.6	2.2	5.2	15.5	1.1	2.7	4.4	10.7	10.0	5.7	1.1	0.6	0.4	0.1	2.3
3位	2,814	6.2	2.9	10.7	8.3	2.9	7.0	15.2	2.3	5.5	6.3	10.0	8.4	8.1	1.4	1.2	0.9	0.1	2.6
4位	2,814	4.1	2.9	7.5	9.2	3.2	6.4	12.0	3.2	4.9	8.9	11.1	7.7	10.5	1.9	1.5	0.8	0.1	4.0
5位	2,814	2.7	3.4	7.0	8.0	5.8	5.8	6.8	2.6	3.9	7.1	10.1	8.0	12.4	4.3	4.2	1.6	0.2	6.0
平均点	2,814	4.26	0.42	1.34	1.00	0.31	0.64	1.54	0.21	0.43	0.68	1.39	0.99	0.96	0.19	0.14	0.08	0.02	0.10

問 27. 「その他」の主な意見

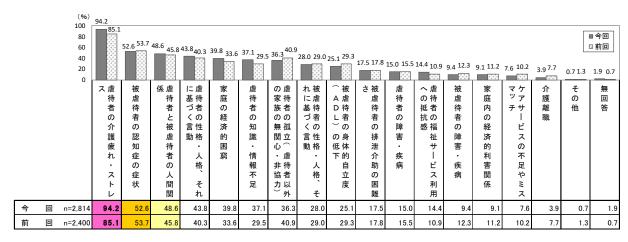
・ 行き過ぎた権利擁護

- ・コミュニティの閉鎖
- ・虐待者が世間体、近所の目を気にしすぎる
- 等

図表Ⅲ-43 問 27.高齢者虐待の要因【平均点】(優先順位の高い順に5つまで)



図表Ⅲ-44 問 27.高齢者虐待の要因【前回】(○は5つまで)

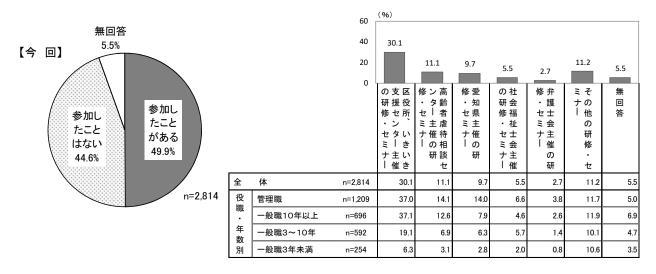


4. 高齢者虐待の防止と対応に向けた取り組み

(1) 研修・セミナー等の参加状況

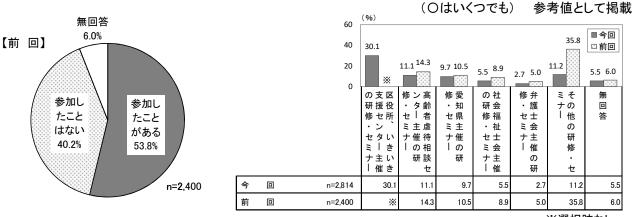
高齢者虐待に関する研修・セミナー等への参加について、5割が参加したことがあると回答した。参加した研修・セミナーは「区役所、いきいき支援センター主催の研修・セミナー」が3割と最も多かった。役職別でみると、いずれの項目も管理職で最も割合が高く、一般職では経験年数が長いほど割合が高かった。

図表Ⅲ-45 図表Ⅲ-46 問 28.高齢者虐待に関する研修・セミナー等の参加状況(○はいくつでも)



図表Ⅲ-47

図表Ⅲ-48 問 28.高齢者虐待に関する研修・セミナー等の参加状況【前回】



※選択肢なし

「研修・セミナー等に参加したことはない」と回答した方に、参加していない理由を尋ねたところ、「業務が忙しい、時間がない」「曜日や時間が合わない」が半数を占めた。役職・経験年数別でみると、「業務が忙しい、時間がない」は管理職の割合が最も高く、一般職では経験年数が長くなるほど割合が高い一方、「研修・セミナー等の情報が得られない」は管理職の割合が最も低く、一般職では経験年数が短くなるほど割合が高かった。

図表Ⅲ-49 問 30.高齢者虐待に関する研修・セミナー等の参加しない理由(○はいくつでも)

		60	(%)							
		60	50.8	47.3						
		40			31.3					
		20				7.4	4.1	0.9	4.9	1.6
		0						0.5		1.0
			時間がない、	わない曜日や時間が合	れない等の情報が得ら研修・セミナー	がない 修・セミナー 等参加したい研	要性を感じない等に参加する必研修・セミナ―	得られないの理解・許可が上司等	その他	無回答
全	体	n=1,255	50.8	47.3	31.3	7.4	4.1	0.9	4.9	1.6
役	管理職	n=430	62.1	54.0	20.7	8.4	4.4	0.7	4.2	1.9
職	一般職10年以上	n=269	50.6	43.9	33.8	4.8	4.5	0.4	5.6	1.1
年数	一般職3~10年	n=340	46.2	45.9	35.3	7.9	3.8	1.2	4.4	1.5
別	一般職3年未満	n=185	33.5	40.5	45.9	8.1	3.2	1.6	7.0	1.1
	•									

図表Ⅲ-50 問 30.高齢者虐待に関する研修・セミナー等の参加しない理由【前回】(〇はいくつでも) 参考値として掲載

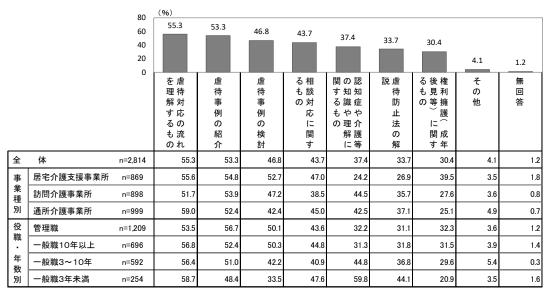
		60 40	50.8	47.3	31.3 28.8					■今回 □前回
		20		*		7.4 11.1	4.1 2.8	0.9 1.2	15.8 4.9	1.6 2.2
			間がない、時	ない曜日や時間が合わ	い 情報が得られな研修・セミナー 等	セミナー 等がない参加したい研修・	を感じない に参加する必要性研修・セミナー 等	れない理解・許可が得ら事業所、上司等の	その他	無回答
	今	n=1,255	50.8	47.3	31.3	7.4	4.1	0.9	4.9	1.6
Ī	前	n=965	58.0	*	28.8	11.1	2.8	1.2	15.8	2.2

※選択肢なし

(2) 研修・セミナー等への希望内容

高齢者虐待に関する研修・セミナー等にどのような内容を希望するかについては、回答者の5 割強が「虐待対応の流れを理解するもの」「虐待事例の紹介」と回答した。事業種別でみると、 居宅介護支援事業所では「認知症や介護等の知識や理解に関するもの」「虐待防止法の解説」の 割合が低い一方、「権利擁護(成年後見等)に関するもの」の割合が高かった。役職・経験年数 別でみると、管理職では「虐待事例の紹介」の割合が、一般職では「虐待対応の流れを理解す るもの」の割合が最も高かった。前回と比較すると、大きな差はみられなかった。

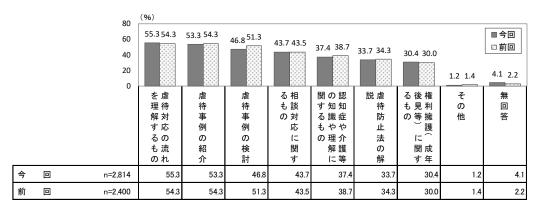
図表Ⅲ-51 問 29. 高齢者虐待に関する研修・セミナー等への希望内容(○はいくつでも)



問 29. 「その他」の主な意見

- ・通報方法とその後の手順を具体的に知りたい
- ・問題解決の方法と、成功事例の紹介 等

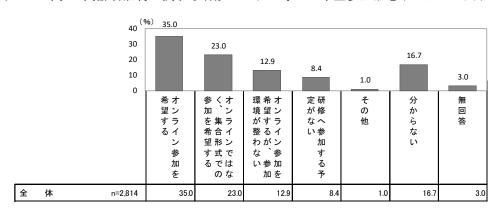
図表Ⅲ-52 問 29. 高齢者虐待に関する研修・セミナー等への希望内容(○はいくつでも)



(3) 研修の希望参加形態

高齢者虐待に関する研修・セミナー等にどのような形態で参加を希望するかについては、「オンライン参加を希望する」が 35.0%で最も多く、次いで「オンラインではなく、集合形式での参加を希望する」が 23.0%であった。

図表Ⅲ-53 問 31.高齢者虐待に関する研修・セミナー等への希望参加形態(○は1つだけ)



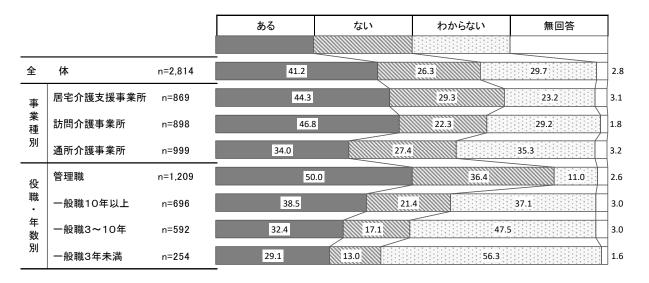
問31.「その他」の主な意見

- ・オンライン、集合形式、どちらでも選べるようにしてほしい
- ・グループワークは集合形式、座学はオンラインで可 等

(4)マニュアルの有無

事業所に、養護者による高齢者虐待を発見した際の対応等を記載したマニュアルなどが「ある」のは、41.2%であった。事業種別でみると、通所介護事業所では「ある」の割合が低く、「わからない」の割合が高かった。役職・経験年数別でみると、管理職では「ある」が半数を占めた。一般職の10年以上でも「わからない」が37.1%で、経験年数が短くなるほど割合が高かった。前回と比較すると、大きな差はみられなかった。

表Ⅲ-54 問 32.高齢者虐待を発見した際の対応等を記載したマニュアルの有無(○は1つだけ)



表Ⅲ-55 問 32.高齢者虐待を発見した際の対応等を記載したマニュアルの有無【前回】(○は1つだけ)

			ある	ない	わからない	無回答	
今	回	n=2,814	41.2		26.3	29.7	2.8
前	回	n=2,400	43.2		28.6	26.6	1.7

マニュアルの有無についての回答と、下記表の2つの設問の回答状況を分析すると、マニュアルが「ある」と回答した人の方が正しい認識をしている割合が高いという結果になった。マニュアルがあることによって、虐待対応について正しい判断がしやすくなっていると考えられる。

表Ⅲ-56 問 32.と問 16.問 17.(P.66)のクロス分析

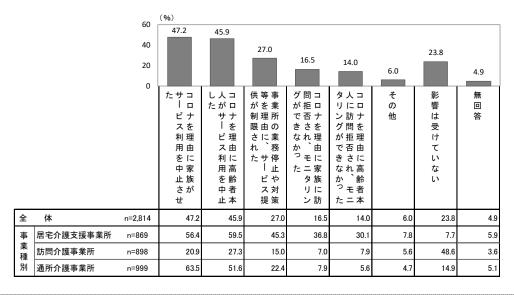
	証拠がなくて	も通報できる	通報は守秘義務	違反にならない		
	知っていた	知らなかった	知っていた	知らなかった		
マニュアル有	81.0%	13.7%	79.4%	11.4%		
マニュアル無	77.0%	16.8%	76. 1%	14.1%		

5. 新型コロナウイルスの影響について

(1) 新型コロナウイルスによる業務への影響

新型コロナウイルスによる業務への影響については、「コロナを理由に家族がサービス利用を中止させた」「コロナを理由に高齢者本人がサービス利用を中止した」がそれぞれ5割弱と多かった一方、「影響は受けていない」は23.8%であった。

表Ⅲ-57 問 33.新型コロナウイルスによる業務への影響(○はいくつでも)

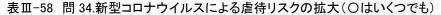


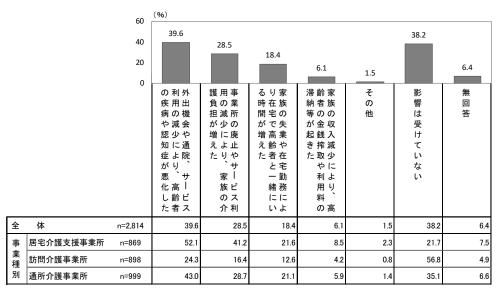
問 33. 「その他」の主な意見

- ・利用者がコロナウイルスに感染し、ヘルパーが濃厚接触者疑いとなった
- ・コロナ対策として感染予防具の準備など、通常業務以外の業務が増えた
- ・認知症の方への感染予防対策の理解が得られず大変だった
- ・休業要請や時短営業
- ・コロナを理由に、サービス内容(通い(デイサービスリハビリ)→訪問(訪問介護リハビリ))の変換をした
- ・コロナを理由に入居する施設側がデイサービス利用の中止を決めた
- ・利用者のサービス利用控えにより、ADL低下、介護度が重くなり中止になった 等

(2) 新型コロナウイルスによる虐待リスク

新型コロナウイルスにより、虐待のリスクが大きくなったものついては、「外出機会や通院、サービス利用の減少により、高齢者の疾病や認知症が悪化した」が39.6%であった一方、「影響は受けていない」も38.2%とほぼ同率であった。





問 34. 「その他」の主な意見

- ・外出、家族の面会がなくなり不穏になる利用者が増え、職員の暴言が増えた
- ・高齢者の足が弱り、転倒が増えた
- ・在宅勤務をしながら自宅介護を求められるため勤務がスムーズに出来ず、ストレスが 生じ、家族の負担が増えている
- ・家族の収入減少により家計への利用料負担が大きくなり、家族の精神的不安が大きく なった
- ・他県の家族が高齢者宅に来れなくなり、近くに住む家族の負担が増えて、少し気まず くなっている
- ・虐待以前の問題、本人、家族の様子が分からない、電話では把握できない 等

(3) 新型コロナウイルスにより高齢者虐待の対応で困っていること(問35.主な意見)

〇訪問拒否等のため状況把握が困難 (27件)

- ・家族・本人に訪問を拒否されて、状態把握が難しくなった。
- ・訪問に制限があり状況の把握がしっかりできない。電話での対応では読みとれない部分が 大きい。コロナが心配なのでと言われたら訪問できない部分がある。
- ・積極的にサービスを勧める事が正しいのか悩むため、高齢者虐待が悪化している現状が直 接は確かめにくい。

〇ストレス等からの不安、心配(24件)

- ・家族、高齢者ともに、面会できないことによりストレスが溜まっている。
- ・高齢者本人が家にいる時間が増えると、本人、家族にもストレスがたまっていくと感じて いる。

- ・家族が在宅勤務となり、普段は日中にいない家族が、送迎時、利用者に対して高圧的な会話をしていた。
- ・外出制限により気分転換ができないため、ストレスが溜まり、他の利用者との口論が増え た。

〇感染対策(20件)

- ・認知症の方にマスク着用の必要性を理解してもらえず、こちらがマスク、フェイスシール ドを着用するも声が聞き取れず、コミュニケーションが取れていない場合もある。
- ・利用者宅(独居)に訪問時、マスクの着用がされていないことが多く、会話時など、距離をとって…を心がけている。マスク着用の重要性の認識が足りない。
- ・利用者側は(本人、家族含め)、コロナウイルスに感染している可能性があっても(主に体温が高い等)、入浴介助や排泄介助がして欲しいがため、平気で隠蔽してくる。訪問スタッフや施設環境にはシビアだが、どうあれ、面倒臭いので、自分は介護したくないというのが良く分かる。
- ・外出時のマスク着用、手洗い、うがいなどの声掛けをしても、やってもらえないときがあ る。
- ・ワイドショーの情報を真に受けて、必要以上に自粛してしまい、逆に自分たちを自分で追いつめている。テレビの無責任な報道に憤りを感じる。

〇ADL・体力・認知機能低下(18件)

- ・本人と家族の意見の相違による仲違いや、介護保険サービスの利用を控える事による ADL の低下が心配される。場合によっては、認知症の進行も起こりうる。
- ・養護者の意見を聞かざるをえず、高齢者の外出(デイサービス利用や散歩など)が減ったことで、認知症の進行や下肢筋力低下が起きている。高齢者に説明しても本人では決断できず、時間だけが過ぎていく。ケアマネジャーも訪問自粛しており、養護者への連絡まで手が回らず、そのままになっているのが現状。デイサービスに変わる他のサービスの提案等は、最低限ケアマネジャーに行ってもらいたい。
- ・事業所の廃止やサービス利用の減少により、家族(養護者)の介護負担が増えた。外出機会や通院、サービス利用の減少により、高齢者の疾病や認知症が悪化した。
- ・あきらかにコロナではない発熱に対しても、2週間の隔離対応によって認知が進んだり、身体の拘縮が強くなったりと、一日1人対応になかなかサービスができず、PCRですぐに確認していただき、介助したかった。

○サービス利用減(12件)

- ・収入減により、サービス利用が消極的になった。
- ・家族の収入減少があると、今までのように利用日を増やす相談等がしにくい。
- ・サービス利用の機会が減少しても、代替となるサービスがすぐに受けられる環境が整って いない。

〇対応困難(12件)

- ・コロナが心配だから、外に出るのが恐いと言われると、「安心して来て下さい。大丈夫です。」とは言い切れない。
- ・高齢者はWeb 環境が整いにくく、コミュニケーションがとりづらいのが現状。支援方法の中で対人援助は重要なので環境整備が必要。

- ・認知症の家族の会など、介護者の思いを共有する、話す機会が中断している。第三者と会う機会がないことから、内にこもっていることも要因かと思う。施設入所をすすめても、 面会が自由にできないことで、入所をためらっている。
- ・いきいき支援センターや福祉課に相談しても、「様子をみるしかできない」と対応してくれ ない。

〇介護者の負担増(6件)

- ・休日に自粛しなければならないスタッフのストレス発散ができておらず、ケアに影響が出 ている。指導、教育をしているが、追いつかないのが現状。
- ・直接の訪問ができず、利用費に印をもらうことに苦労している。ショートステイ先にコロナの緊急事態宣言中受け入れを中止すると言われ、家族への負担が増えた。

〇サービスの質の低下(4件)

- ・システム面は整いつつあるが、一般従事者への浸透は不足しているように思う。困るわけではないが、質の観点から改善の必要性は感じる。
- ・(管理者レベルで) 虐待に関する認識が低い。理解が追いつかず、事業所内での研修ができていない。養護者に対し、適切なアドバイスができない。

〇発見の遅れ(4件)

- ・利用中止や、長期の休みにより、虐待や生活環境の変化が把握しにくくなっている。
- ・自宅での様子が分かりにくくなり、発見できていないものがあるかもしれない。

○その他(17件)

- ・高齢者施設での発生やその後など具体的な情報不足。高齢者本人だけではなくその家族が 施設従事者である場合がよりサービス調整や利用などに影響がでてしまう。
- ・退院カンファレンスや担当者会議で、訪問マッサージやリハビリなど、主治医の指示書が 必要な際に、「こんなコロナの時期に訪問系サービスを入れるのは、何を考えているんだ」 と、必要と依頼があるのに医師に指示書を書いてもらえず、必要なサービスが受けられな かった。訪問看護による薬の管理ができず、またすぐ入院(薬さえきちんと服用できれば 入院をしなくても良いと主治医も言っていた)してしまった。
- ・テレビの報道が過大で、認知症の人が恐くなってうろたえてパニックとなり、デイサービスを断ってきたことがあった。マスコミの異常な報道も、虐待に入るのでは?過剰な報道 をやめるべき。マスコミには責任を問わないのでしょうか?
- ・看護に対しての手当てと、福祉に対しての手当ての差が大きすぎる。
- ・影響を受けていないため、困った事はないが、毎日の生活において、私たち介護者も、利 用者も、身体変化に気をつけている。

6. 高齢者虐待の防止と対応に向けた今後の課題について

(1) 高齢者虐待の防止のために望まれること

養護者による高齢者虐待の防止に向けて必要と感じる主なことは、「養護者への相談・支援体制の充実」が64.7%と最も多く、次いで「養護者の心身のリフレッシュ体制の充実」「高齢者を見守る地域等のネットワークの確立」「緊急避難の受け入れ態勢の充実」がそれぞれ4割弱であった。事業種別にみると、一般職では、経験年数が短くなるにつれ「養護者の心身のリフレッシュ体制の充実」の割合が、経験年数が長くなるにつれ「緊急避難の受け入れ態勢の充実」の割合が高かった。前回と比較すると、「高齢者を見守る地域等のネットワークの確立」が大幅に減少した。

80 64.7 38.3 36.5 35.9 40 15.2 11.8 9.2 20 8.2 7.3 6.3 0.9 0 体 養 レ養 護 の高 勢緊 実 教 関 整 住 フ 関 携 警 発 住 区が機 ネ齢ッ者 制護 の急 育 係 備民 察 度齢 回 の者 シュの 充 避 向 の者 ト関 トを 充へ 実 難 啓 関 け 司 整虐 対 ワーラー 実の 体心 等 職 ത 法 備待 する ഗ 発 職 制身 の員 相 の員 談 のの クる け 関 充リ の地 会 対 窓 備け 幸 ħ 実フ 確域 のす ത 立等 充る 啓 n=2,814 64.7 38.3 36.5 35.9 19.3 15.2 9.2 8.2 7.3 6.3 0.9 11.8 居宅介護支援事業所 n=869 59.8 29.8 33.3 45.9 17.4 13.2 14.7 9.0 0.8 訪問介護事業所 n=898 64.9 40.6 36.2 32 7 20.5 14.8 9.6 8.4 5.1 10.7 通所介護事業所 69.2 43.4 39.9 29.9 17.5 10.0 6.8 7.0 0.4 n=999 20.3 5.7 9.8 役 7.1 1.3 管理職 n=1,209 62.6 36.1 34.8 38.0 19.6 14.5 9.1 8.7 7.4 12.6 職 一般職10年以上 64.4 35.6 39.1 38.2 19.4 14.4 7.5 8.9 7.8 5.9 0.9 12.1 n=696 7.4 一般職3~10年 n=592 69.9 42.7 36.0 32.8 19.1 16.9 10.1 6.6 4.4 0.3 11.3 数 一般職3年未満 n=254 47.2 18.9 17.7 9.4 7.1 0.4 7.5

表皿-59 問 36.養護者による高齢者虐待防止に向けて必要なこと(〇は3つまで)

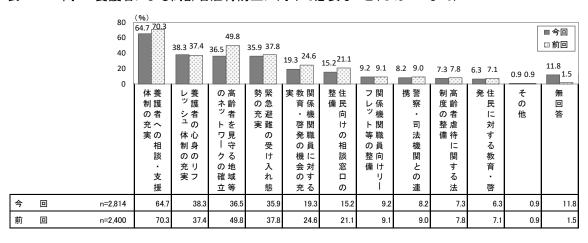
問 36. 「その他」の主な意見

- ・ 行政の定期的な訪問
- ・養護者に対する教育、啓発

- 経済的支援
- ・担当者の意識改革
- ・権利擁護制度がすぐ受け入れてもらえる体制

等

表皿-60 問 36.養護者による高齢者虐待防止に向けて必要なこと(〇は3つまで)



(2) 高齢者虐待の防止、発見、早期対応のために工夫・実践していること(問37.主な意見)

○虐待に気づくための工夫 (377 件)

- ・対面する際に、普段と変わった所がないか、外観的に変化はないかを観察し、会話の中で 日常の生活に困難な事がないかを常に気にするようにしている。
- ・身体の確認、高齢者と養護者両方の傾聴(人によって言う内容が違うケースもあるので)、 色々な人をサービスに入れて傾聴をし、情報収集したうえで、必要であればケアマネに報 告している。
- ・入浴介助時、更衣時に全身状態をチェックし、スタッフ間で情報共有を行う。
- ・本人が一人でいる時と、養護者が同席している場合の表情、話し方など違いがないか、注 意深く見ている。
- ・できる限りコミュニケーションをとり、何かあった時に相談しやすい環境を作る。
- ・認知症の方は、適切な訴えができないため、私達が日頃との変化を察知できるよう、コミュニケーションを積極的にとるようにしている。
- ・利用者と家族の関係性を普段から気に留めておく。
- ・送迎の際など、できるだけ家族とのコミュニケーションの機会を持つ。
- ・できるだけ、玄関先だけの訪問ではなく、普段生活している場所(居間や寝室)でモニタ リングをするように心がけ、又、家族も一緒に同席していただき、養護者の様子も把握す るように心がけている。
- ・定期的にアポ取りをして訪問するのが通常だが、数ヶ月に一回は「ちょうど通りかかったから」等の理由で訪問(モニタリング)する。すると、アポをしていないいつもの生活が見えてくるので、違う発見がある。気になる場合は近隣の娘さんも時折訪問させる。
- 事例検討やミーティング内で日頃の各利用者の状況確認を行って、ケアの適切さや発見・ 防止等に努めている。
- ・虐待について知識を深め、利用者の背景を知る。

○養護者との信頼関係づくり(227件)

- ・送迎時に介護者の介護負担を伺う、自宅内での介助、介護技術指導を行うようにしてい る。
- ・送迎時、利用者の家族にデイサービスでの様子を話し、自宅での様子や困りごとをそれと なく聞いている。
- ・養護者の話にもしっかりと耳を傾け、養護者の体調や気持ちの変化にも気づけるよう努める。
- ・利用者の家族と話し、悩み事や困っている事は無いか聞き、解決方法を一緒になって考えるようにしている。出来る限り、明るく接していけるよう、心掛けている。
- ・まず、傾聴すること、たくさん不満を吐いていただくこと。そして共感し、できるだけ笑っていただく。その上で、今の「問題」の原因を共に考えること。より良く共に生きるにはどうしたらよいか、一緒に考える時間をつくる。
- ・養護者との関係づくり。傾聴し心を寄せる。介護者あっての"在宅"という認識を明確に 伝え、無理をしない頑張らない介護を提案する。まずは、介護者と信頼関係を築くことが 一番だと思う。ひとりで背負わない、各担当者で介護していくと伝えている。
- ・本人の前では話しにくい負担感について、養護者へ個別に聞くようにする。

○ケアマネジャーや事業所等との協力体制(82件)

- ・何か変わったことがあれば、すぐに担当のケアマネジャーに報告するようにしている。
- ・常にケアマネジャーとの連携を十分に取り、利用者家族とのコミュニケーションをしっか りと図る。
- ・サービス事業所との連携を取り、いきいき支援センターに相談し、意見・指導をもらうた めに動いている。
- ・各事業所と連携を取り、高齢者の身体他、通常の様子の変化を早期に把握し、高齢者、養護者とのコミュニケーションを図りながら日常生活の様子を常に傾聴し、介護サービス等の提案、話し合いをしている。
- ・現場(ヘルパー)からの利用者様の様子、出来事をあげてもらう。
- ・事業所としては、ケアマネジャー同士での相談ができる環境作り、日頃から事業所との連携を図ること。コロナ禍ではあるが、訪問した際の自宅環境の変化や、本人、介護者の言動に対してアンテナをはっておきたい。

○利用者に関すること(66件)

- ・利用者の言葉に気になるものがあれば、報告する。
- ・利用者とのコミュニケーションと観察。
- ・通所を休まれる際の理由の確認。バイタルサインのチェックや、身体の様子(体調、痛みの有無、皮膚の変化のチェック等)を伺う。
- ・普段の会話のやりとりや、本人、家族の表情を見ている。いつもと様子が違ったら、何が あったのか、と様子を伺う。
- ・利用者本人にお話しを伺い、どう生活しているのかお聞きしています。

○複数職員での対応(61件)

- ・疑わしいと思った時点で、すぐに上司に報告すること。利用者を守ることを第一優先に考 え、行動するよう、事業所内で意識を統一する。
- ・事業所内のミーティングで、虐待の疑いがある方について全ケアマネに報告し、対応について検討している。
- ・職員内でのコミュニケーションをしっかりとる。情報共有。
- ・担当ヘルパーを一人だけにせず、数人が担当することにより、情報の共有ができ早期発見 につながる。
- ・スタッフの精神状態の把握。不安がある時の対応。一定のスタッフだけに対応させるのではなく、複数名で対応し、孤立した環境を避ける。
- ・定期的に社内研修を行い、事例検討し、スタッフみんなで「虐待になっていないか」を考 えている。

○関係機関との連携強化(49件)

- ・少しでも虐待が疑われるケースについて、事業所内の会議で話し合い、早期対応(区役所 やいきいき支援センターへの報告)を心掛けている。
- ・ケースの共有を事業所内で行い、速やかにいきいき支援センターへ相談する。主治医の見解を確認する。速やかに主治医へ知らせる。
- ・民生委員の方と、月に一度連絡を取り合うことを実施。町内の方の安否確認など。

- ・毎月、事業所内で同僚と困難ケースを情報共有して、サービスの確認や今後のことについて話をする場を設けている。また、いきいき支援センターに相談したり、民生委員にもお願いし、早期発見に努めている。
- ・いきいき支援センターと密に連絡を取り合い早急に対応できるようにする。

〇報告、相談、通報等(35件)

- ・早めの報告相談しかないと思います。
- ・事例を共有している。
- ・小さな事でも相談を受けることができる窓口を作っておくこと。
- ・些細な事でも、直ちに上司に相談・報告する。
- 対応方法の情報共有、接遇の徹底。

○研修や会議等での啓発・教育(35件)

- ・虐待防止研修が定期的に行われている。
- ・毎月の全体会議で拘束委員会より、虐待防止の啓発が行われている。
- ・事業所での定期研修を行っており、介護者の虐待行為になる声かけや対応を勉強したので、気を付けて対応を行っている。

○養護者への支援に関すること(25件)

- ・養護者に対する相談支援(孤立させない、傾聴など精神的サポート)。
- ・日々の生活の中で、介護者が気分転換できるように情報を提供する。
- ・毎月のモニタリングにて養護者の大変さを聞き、共感し、必要可能なサービス情報を提供 する。
- ・傾聴し、表情が柔らかくなる時は少し期間をあけて連絡しているが、表情や反応が硬い場合は日を開けず訪問して、サービスを拡充(デイサービスの増回やショートステイ利用、施設入所の相談など)を行っている。傾聴の時には、昔の話(ご本人とご家族の歴史など)を聞いたり、介護の話など、たくさん聞く。→チームと共有する。

○緊急性判断シート等の活用(9件)

- ・虐待のリスクチェックリストをつけて、状況の変化を早くキャッチする様にしている。
- ・利用者状況シート。新規対応の時は、高齢者虐待リスクアセスメント表を利用者全員チェックし、点数高い利用者は要注意とする。

○その他(125件)

- ・暴言を見聞きした場合、注意を促す。
- ・相手の立場に立った行動、声かけ。
- ・地域の交流になるべく参加している。
- ・認知症カフェや家族サロンを紹介した。
- ・自分自身がせかせかすると、高齢者自身も不安になり、悪循環。

(3) 養護者による高齢者虐待のケースに関わるにあたっての意見(問38.主な意見)

○養護者への支援に関すること(132件)

- ・介護サービスへの理解と関心をより広めて、フォーマル、インフォーマルのサービスを受けることにより、養護者の介護負担を減らしていく必要がある。
- ・養護者と、何が虐待になるか、養護者の気持ちも共感しながら説明していく。施設入所も 選択肢に入れてもらう。
- ・介護に関する知識や理解があっても、心がそこに追いつかない。養護者にとって何が一番 不安なのか、聞き出して支援していく必要がある。通所介護においては、送迎時に話を伺ったり、相談会を開催して、同じような境遇にある方と悩みを共有したりする場を設ける 事ができる。
- ・養護者の経済的な理由、ストレスの度合いなど色々な環境に影響されやすいので、養護者 との連携を密にして、利用者の胸の内を聞きとれるように努力する。
- ・養護者のストレスが虐待に至ってしまうことが多いと思う。される側も家族に遠慮して打ち明けられないこともある。養護者が信頼して相談できる環境があることが大切だと思う。悪い事だと思い、相談できないと、高齢者はどんどん ADL が悪化するので、虐待がひどくなる可能性があり、両者ともに辛い思いをしてしまう。養護者への共感、両者の心のケア、身体的支援が必要。
- ・養護者が安心して介護などできる環境の制度が広がって、精神的にゆとりがある生活など 送れるようになるといい。
- ・真面目な介護者ほど、頑張りすぎて虐待に至るケース、老老介護・認認介護のケースが増えているので、利用者の方だけでなく、近所、地域の方が負担に感じている事を相談できる(しやすい)場、人が必要になっているように感じます。養護者の中には、虐待=「罰せられる」という思いから発信をしていない方、相談できない方も多いように感じています。

○虐待対応に関すること (99件)

- ・虐待かどうかの見極めが難しい。まず、気になるサインがあれば相談することが早期発見 につながると思う。関係機関と連携して虐待の把握に努めることが重要。
- ・身体的な虐待は入浴介助中で皮膚の状態観察で発見できるが、金銭面や生活に関わる虐待 は気付きにくい。本人が言うまで気付けない事が多い。何とかしてあげたい。
- ・介護者なしでは生活が継続できない被虐待者にとって、虐待を通報することで生活が成立 しなくなる可能性があり、迷う。
- ・ 虐待を通報することにより、利用者がさらに虐待されるのではないかと不安となるので、 通報することに迷いがある。
- ・被虐待者は、養護者をかばい、アザなども転んだと言われ、隠す事が多い。どこまで踏み 込んでいいのか、本当に転倒かもしれないと自分自身も悩むことがあるので、相談しやす い事業所の体制が整っていると良いと思う。
- ・虐待の判断が難しい軽微なケースは多くの介護者が経験していると思うが、よほど生死に 関わるなど重大なケースを除いて、通報はされていないのが現状だと感じる。
- ・虐待が何をもって虐待なのか、全員の考えが違い、事業所内で研修を行っても意見が分かれる。最終的に、ケアマネの判断になることが多い。

○他機関との連携(31件)

- ・関係機関の連携が取りやすい環境作りが必要だと思う。
- ・養護者には繰り返し働きかけしても、問題解決には至らない。深刻な場合は、行政といき いき支援センターと相談し、保護する方が良いと思う。
- ・老々介護や養護者の疲れなど重くのしかかったり、金銭的に余裕がなかったり、外への SOS がうまく発信出来ないので、地域等のネットワークの確立・連携が必要と感じている。
- ・ケアマネジャーが一人で抱えこまず、事業所全体で話し合っていくこと。また、いきいき 支援センターや区役所などに関わってもらい、対応していくようにしている。養護者と高 齢者の両方の立場や気持ちになることは、とても難しい。言葉一つを間違えると誤解を招 きかねない。
- ・主治医との連携がもっと、とりやすくなると助かる。直接、相談していいかどうか、訪問 看護さんにお願いはしていますが…。
- ・いきいき支援センターに相談し、区役所や施設と連携し、保護することができた。各機関 と連携し、協力できる体制があるので、よかった。

○施策・制度・法律への要望(29件)

- ・行政をはじめとした福祉団体と緊密なネットワークを構築し、情報交換が活発になる事が まず、第一であると考えます。チームで高齢者を見守る体制構築。
- ・虐待が発見されたのが土曜日だったので、家族が緊急避難先を探したが、受け入れ可能な場所がなかったケースがあり(かかりつけ医へ入院の相談、いきいき支援センターの緊急連絡先へ相談したが、対応してもらえなかった)、とても困った。24 時間 365 日、被虐待者を受け入れられる体制の整備が必要と考える
- ・ケアマネが1人で抱え込むことがないよう、土日でも対応できる担当窓口があると良い。 専門の知識と、本人や家族に分かりやすく話せるベテランがいてほしい。
- ・虐待に関しては、介護サービスを利用していない方々に対してどう対応していくかが重要 だと思う。第三者の目が入らない環境では、何もわからない部分が大きいと感じる。高齢 者虐待も児童虐待も見えない部分をどう解決していくのか?行政の方針も大切だと思う。
- ・どんなに法を整備しても、罪に問われるまでのケースには至らず、法整備に費やす時間と 人員を、養護者がなぜ虐待をしてしまうのか、せざる得なかったのかを把握し、罪になる 前に防止することを考えて欲しいと思う。

○啓発の必要性(26件)

- ・同居の家族が虐待について知る機会があると良いと思います。一般の人の持ってる情報が 足りないと思います。
- ・家族の休息や相談窓口を定期的にパンフレットや名古屋市だよりで大きく載せてほしい。
- ・一般的に知られていない事が多いと思うので、幅広い人々の目につくように案内されると知られやすいと思う。(SNS やネットニュースの記事等)
- ・マニュアルを整備して、研修などを行って広く対応して行く事が必要だと思う。
- ・家族の虐待が減らないのは虐待をしている本人が虐待と自覚していない事だと思う。 我々、介護職員がセミナーに出席して知識を高める事も必要だと思いますが、と同時に、 養護者もそういった関心を持つべきだと思う。

〇被虐待者(高齢者本人)に関すること(16件)

- ・高齢者本人が自覚していない場合、事態が悪化しないよう配慮せねばならないと思う。
- ・認知症の方にアザがあっても、「どうしたの?」と聞いても分からないため、自分でやった のか、やられたのか確認ができないことがある。
- ・金銭的理由から十分な支援を受けられず、養護者に過度な負担がかかる。施設にも通所に も訪問にもお金がかかり、充分に使えない。本人の支援拒否もある。本人が拒否してしま えば、養護者は何をしても虐待を疑われてしまい、行き場がない。認知症の方の説得は、 著しく困難。
- ・自分で、「虐待されている、助けて」と訴えられないとダメだというのを聞いたことがあるが、心身共に訴えることが出来ない方々ばかりである。一時保護し、お互いクールダウンできるといいのではないか。

〇行政の対応に関すること(12件)

- ・経済的虐待については、区役所等行政が関わっていないと、軽減措置等の手続きが進まないので、しっかり関わっていただきたい。
- ・虐待の疑いがある場合、役所の方の頻回訪問が必要だと思います。
- ・問題があってからはすぐに施設に入れるように、区の方でも動きが早いが、その後の経過 はどうなったのか知らされず、ケースが終了になってしまうことが多い。最後まで、どの ようになるのかお教え下さるとありがたい。
- ・日頃より介護者、養護者との関係に注意し支援するが、ケアマネジャーだけではどうしようもできないケースがある場合、地域役所を巻き込んで協力してもらうが、いまひとつ各所内との温度差を感じる。
- ・区役所の対応の悪さを改善していただきたい。あまり関わりたくないという姿勢か。

○受理機関とサービス事業所の虐待に対する認識の違い(8件)

- ・虐待対応について、身体的虐待以外については積極的な対応を示さない傾向にあると考える。心理的虐待についての考え方の相違を感じており、特にセルフネグレクトは虐待ではないと言われることもある。また通報しても受理会議に上がったのか、その結果について知らされないこともあり、対応について消極的と感じる。当然、窓口となる各部門の人的な不足や多忙状況、メンタルヘルスなどの改善も必要と思われる。
- ・情報をあげても対応に差があり、そのまま継続することがあるため、あげる意味を見失う 時があります。

〇いきいき支援センターの役割について(8件)

- ・いきいき支援センター職員の対応能力向上が必要。スキルレベルが低い職員が担当となる と、いたずらに時間を浪費してしまうことがある。
- ・虐待ケースは委託ではなく、いきいき支援センターが直で対応すべき。

○職員に関すること(4件)

- ・スタッフの人数が少ない為、虐待につながることがあるのかもしれないと思う。排泄の介助に時間がかかる人がいる場合、残りのスタッフに負担がかかる。ストレスは、虐待につながっていくと思う。
- ・今はコロナもあり、利用者、スタッフ共にストレスが今まで以上にあり、その負担をどのように減らしていくのかが課題だと思っている。

○その他(166件)

- ・高齢者虐待は、理性・知識ではやってはいけないと分かっているものの、様々な要因(ストレス等)が積み重なって起きてしまう現状があると思う。人とのつながり、制度の幅広い活用等で、改善できる道あると思う。
- ・虐待が実際にあったとしても、現実はそのまま、訪問、聞き取り、提案、声かけ等するが、実際には何も解決しなかったり、時間がかかったりし、具体的な何かが起きて初めて対応を取る、もしくは取れるケースがほとんど。これでは、真の意味での解決には至らない。
- ・虐待には、一般的な暴行、暴言だけでなく、高齢者の尊厳に関わるような内容も含まれる ほか、虐待とは言い切れない「不適切なケア」によって高齢者が虐待と同様のストレスを 感じている恐れもある。今後、虐待が疑われる場面に遭遇する可能性も考えながら、適切 な対応が取れるよう準備しておきたい。
- ・暴言、暴力など以外の分かりにくい虐待に対しても、気付きができるように介助者として 心がけていきたい。
- ・家庭の中で起きているので、価値観の差などがあり、判断が難しいと思うことがよくある。このまま養護者が無理な介護を続けると、虐待につながるのではないかと感じて、サービス利用をすすめても、「自分はまだ頑張れる」と思っている方もよくあり、できれば未然に防ぎたいというこちらの意図を伝える難しさを感じる。
- ・「虐待」と聞くと、意識的に…と捉えがちだが、介護に対する無知による無意識のものも多くあり、養護者もまた、苦しんでいるのではと感じる。「心身のリフレッシュ」もだが、「きちんとした学びの場、相談の場を多く持つこと」が大切なのではないかと思う。
- ・虐待の程度により、支援の内容は変わると思われる。高齢者の生命や身体に危険性がある と判断される状況であれば、法的措置の下、保護、分離支援を急するが、そういった深刻 なケースになる前の支援が重要である。虐待には至っていないが、虐待が発生する危険性 があるケースに対する予防的支援、相談窓口の必要性や、社会資源活用支援により、早期 に対応していくことが望ましい。
- ・生活保護の人は、もれなく権利擁護をつけたほうが良いと思う。自分の食費を孫かわいさ にあげてしまう(自分で稼いだ金ではないから)。財布から取って逃げる家族もいた。
- ・認知症対応型通所介護のデイサービスで、家族会を実施していた。参加した家族は、他の 介護者の話を聞くことでお互いの苦労を共有し、元気をもらった様子だった。このような 取り組みが、虐待防止の為にも有効だと考える。
- ・ 通報者が絶対的に守られない場合もあると聞いており、家族等より訴えられる可能性等、 通報に伴うリスクの不安がある。
- ・地域で孤立化してしまっている。もう少し気軽に愚痴を言い合える様なコミュニティがあると良い。特に男性介護者はプライドもあり、「認知症」とついた会には参加しづらい。
- ・高齢者施設による虐待の一つとして、介護職員不足も考えられると思う。低賃金なのに大変な仕事なので、少しでも手当てが上がるとみんなのやる気も上がると思う。介護職員の現実も知ってほしい。
- ・今までに関わる事がなかったので、勉強が必要だと感じた。

7. まとめ

【高齢者虐待の認識】

「医学的判断に基づかないリハビリを強要する」「家族や親族等との団らんから排除する」「恒常的に高齢者の年金を家族が無断で借用する」「日常生活に必要な金銭を渡さない」の項目は今回の調査結果において「虐待に該当する」と回答した人が9割未満だった。

虐待者や被虐待者に自覚がない場合虐待に該当するかどうかは9割程度が関係しないと回答した。虐待かどうか判断がつきにくい行為については、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態」「生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれている状態」と捉えることが重要であり、そのためにも、研修などで高齢者虐待の定義等を周知していく必要がある。

高齢者虐待に気づいた経験について、「目にしたことはない」と回答したのは、居宅介護支援事業所では2割、訪問介護事業所では5割、通所介護事業所では4割となっている。また、事業種別で気づきやすい行為に違いがあることから、事業種別にどういった部分に気を付けて観察するかを周知していくことも必要である。

「高齢者虐待の通報先」や「高齢者虐待の通報が守秘義務違反にならないことの認識」について、経験年数で大きな違いがあり、経験が浅いほど認識している割合が低かった。経験年数に関係なく理解が必要な事柄であるため、今後も周知していく必要がある。また、「高齢者虐待の証拠が無くても通報できることの認識」や「高齢者虐待の通報が守秘義務違反にならないことの認識」、「虐待又は虐待疑いの通報の有無」については、過去に虐待に関する研修やセミナーの受講の有無が大きく影響しており、受講歴がある場合において正しく認識できている割合が高かった。虐待相談センターとして、今後も引き続き出前講座等の機会を活用した周知を行っていく必要がある。

【高齢者虐待の通報とその後の対応について】

養護者による高齢者虐待または虐待が疑われたケースについて、「ある」と回答した人は、居宅介護支援事業所では3割以上、訪問介護事業所では1割程度であった。居宅介護支援事業所では定期的にモニタリングを行うことから、発見しやすいことが考えられる。しかし、新型コロナウイルスにより「コロナを理由に家族がサービスを中止した」「コロナを理由に高齢者本人がサービス利用を中止した」が居宅介護支援事業所では5割以上となっている。一方で、日常生活における支援を行う訪問介護事業所では「コロナの影響を受けていない」が5割弱となっている。そのため、コロナの影響を比較的受けていない訪問介護事業所は、虐待の早期発見においての役割が期待される。介護サービスの提供だけでなく、虐待発見のためにサービス提供時に留意する点などを職員内で共有することが必要である。

高齢者虐待の通報について、4割以上の人が「抵抗がある」としている。また、「抵抗がある」と 回答した割合は、経験年数の長さに比例して高くなっている。通報の義務を理解していても通報へ の抵抗があることを踏まえた上で、通報することが被虐待者・虐待者ともに守ることにつながることを周知していく必要がある。

【高齢者虐待の防止と対応に向けた取り組み】

研修やセミナーの参加状況は、前回と比べて参加経験者割合は減少している。参加しない理由では、経験年数3年未満の人では他と比べ「研修・セミナー等の情報が得られない」が高く、5割近くあった。研修やセミナーの情報について事業所内での共有や参加推進を図っていくことが必要である。

研修内容については、管理職や10年以上の経験者では「虐待事例の紹介」「虐待事例の検討」といったケーススタディが求められている一方で、3年未満では「認知症や介護等の知識や理解に関するもの」「虐待防止法の理解」といった知識を深めるものが希望されている。研修の対象を経験年数や役職、事業種別によって分け、内容もそれぞれに求められているものや必要となるものなど変えていくことが必要である。

マニュアルの有無については、経験年数 10 年以上でも「わからない」が 3 割以上となっている。 虐待を発見したもしくは疑いがある場合にどう対応するのかは、日頃からマニュアルを用いて職員 間で認識の統一を図っておくことが必要である。

【高齢者虐待の防止と対応に向けた今後の課題】

高齢者虐待防止のために、「養護者への相談・支援体制の充実」が最も多い結果となった。自由意 見から「養護者との信頼関係づくり」が重要という意見もあり、養護者から相談を受けたり支援を していくためにはまずは関係性を築いていくことが必要となってくる。

また、虐待に気づくための工夫として「身体の確認・変化」だけでなく、「一人でいる時と養護者が同席しているときとの変化」「生活環境」といった細かいところもチェックすることで虐待の早期発見につながるとの意見も多く、そういった工夫やチェックする視点を介護サービス提供者で共有することも重要である。

Ⅳ 調査対象:障害福祉サービス事業所

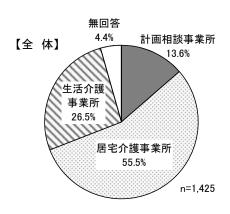
1. 回答者の基礎情報

(1) 事業所別及び地域別

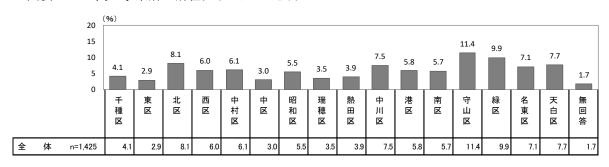
回答者の勤務する事業所は、「居宅介護事業所」が 55.5%、「生活介護事業所」が 26.5%、「計画相談事業所」が 13.6%であった。

事業所の所在区は、「守山区」「緑区」がそれぞれ1割前後であった。

図表Ⅳ-01 問 1.事業所の種別(○は1つだけ)



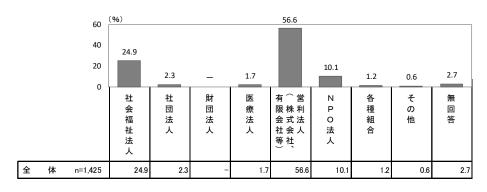
図表Ⅳ-02 問 2.事業所の所在区(○は1つだけ)



(2) 運営主体

事業所の運営主体は、「営利法人(株式会社、有限会社等)」が 56.6%、「社会福祉法人」が 24.9%であった。

図表Ⅳ-03 問 3.事業所の運営主体(○は1つだけ)

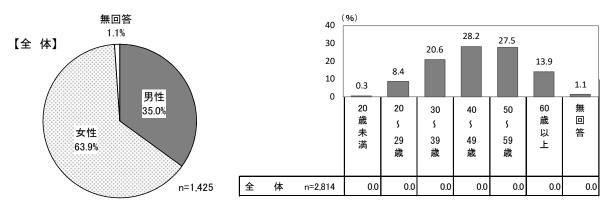


(3)性別・年齢

回答者の性別は、「女性」が 63.9%、「男性」が 35.0%で、年齢は「40~49 歳」「50~59 歳」 がそれぞれ 3 割弱であった。

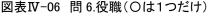
図表Ⅳ-04 問 4.性別(○は1つだけ)

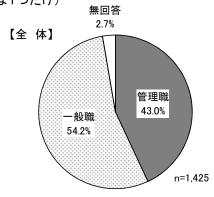
図表Ⅳ-05 問 5.年齢(○は1つだけ)



(4) 役職

回答者の役職は、「一般職」が54.2%、「管理職」が43.0%であった。

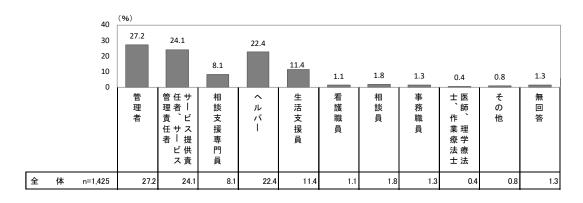




(5) 職種

回答者の職種(※保有する資格ではなく、雇用されている職種)は、「管理者」が27.2%、「サービス提供責任者、サービス管理責任者」が24.1%、「ヘルパー」が22.4%であった。

図表Ⅳ-07 問 7.職種(○は1つだけ)



問 7. 「その他」の主な意見

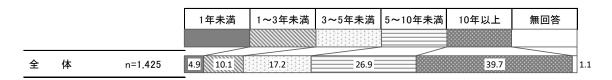
・職業訓練支援員

・ケアマネジャー 等

(6)経験年数

回答者の障害者福祉にたずさわった経験年数は、「10 年以上」が最も多く、39.7%を占めた。 次いで「5~10 年未満」が 26.9% であった。

図表Ⅳ-08 問8.経験年数(○は1つだけ)



2. 障害者虐待に関する意識について

(1) 障害者虐待に該当すると思う行為

障害者虐待に該当すると思う行為については、すべての項目において、回答者の9割前後が 虐待に該当すると回答した。役職・経験年数別でみると、大きな差はみられなかった。

図表Ⅳ-09 問 9.虐待に該当すると思う行為(○はいくつでも)

		100(9/	6) 97.1	97.1	96.3	96.1	96.1	95.5	94.2	94.0	90.9	90.6	89.3	88.8	
		80 60 40 20													2.2
		U	繰り返したた聞	分に与えない日常的に水分	裸にして放置という理由で助がし	つける にベッ	る な住環境の中 冷暖房を使わ	させない 必要な医療や	どべ なこ	親が放置してら暴言を受け日常的に障害	ら排除する家族や親族等	家族が無断で恒常的に障害	渡さない 日常生活に必	リハビリを強医学的判断に	無回答
			くかないので	や食事を十	する 半り りた	ドにしばい	で生活され	介護を受け	りつける-	いる ていても、 も、	の団らんな	借用するな	要な金銭を	要するかない	
全	体	n=1,425	で 97.1	97.1	をら 96.3	ارا 96.1	せ 悪 96.1	95.5	ع 94.2	94.0	か 90.9	を 90.6		رب 88.8	2.2
役	管理職	n=613	97.9	97.6	96.9	96.7	97.1	96.6	95.6		93.3	92.8		90.7	1.8
職	一般職10年以上	n=240	96.3	97.1	96.3	96.3	96.3	94.6	93.8	95.0	89.2	91.3	89.2	87.1	2.1
年数	一般職3~10年	n=353	98.6	98.3	98.0	98.0	98.0	96.6	93.8	93.8	90.7	89.8	90.1	88.4	0.8
別	一般職3年未満	n=178	98.3	98.3	96.1	95.5	94.4	96.1	95.5	92.7	89.3	87.6	88.2	88.8	0.6

※役職・年数別の無回答については、全体数のみに含む。以降の集計も同じ。

図表Ⅳ-10 問 9.虐待に該当すると思う行為【前回】(〇はいくつでも) 参考値として掲載

			97.1 98.5	97.1 98.5	96.3 97.6	96.1 98.5	96.1	95.5 97.2	94.2 91.7	94.0 92.6	90.9	90.6	89.3	88.8				
		100 80 60 40 20		866			*			\$600 6000 6000 6000 6000 6000 6000 6000	*	84.2	86.5	*	40.7 *	34.9		前回 2.2 0.2
		-	し言	え日	す理排	日	境 冷	い必	に食	いを日	す家	無恒	い日	リ医	い		者ど障	無
			たう	な常	る由泄	常	の暖	要	ど事	る受常	る族	断常	常	を学	つ		がう害	回
			たこ		※で介	的	中房	な	なを	け的	ゃ	で的	生	強的	ŧ	るごし	仕し者	答
			۷ ک	1=	1 `助	12	でを	医	り食	てに	親	借に	活	要判	親		方てが	
			を	水	下が	ベッ	生使	療	つべ	い障	族	用障	IC.	す断	子		なも福	
			聞	分	半し	-	活わ	ゃ	けこ	て害	等	す害	必	るに	で	入る		
			か	ゃ	身や	۲	させ	介	るぼ	も者	o O	る者	要	基	Ĕ		見否サ	
			な	食	をす	1:	せず、	護	L.	゛が	₫	の	な	ブ・	な		守すーフェビ	
			い	事	裸い	し	る `	を	た	親兄	6	年	金	か	Ŋ	緒年	ର ୮	
			の	を	にか	ぱ	劣	受	_	が弟	<i>₩</i>	金	銭	な	あっ		てのス	
			で	+	しら	ŋ	悪	け	ځ	放か	か	を	を	い		家と	いでの	1
			繰	分	てと 放い	つけ	な	さ せ	を 頻	置ら	ら 排	家族	渡さ	IJ	てい	計子にへ	る、利	1
			り 返	[=	放い置う		住環	せな	類繁	し暴		族 が	な	ハビ	い	し障	介用護を	1
			返	与	直り	る	垜	\J.	案	て言	除	ימ	\J.		る	し降	護を	
今	回	n=1,425	97.1	97.1	96.3	96.1	96.1	95.5	94.2	94.0	90.9	90.6	89.3	88.8	*	*	*	2.2
前		n=917	98.5	98.5	97.6	98.5	*	97.2	91.7	92.6	*	84.2	86.5	*	40.7	34.9	21.8	0.2

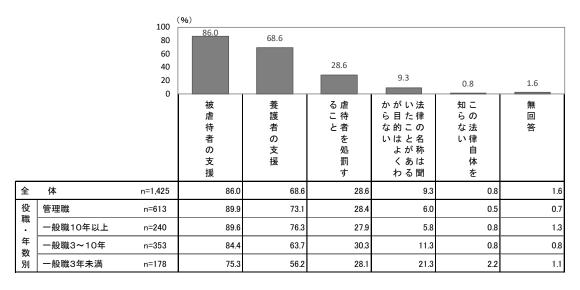
※選択肢なし

※1 前回は、「(排泄介助がしやすいからと)下半身を裸にして放置する」

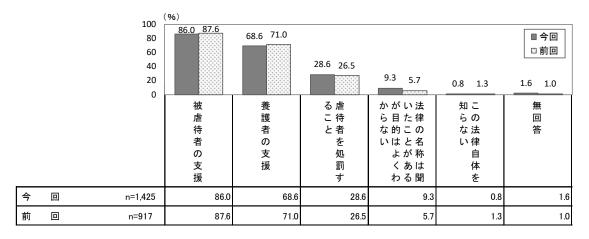
(2) 障害者虐待防止法への理解

障害者虐待防止法の目的にあてはまるものについては、「被虐待者の支援」を 86.0%、「養護者の支援」を 68.6%の回答者があげた。一方、障害者虐待防止法の目的ではない「虐待者を処罰すること」は、28.6%であった。役職・経験年数別でみると、一般職の経験年数 3 年未満の層では、「法律の名称は聞いたことがあるが目的はよくわからない」「この法律自体を知らない」との回答の割合が他の層にくらべて高かった。前回と比較すると、差はほとんどみられなかった。

図表Ⅳ-11 問 10.障害者虐待防止法の目的(〇はいくつでも)



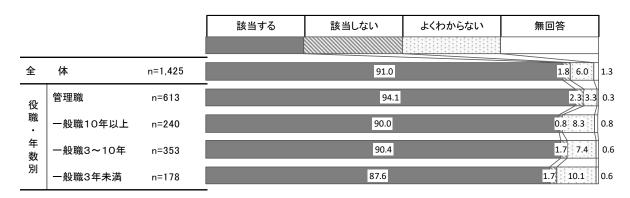
図表Ⅳ-12 問 10.障害者虐待防止法の目的【前回】(〇はいくつでも)



(3) 虐待者、被虐待者の認識と虐待に該当するかどうかの関係

虐待者に「虐待しているという自覚(認識)」が無い場合に、虐待に該当するかについて尋ねたところ、91.0%が「該当する」と回答した。また、被虐待者に「虐待されているという自覚(認識)」が無い場合については、87.2%が「該当する」と回答した。役職・経験年数別でみると、一般職の経験年数3年未満の層では、どちらも「該当する」と回答した割合が他の層にくらべて低く、「よくわからない」と回答した割合が高かった。

図表Ⅳ-13 問 11.虐待者の認識と虐待に該当するかどうかの関係(○は1つだけ)



図表Ⅳ-14 問 11.虐待者の認識と虐待に該当するかどうかの関係【前回】(○は1つだけ)

			該当する	該当しない	よくわからない	無回答
全	体	n=1,425		91.0		1.8 6.0 1
•			_			
			自覚の有無は 関係ない	自覚が無ければ虐待 とは言えない	よくわからない	無回答
前	回	n=917		96.5		0.7 0

※選択肢が異なるため、参考値として掲載

図表Ⅳ-15 問 12.被虐待者の認識と虐待に該当するかどうかの関係(〇は1つだけ)

			該当する	該当しない	よくわからない	無回答]
全	体	n=1,425		87.2		3.2 8.4	1.3
役	管理職	n=613		89.6		3.6 6.4	0.5
職 •	一般職10年以上	n=240		90.8		1.3 7.5	0.4
年 数	一般職3~10年	n=353		85.3		4.0 10.2	0.6
別	一般職3年未満	n=178		82.6		3.4 12.9	1.1

図表Ⅳ-16 問 12.被虐待者の認識と虐待に該当するかどうかの関係【前回】(〇は1つだけ)

			該当する	該当しない	よくわからない	無回答
全	体	n=1,425		87.2		3.2 8.4 1.3
-			-			
			自覚の有無は 関係ない	自覚が無ければ虐待 とは言えない	よくわからない	無回答
前	回	n=917		94.1		1.4 4.1 0.3

※選択肢が異なるため、参考値として掲載

(4) 障害者虐待に気づいた経験

(1)の設問で挙げた各行為について、サービス提供先の家庭で実際に見たり気づいたりした経験については、回答者の4割がいずれかの状況を見たり気づいた経験があると回答した。 虐待行為で最も多かったのは「恒常的に障害者の年金を家族が無断で借用する」が2割であった。 事業種別でみると、計画相談事業所ではほとんどの虐待行為で割合が高かった。 役職・経験年数別でみると、ほとんどの虐待行為で管理職の割合が最も高く、一般職でも経験年数が長くなるにつれ割合が高かった。

図表Ⅳ-17 問 13.障害者に関して実際に見たり、気づいたりしたこと(〇はいくつでも)

		60	(%)												51.1	
		40													31.1	
		20	19.9	13.0	12.6	10.8	10.0	7.8	6.9	6.5	5.7	4.4	3.1	2.9		9.8
			家族が無断 恒常的に障	させない必要な医療	渡さないに	繰り返した	ら排除する 家族や親族	る住環境の冷暖房を使	を頻繁にど	分に与えないので	親が放置しら暴言を受けれる	リハビリを医学的判断	つける にべ	裸にして放け地の現が		無回答
			で借用すると書	や介護を受け	必要な金銭を	たくと聞かないので	等の団らんか	やで生活させい 分悪	こぼしたこと	分や食事を十	ている、けていても、	強要するないない	ッドにしばり	位置する 下半身を	1にしたことは	
全	体	n=1,425	19.9	13.0	12.6	10.8	10.0	7.8	6.9			4.4	3.1	2.9	51.1	9.8
事	計画相談事業所	n=194	39.2	25.8	26.8	17.0	12.9	9.8	6.2	9.3	10.3	3.1	2.6	3.1	33.5	6.2
業種	居宅介護事業所	n=791	14.2	9.5	10.5	8.5	9.1	7.5	6.7	6.2	5.6	4.8	4.0	3.4	58.9	8.5
別	生活介護事業所	n=378	24.6	15.3	11.4	12.4	11.9	8.2	7.9	6.3	4.0	4.5	1.6	1.9	44.2	11.9
役	管理職	n=613	25.9	16.3	17.5	12.7	13.4	10.3	9.5	7.8	7.2	6.4	3.8	3.6	45.2	7.8
職	一般職10年以上	n=240	27.9	17.5	15.0	11.3	11.7	9.2	6.7	7.1	5.8	2.9	2.5	1.7	45.4	9.2
年数	一般職3~10年	n=353	11.6	8.5	8.2	10.8	7.4	5.7	5.1	5.4	3.4	2.8	2.5	2.8	56.1	10.2
別	一般職3年未満	n=178	6.7	5.6	2.8	4.5	3.9	3.4	3.4	4.5	5.6	3.4	3.4	3.4	71.3	10.1

※事業種別の無回答については、全体数のみに含む。以降の集計も同じ。

図表Ⅳ-18 問 13.障害者に関して実際に見たり、気づいたりしたこと【前回】(〇はいくつでも)

参考値として掲載

		(9	%)														多有	胆とし	し拘事	X
		60													51.1				■今回	
		40																	□前回	
		-	19.9 20.9													24.0		L	O HIJE	
		20	506	13.0 12.8	12.6 15.0	10.8 9.7	10.0	7.8	69 69	6.5 6.2	5.7 7.1				333	333	15.8	12.8	9.8 5.7	
			833	33	333	999	*	*	800	0.5 0.2	5.7 7.1	4.4	3.1 3.2	2.9 1.9	333	×	*	*	5.7	
		0	無恒	い必	い日	し言	す家	境冷	に食	え日	いを日	リ医	B	す理排	目今	て害同	者ど障	L)	無	
			断常	要	常	たう	る族	の暖	ど事	な常	る受常	を学	常	る由泄	にま	い者居		2	回	
			で的	な	生	たこ	ゃ	中房	なを	い的	け的	強的	的	※で介	しで	るごし	仕し者	ŧ	答	
			借に	医	活	くと	親	でを	り食	10	てに	要 判	15	1 `助	たに		方てが	親		
			用障	療	(=	を	族	生 使	つべ	水	い障	す断	べ	下が	こ上		なも福	子		
			す害	ゃ	必	聞	等	活わ	けこ	分	て害	るに	ッ	半し	と記	入る	く拒祉	で		
			る者	介	要	か	の	させ	るぼ	ゃ	も者	基	ド	身や	はの		見否サ	ど		
			の	護	な	な	団ら	せず、	し	食	、が		10	をす	なよ	- の	守すし	な		
			年	を	金	い		る	た	事	親兄	か	Ļ	裸い	いう	緒年		IJ		
			金	受	銭	の	ん	劣悪	٦	を	が弟	な	ば	にか	な	の金	てのス	あっ		
			を	け	を	で	か	悪	ځ	+	放か	()	IJ	しら	ケ	家と	いでの			
			金を家族	Ż.	渡	繰	6	な	を	分	置ら	リ	2	てと	ı	計子	る゛利	て		
				t.	*	Ŋ	排	住	頻	[:	し暴	/\	け	放い	ス	[= ^	介用	r,		
			が	な	な	返	除	環	繁	与	て言	ビ	る	置う	を	し障	護を	る		
今	回	n=1,425	19.9	13.0	12.6	10.8	10.0	7.8	6.9	6.5	5.7	4.4	3.1	2.9	51.1	*	*	*	9.8	
前		n=917	20.9	12.8	15.0	9.7	*	*	6.9	6.2	7.1	*	3.2	1.9	43.3	24.0	15.8	12.8	5.7	

※選択肢なし

※1 前回は、「(排泄介助がしやすいからと)下半身を裸にして放置する」

(5) 障害者虐待に気づいた際の最初の相談相手

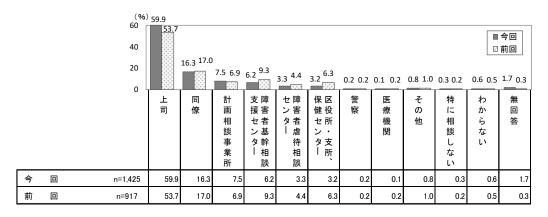
障害者虐待と思われるケースを目にした際の最初の相談相手は、「上司」が6割と圧倒的に多く、次いで「同僚」が1割強であった。事業種別でみると、計画相談事業所で、職種別でみると管理者(所長等)で、役職・経験年数別でみると、管理職で「障害者基幹相談支援センター」の割合が高く、管理者以外の職種や一般職では「上司」の割合が高かった。前回と比較すると、「上司」「同僚」の割合が増加した。

図表Ⅳ-19 問 14.障害者虐待に気づいた際の最初の相談相手(〇は1つだけ)

		60 `												
		40 20 0	上	16.3	7.5 計	6.2 支障	3.3 セ障	3.2	0.2	0.1	0.8 そ	0.3	0.6	1.7
			司	僚	計画相談事業所	又援センタ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	センター 障害者虐待相談	体健センター	察	医療 機 関	その他	行に相談しない	わからない	答
全	体	n=1,425	59.9	16.3	7.5	6.2	3.3	3.2	0.2	0.1	0.8	0.3	0.6	1.7
事業	計画相談事業所	n=194	44.3	22.2	0.5	16.5	1.0	9.8	0.5	-	2.1	0.5	-	2.6
種	居宅介護事業所	n=791	63.1	14.5	9.9	5.1	2.7	1.9	0.3	-	0.4	0.4	0.4	1.5
別	生活介護事業所	n=378	61.6	16.9	6.6	4.0	4.5	2.1	-	0.3	1.3	-	1.3	1.3
ŕ	管理者	n=386	31.1	19.2	16.6	14.2	7.5	6.2	0.5	0.3	2.1	0.8	-	1.6
	サービス提供責任者、 サービス管理責任者	n=343	65.3	16.9	8.7	3.8	1.7	1.2	-	-	0.3	0.3	0.3	1.5
1	相談支援専門員	n=116	51.7	23.3	0.9	12.1	-	7.8	-	-	1.7	-	-	2.6
	ヘルパー	n=319	80.6	10.0	2.8	0.6	1.3	1.3	0.3	-	-	-	1.6	1.6
職種	生活支援員	n=162	77.8	16.7	0.6	-	2.5	0.6	-	-	-	-	0.6	1.2
	看護職員	n=16	75.0	12.5	-	-	6.3	-	-	-	-	-	6.3	-
7	相談員	n=26	76.9	7.7	-	3.8	-	3.8	-	_	3.8	-	-	3.8
4	事務職員	n=19	84.2	10.5	-	-	-	5.3	-	-	-	-	-	-
	医師、理学療法士、 作業療法士	n=5	60.0	20.0	-	20.0	-	-	-	-	-	_	-	_
-	その他	n=14	57.1	14.3	-	14.3	7.1	-	-	-	-	-		7.1
役職	管理職	n=613	42.1	18.6	13.4	11.6	5.4	5.1	0.3	0.2	1.5	0.5	0.2	1.3
	一般職10年以上	n=240	70.0	17.1	4.2	3.3	1.3	1.7	-	-	0.8	0.4	-	1.3
年 - 数	一般職3~10年	n=353	73.9	12.5	3.1	2.0	2.3	1.4	0.3	_	0.3	-	1.7	2.5
	一般職3年未満	n=178	79.8	15.2	0.6	0.6	0.6	1.7	-	-	-	-	0.6	1.1

※職種別の無回答については、全体数のみに含む。以降の集計も同じ。

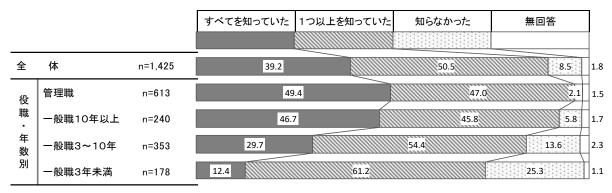
図表Ⅳ-20 問 14.障害者虐待に気づいた際の最初の相談相手【前回】(○は1つだけ) 参考値として掲載



(6) 通報に関する意識

名古屋市で決められた障害者虐待の通報先を知っているかについては、「区役所・支所、保健センター、基幹相談支援センター、障害者虐待相談センターのすべてを知っていた」が39.2%、「1つ以上を知っていた」が50.5%で、9割が通報先を知っていた。役職・経験年数別でみると、管理職で「すべてを知っていた」の割合が最も高く、一般職では経験年数が長いほど高かった。一般職3年未満では、25.3%が通報先を「知らなかった」と回答した。前回と比較すると、「すべてを知っていた」の割合が減少した。

図表Ⅳ-21 問 15.障害者虐待の通報先(○は1つだけ)



図表Ⅳ-22 問 15.障害者虐待の通報先【前回】(○は1つだけ)

			すべてを知っていた	1つ以上を知っていた	知らなかった	無回答	
今	回	n=1,425	39.2		50.5	8.5	1.8
前	回	n=917	44.5		49.1	6.1	0.3

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合には、証拠がなくても通報する義務があることを知っていたかについては、「虐待の疑いがあれば通報しなければならない、と思っていた」が75.2%を占めた。役職・経験年数別でみると、「虐待の疑いがあれば通報しなければならない、と思っていた」は管理職で最も高く、一般職では経験年数が長いほど高かった。研修・セミナー受講の有無でみると、受講歴ありの層で「虐待の疑いがあれば通報しなければならない、と思っていた」の割合が高かった。前回と比較すると、大きな差はみられなかった。

図表Ⅳ-23 問 16.障害者虐待の証拠がなくても通報できることの認識(○は1つだけ)

			証拠がなければ 通報できない、 と思っていた	疑いがあれば通報 しなければならない、 と思っていた	よくわからない	無回答	
全	体	n=1,425	16.2		75.2	6.5	2.1
役	管理職	n=613	13.7		81.2	3.3	1.8
職 •	一般職10年以上	n=240	15.4		76.3	7.1	1.3
年 数 別	一般職3~10年	n=353	17.8		70.8	8.2 3.1	1
別	一般職3年未満	n=178	23.6		61.8	13.5	1.1
セ研ミ族	受講歴あり	n=661	11.6		83.1	3.0	2.3
ミナー	受講歴なし	n=678	20.6		67.8	10.0	1.5

※研修・セミナー受講歴の無回答については、全体数のみに含む。以降の集計も同じ。

図表Ⅳ-24 問 16.障害者虐待の証拠がなくても通報できることの認識【前回】(〇は1つだけ)

			証拠がなければ 通報できない、 と思っていた	疑いがあれば通報 しなければならない、 と思っていた	よくわからない	無回答	
今	回	n=1,425	16.2		75.2	6.5	2.1
前	回	n=917	17.2		75.9	6.4	0.4

業務上で知り得たことであっても、障害者虐待として通報した場合には守秘義務違反にはならないことを知っていたかについては、「知っていた」が 73.5%を占めた。役職・経験年数別でみると、「知っていた」は管理職で最も高く、一般職では経験年数が長いほど高かった。研修・セミナー受講の有無でみると、受講歴ありの層で「知っていた」の割合が高く、受講歴なしの層との差が大きかった。前回と比較すると、差はほとんどみられなかった。

図表Ⅳ-25 問 17.障害者虐待の通報が守秘義務違反にならないことの認識(〇は1つだけ)

			知っていた	知らなかった	よくわからない	無回答	
全	体	n=1,425		73.5		14.7 9.8	2.0
役	管理職	n=613		82.7		10.4 5.4	1.5
職 •	一般職10年以上	n=240		73.8		13.8 10.8	1.7
年 数	一般職3~10年	n=353		66.6	1	8.7 11.9	2.8
別	一般職3年未満	n=178		56.7	24.2	18.0	1.1
セミナ	受講歴あり	n=661		83.5		8.3 5.6	2.6
ナ ^{1©}	受講歴なし	n=678		63.1	21.	7 13.9	1.3

図表Ⅳ-26 問 17.障害者虐待の通報が守秘義務違反にならないことの認識【前回】(〇は1つだけ)

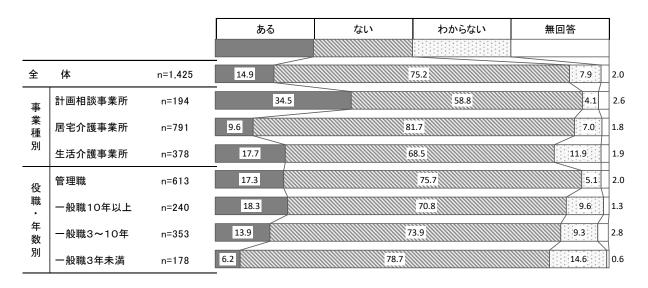
			知っていた	知らなかった	よくわからない	無回答	
今	П	n=1,425		73.5		14.7 9.8	2.0
前	0	n=917		71.4		15.8 12.1	0.7

3. 障害者虐待の通報とその後の対応について

(1) 養護者による障害者虐待ケースの有無

回答者が業務で関わった家庭において、平成31年4月~令和3年1月末に養護者による障害者虐待、または虐待が疑われたケースは、14.9%が「ある」と回答した。事業種別でみると、計画相談事業所で「ある」が34.5%と最も多い一方、居宅介護事業所では「ない」が81.7%と最も多かった。役職・経験年数別でみると、一般職の経験年数が長いほど「ある」の割合が高かった。前回と比較すると、大きな差はみられなかった。

図表Ⅳ-27 問 18.障害者虐待または虐待疑いのケースの有無(○は1つだけ)



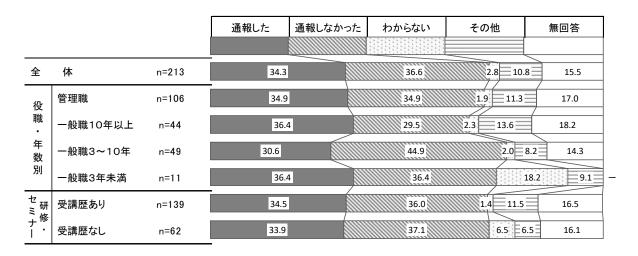
図表Ⅳ-28 問 18.障害者虐待または虐待疑いのケースの有無【前回】(〇は1つだけ)

			ある	ない	わからない	無回答
今	回	n=1,425	14.9		75.2	7.9 2
前	回	n=917	17.8		70.7	10.9

(2) 通報の有無

障害者虐待、または虐待が疑われたケースが「ある」と回答した方に、直近のケースについて区役所・支所・保健センター、基幹相談支援センター、または障害者虐待相談センターに通報したかを尋ねたところ、34.3%が「通報した」と回答した。役職・年数別でみると、一般職の3~10年で「通報しなかった」の割合が高かった。研修・セミナー受講の有無でみると、大きな差はみられなかった。

図表Ⅳ-29 問 19.障害者虐待または虐待疑いの通報の有無(○は1つだけ)

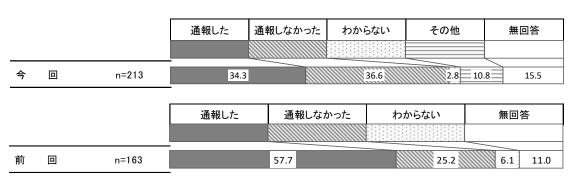


問 19. 「その他」の主な意見

・相談支援員へ報告した

・上司へ報告した 等

図表Ⅳ-30 問 19.障害者虐待または虐待疑いの通報の有無【前回】(○は1つだけ)

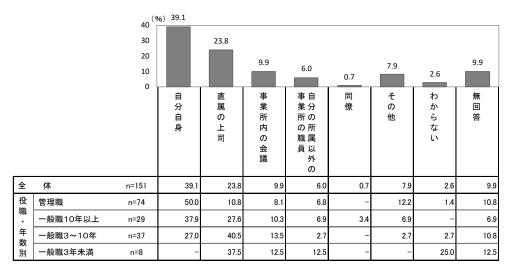


※選択肢が異なるため、参考値として掲載

(3) 通報するかどうか判断した者

直近のケースについて「通報した」または「通報しなかった」と回答した方に、誰が通報するかどうかの判断をしたのか尋ねたところ、「自分自身」が4割を占めた。役職・経験年数別でみると、一般職の10年未満で「直属の上司」の割合が高かった。前回と比較すると、「自分自身」の割合が大幅に増加した。

図表Ⅳ-31 問 20.誰が通報するかどうかの判断をしたか(〇は1つだけ)

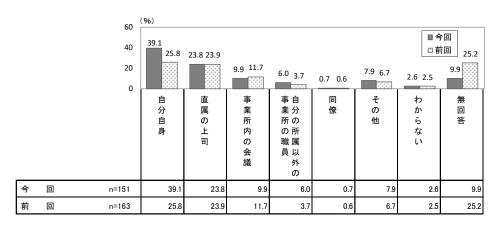


問 20. 「その他」の主な意見

・ケアマネジャー

•相談員 等

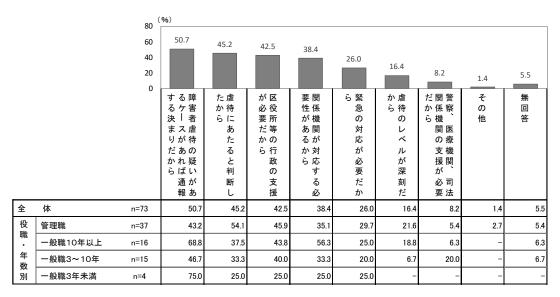
図表Ⅳ-32 問 20.誰が通報するかどうかの判断をしたか【前回】(〇は1つだけ)



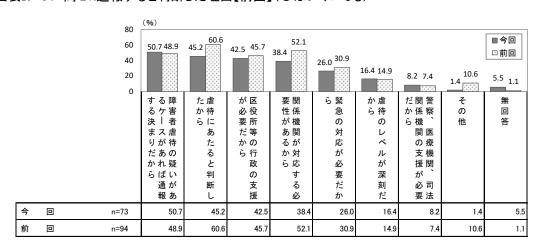
(4) 通報の判断理由

直近のケースについて「通報した」と回答した方に、通報すると判断した理由を尋ねたところ、「障害者虐待の疑いがあるケースがあれば通報する決まりだから」が5割で最も多く、次いで「虐待にあたると判断したから」「区役所等の行政の支援が必要だから」がそれぞれ4割強であった。前回と比較すると、「虐待にあたると判断したから」が減少した。

図表Ⅳ-33 問 21.通報すると判断した理由(○はいくつでも)



図表Ⅳ-34 問 21.通報すると判断した理由【前回】(〇はいくつでも)



直近のケースについて「通報しなかった」と回答した方に、通報しないと判断した理由を尋ねたところ、「虐待にあたるかどうか判断できなかったから」が37.2%で最も多く、次いで「虐待の程度が深刻ではないから」「大ごとにしない方がよいと思ったから」がそれぞれ15.4%であった。前回と比較すると、「緊急の対応は必要ないから」「虐待にあたらないと判断したから」などが減少した。

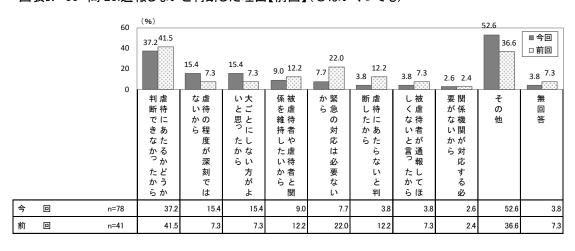
図表Ⅳ-35 問 23.通報しないと判断した理由(○はいくつでも)

		60	(%)								52.6	
		40 20	37.2	15.4	15.4	9.0	7.7	3.8	3.8	2.6		3.8
		· ·	判断できなかつ たから虐待にあたるかどうか	ないから虐待の程度が深刻では	いと思っ たから大ごとにしない方がよ	係を維持したいから被虐待者や虐待者と関	から緊急の対応は必要ない	断したから虐待にあたらないと判	しくないと言っ たから被虐待者が通報してほ	要がないから関係機関が対応する必	その他	無回答
全	体	n=78	37.2	15.4	15.4	9.0	7.7	3.8	3.8	2.6	52.6	3.8
役職	管理職	n=37	32.4	8.1	5.4	5.4	8.1	2.7	2.7	2.7	59.5	2.7
•	一般職10年以上	n=13	46.2	23.1	30.8	23.1	7.7	-	-	_	53.8	-
年数	一般職3~10年	n=22	36.4	22.7	18.2	4.5	-	9.1	4.5	4.5	45.5	4.5
別	一般職3年未満	n=4	50.0	25.0	50.0	-	50.0	_	_	_	25.0	25.0

問 23. 「その他」の主な意見

- ・計画相談支援員に報告、情報共有したから
- ・支援者間の連携で問題解決したから
- ・まず、関係機関との調整会議をしたかったから
- ・虐待者と話し合い、今後同じような事があった場合は通報することを伝えているから
- ・上司に相談するも、返答、具体的説明がなかったから
- ・既に関係機関が対応していたから 等

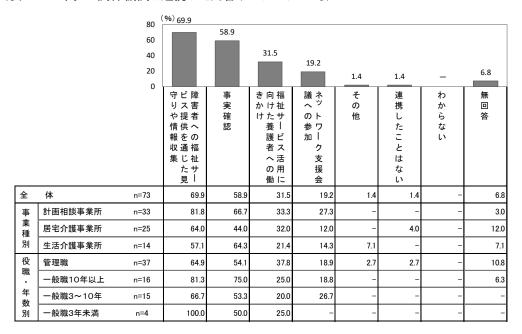
図表Ⅳ-36 問 23.通報しないと判断した理由【前回】(〇はいくつでも)



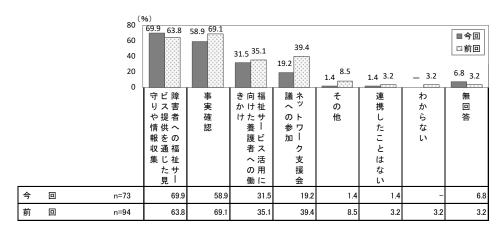
(5) 関係機関との連携・情報共有

直近のケースについて「通報した」と回答した方に、通報後に区・支所・保健センターや障害者基幹相談支援センターと連携したことについて尋ねたところ、「障害者への福祉サービス提供を通じた見守りや情報収集」を7割、「事実確認」を6割で実施していた。

図表Ⅳ-37 問 22.関係機関と連携した内容(〇はいくつでも)



図表Ⅳ-38 問 22.関係機関と連携した内容【前回】(〇はいくつでも)



(6) 通報への抵抗感

「養護者による障害者虐待」の通報をすることに抵抗があるかについては、「抵抗はない」が 52.7%、「抵抗がある」が 44.5%であった。役職・経験年数別でみると、一般職では経験年数が 短いほど「抵抗はない」の割合が高く、「抵抗がある」の割合が最も高かったのは一般職の 10 年以上であった。

抵抗はない 抵抗がある 無回答 44.5 全 体 n=1,425 52.7 2.8 管理職 n=613 54.5 42.7 2.8 役 職 一般職10年以上 47.9 n=240 48.8 丘 一般職3~10年 51.0 46.7 n=353 2.3 数 別 55.6 42.7 一般職3年未満 n=178 1.7

図表Ⅳ-39 問 24.養護者による障害者虐待の通報への抵抗感(○は1つだけ)

「養護者による障害者虐待」の通報に「抵抗がある」と回答した方に、その理由を尋ねたところ、8割が「虐待かどうかの判断に迷うから」と回答した。役職・経験年数別でみると、一般職の3年未満で「虐待かどうかの判断に迷うから」「大ごとにしない方がよいと思うから」の割合が高く、一般職の10年以上で「虐待者を悪者にしたくないから」「被虐待者が通報を望まないと思うから」などの割合が高かった。

(%) 100 79.8 80 60 40 26.7 25.1 15.5 13.7 11.0 20 8.4 6.0 2.1 0.5 洣 虐 関 被 分诵 い大 とご か務诵 な虐 な被 と诵 回 う待 か報 い待 思報 係虐 い虐 ら負報 思と 担に かか を待 らし か者 と待 うし が増 らど 維者 なた らを 思者 うに いかどう 持や 悪 うが らも かし ったる自 解決 らない かの 1. 虐 者に か通 た待 ら報 判 い者 方 と分 を 思の らの う業 全 n=634 79.8 26.7 25. 15.5 13.7 11.0 8.4 2.1 6.0 0.5 役 管理職 n=262 77.1 30.5 20.2 15.3 15.6 7.6 1.9 7.6 1.1 一般職10年以上 7.7 n=117 82.1 25.6 24.8 20.5 17.1 14.5 6.8 0.9 年 10.3 一般職3~10年 78.2 6.7 2.4 3.6 n=165 24.8 30.3 11.5 9.7 数

図表Ⅳ-40 問 25.養護者による障害者虐待の通報に抵抗がある理由(○は3つまで)

問 25. 「その他」の主な意見

一般職3年未満

・私たちは生活の一部分しか見ていないので、初見で通報することは抵抗がある(明らかな虐待はすぐに通報している)、2回目以降も発見したら、通報(相談)する

14.5

・社会資源側の問題でもあるから

n=76

- ・虐待がエスカレートするのではと考えてしまうから
- ・養護者も支援対象者の場合がある 等

109

(7)養護者への支援として必要なもの

養護者への支援として必要だと思うものは、8割強の回答者が「養護者への生活上の助言・支援、傾聴」「障害福祉サービスの利用、追加、変更」と回答した。事業種別でみると、計画相談事業所で「養護者への生活上の助言・支援、傾聴」「障害福祉以外のサービス等の利用、追加、変更」「生活保護等の経済面に関する助言・支援」などの割合が高かった。役職・経験年数別でみると、一般職の3~10年で「養護者への生活上の助言・支援、傾聴」「生活保護等の経済面に関する助言・支援」の割合が低く、一般職の3年未満で「介護についての知識・情報提供」が高かった。前回と比較すると、差はほとんどみられなかった。

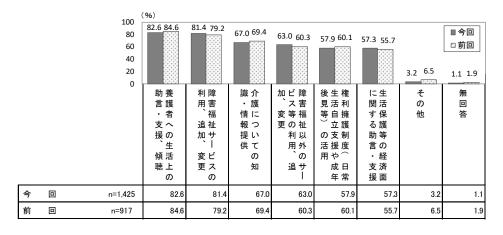
82.6 81.4 80 67.0 63.0 579 57.3 60 40 20 3.2 1.1 加ビ障 助養 利障 後牛権 識介 言護 用害 見活利 関活 の 等自擁 変 等 福 者 情に す保 更の祉 援の 提い 利以 の支制 助 等 供て 用外 活援度 言の 傾活 の 用や 変ビ ത 経 更ス 成日 支済 追サ 知 n=1.425 82.6 81.4 67.0 63.0 57.9 3.2 計画相談事業所 n=194 91.8 84.0 64.4 71.6 62.4 69.6 居宅介護事業所 80.4 81.0 63.0 55.4 1.8 n=791 70.3 53.5 1.1 別 生活介護事業所 n=378 82.0 80.7 61.9 60.8 61.1 60.1 4.2 1.1 役 管理職 85.0 0.7 n=613 82.4 66.1 63.0 60.4 60.4 3.3 一般職10年以上 n=240 83.8 80.4 66.3 67.1 56.3 59.6 5.4 1.3 年 一般職3~10年 n=353 77.6 82.2 66.3 62.0 55.5 52.7 2.5 1.1 数 一般職3年未満 n=178 82.0 78.7 72.5 61.8 57.9 55. 1.7 1.1

図表Ⅳ-41 問 26. 養護者への支援として必要だと思うもの(○はいくつでも)

問 26. 「その他」の主な意見

- ・他の家族(介護者)のやり方、対応を家族や利用者本人が知らないことや、友人、仲間等がいないことが原因になる事が多い、コミュニティー不足
- ・関係機関全てが集まっての話し合い(支援方法について)
- ・医療や地域など外部の介入、協力
- ・養護者の立場で話を聞く人等

図表Ⅳ-42 問 26.養護者への支援として必要だと思うもの【前回】(〇はいくつでも)



(8) 障害者虐待の要因

障害者虐待の要因の主なものについて、平均点でみると、「虐待者の介護疲れ・ストレス」が 最も高く、次いで「虐待者の孤立(虐待者以外の家族の無関心・非協力)」「虐待者の性格・人 格、それに基づく言動」の順となった。前回と比較すると、「虐待者の介護疲れ・ストレス」 「虐待者の知識・情報不足」などが増加した。

図表Ⅳ-43 問 27.障害者虐待の要因【全体】(優先順位の高い順に5つまで)

																	(%)
	調	ト虐	虐	そ虐	足虐	利虐	害 被	害被	困 被	格被	間虐	非以虐	家	係家	ミケ	そ	無
	査	レ待	待	れ待	待	用待	の 虐	の虐	難虐	`虐	関 待	協外待	庭	庭	スア	の	回
	数	ス者	者	に者	者	へ者	程 待	程待	さ待	そ待	係者	力の者	の	内	マサ	他	答
		の	の	基の	の	のの	度者	度者	者	れ者	٤	🔾 家の	経	の	וש		
全体		介	障	づ性	知	抵 福	との	との	の	にの	被	族孤	済	経	チビ		
± m		護	害	く格	識	抗祉	介身	介認	排	基性	虐	の立	的	済	ス		
		疲	•	言・		感サ	助体	助知	泄	づ格	待	無一	困	的	の		
		れ	疾	動人	情	!	量的	量面	介	< •	者	関虐	窮	利	不		
		.	病	格、	報	ビ	な	の	助	言人	の	心待		害	足		
		ス		·	不	ス	障	障	の	動	人	・者		関	ゃ		
1位	1,425	69.2	1.5	7.1	3.9	0.4	1.6	2.0	0.1	1.6	3.3	3.8	2.0	0.6	0.6	0.6	1.7
2位	1,425	12.1	6.4	12.4	10.4	2.3	8.3	8.2	1.5	4.1	7.4	14.7	7.4	1.1	1.5	0.1	2.0
3位	1,425	6.6	3.6	9.8	10.8	4.7	10.5	10.3	3.3	5.7	7.7	11.0	9.2	1.6	2.4	0.1	2.7
4位	1,425	2.9	3.7	7.7	8.3	4.8	8.0	11.8	3.5	6.0	10.6	10.0	10.9	2.7	3.6	0.1	5.5
5位	1,425	2.3	4.6	6.5	7.7	6.8	6.4	7.5	3.6	6.6	9.0	8.0	12.0	4.2	6.0	0.4	8.4
平均点	1,425	4.22	0.56	1.37	1.18	0.42	0.95	1.05	0.27	0.60	1.00	1.39	1.01	0.22	0.29	0.04	0.08

問 27. 「その他」の主な意見

- ・福祉や介護が「特殊な世界」とみられ、世間一般から一線引かれている社会の認識、 社会構造
- ・世間からの目
- ・過去の家庭環境
- ・根本的な問題を放置して、都合の良い権利擁護だけに着目し、援助者の人権を無視し 続けているから 等

図表Ⅳ-44 問 27.障害者虐待の要因【平均点】(優先順位の高い順に5つまで)

		(点) 5 4 3 2 1 0	4.22 虐待者の介護疲れ・ストレ	1.39 虐待者の孤立(虐待者以外	1.37 虐待者の性格・人格、それ	1.18 虐待者の知識・情報不足	1.05 被虐待者の認知面の障害の	1.01 家庭の経済的困窮	1.00 虐待者と被虐待者の人間関	0.95 被虐待者の身体的な障害の	0.60 被虐待者の性格・人格、そ	0.56 虐待者の障害・疾病	0.42 虐待者の福祉サービス利用	0.29 ケアサービスの不足やミス	0.27 被虐待者の排泄介助の困難	0.22 家庭内の経済的利害関係	0.04 そ の 他	0.08 無回答
全	体	n=1,425	4.22	1.39	1.37	1.18	1.05	1.01	1.00	0.95	0.60	0.56	0.42	0.29	0.27	0.22	0.04	0.08
事	計画相談事業所	n=194	4.07	1.93	1.26	1.12	1.07	1.21	0.94	0.74	0.39	0.74	0.60	0.30	0.09	0.19	0.09	0.05
業種	居宅介護事業所	n=791	4.27	1.25	1.39	1.14	1.00	0.97	1.03	1.00	0.69	0.51	0.39	0.27	0.32	0.26	0.04	0.08
別	生活介護事業所	n=378	4.23	1.43	1.39	1.24	1.19	0.98	0.97	0.95	0.55	0.52	0.37	0.34	0.30	0.15	0.03	0.05
役職	管理職	n=613	4.26	1.34	1.41	1.22	1.06	1.04	1.04	0.88	0.56	0.63	0.41	0.26	0.27	0.25	0.05	0.06
相以	一般職10年以上	n=240	4.00	1.60	1.48	1.13	1.04	0.98	0.89	1.03	0.55	0.48	0.46	0.33	0.16	0.25	0.06	0.13
年数	一般職3~10年	n=353	4.29	1.37	1.27	1.20	1.01	0.90	1.10	1.04	0.65	0.47	0.40	0.27	0.32	0.16	0.04	0.08
別	一般職3年未満	n=178	4.32	1.31	1.30	1.07	1.10	0.97	0.85	0.93	0.70	0.57	0.43	0.45	0.36	0.17	0.03	0.11

図表Ⅳ-45 問 27.障害者虐待の要因【前回】(○は5つまで)

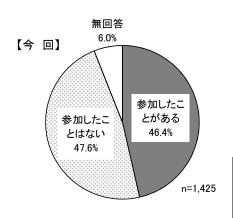
	(%) 100 80 60 40	93.1		43.6 42.9	41.5	^{41.1} 36.0	39.9 39.8	38.044.4	34.7 33.5	24 0 27.6						I	今回 前回
	20	ト虐	非以虐	そ虐	家	足虐	的害被	間虐	D害被	24.0 27.6 格被	虐	利虐	ミケ	困被	係家	1.3 2.7 そ	1.7 0.3
		レ待 ス者 の介	協力) 外の家族 族孤	れ に 基 が 性	庭 の 経済	待者の知	障 害程 き き き き き き の た も き の た り と の り ろ り ろ り ろ り の り の り の り の り の り の り	٤	しの程 も 自 と を と の	、 を 者 に の	待 者 の障	用への抵	スマッチ	難合者の	庭内の経	他	答
		護疲れ	の立 無 関虐	く格 言・ 動人	的困窮	識 · 情	動介認 障助知 害量面	虐待者	度) 助体 量的	基性づ格く・	害 · 疾	抗せがト	スの不	排泄介	済 的 利		
		· ス	心 待 ・ 者	格、		報不	^{) (} の 知障	の 人	へ A 障	言人 動	病	ビス	足や	助 の	害関		
今	n=1,425	93.1	47.4	43.6	41.5	41.1	39.9	38.0	34.7	24.0	19.7	19.0	14.1	12.1	10.2	1.3	1.7
前	n=917	87.6	49.8	42.9	35.9	36.0	39.8	44.4	33.5	27.6	21.6	11.2	14.2	10.7	9.7	2.7	0.3

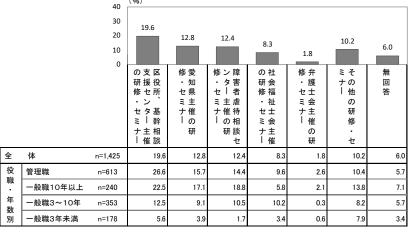
4. 障害者虐待の防止と対応に向けた取り組み

(1) 研修・セミナー等の参加状況

障害者虐待に関する研修・セミナー等への参加について、5割弱が『参加したことがある』と回答した。参加した研修・セミナーは「区役所、基幹相談支援センター主催の研修・セミナー」が2割と最も多かった。役職・経験年数別でみると、管理職で「区役所、基幹相談支援センター主催の研修・セミナー」の割合が高く、一般職では経験年数が長いほど割合が高かった。

図表Ⅳ-46 図表Ⅳ-47 問 28.障害者虐待に関する研修・セミナー等の参加状況(〇はいくつでも)





図表Ⅳ-48

図表Ⅳ-49 問 28.障害者虐待に関する研修・セミナー等の参加状況【前回】

無回答
5.1%
参加したことはない
41.2%
参加したことがある
53.7%

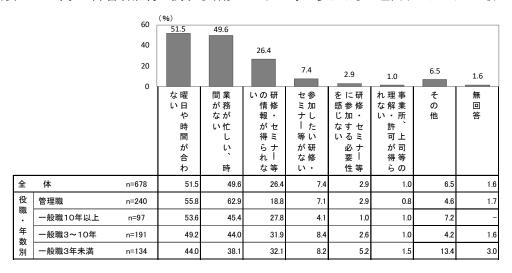
	60 40 20 0	の研修・セミ を援センター 基幹	12.8 14.5 修・セミナー	12.4 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 	8.3 7.4 10005 の研修・セミ・	1.8 3.1 修・セミナー	33.9 10.2 ミモナの ー他 の研修	■今回 □前回 6.0 5.1 □ OCC 無 回答
		ナ主相 一催談	研	研談セ	ナ主 催	の研	· t	
今	n=1,425	19.6	12.8	12.4	8.3	1.8	10.2	6.0
前	n=917	*	14.5	15.0	7.4	3.1	33.9	5.1
							*/ \82 ↓□	0++>1

※選択肢なし

(〇はいくつでも) 参考値として掲載

「研修・セミナー等に参加したことはない」と回答した方に、参加していない理由を尋ねたところ、「曜日や時間が合わない」「業務が忙しい、時間がない」が半数を占めた。役職・経験年数別でみると、「業務が忙しい、時間がない」は管理職の割合が最も高く、一般職では経験年数が長くなるほど割合が高い一方、「研修・セミナー等の情報が得られない」は管理職の割合が最も低く、一般職では経験年数が短くなるほど割合が高かった。

図表Ⅳ-50 問 30.障害者虐待に関する研修・セミナー等の参加しない理由(○はいくつでも)

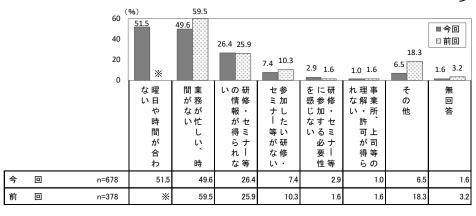


問30.「その他」の主な意見

- ・参加予定だったがコロナの影響で中止、延期になっているため
- ・機会がなかったため、今後参加する可能性はある
- ・問題の論点とセミナーの内容がかみ合わないから個人の問題で考えても仕方がない、 社会で起きていると考えるべき
- ・託児またはそれにかかわるような子供を預けられるサービスがあり、近場がよい
- どのような研修、セミナーに参加すればいいのかがわからない 等

図表Ⅳ-51 問30.障害者虐待に関する研修・セミナー等の参加しない理由【前回】(○はいくつでも)

参考値として掲載



※選択肢なし

(2) 研修・セミナー等への希望内容

障害者虐待に関する研修・セミナー等にどのような内容を希望するかについては、回答者の5 割強が「虐待対応の流れを理解するもの」「虐待事例の紹介」と回答した。事業種別でみると、 計画相談事業所では「相談対応に関するもの」「虐待事例の検討」の割合が高い一方、「障害種 別や障害特性等の理解に関するもの」「虐待防止法の解説」の割合が低かった。役職・経験年数 別でみると、管理職では「虐待事例の紹介」の割合が、一般職では「虐待対応の流れを理解す るもの」の割合が最も高かった。前回と比較すると、「虐待事例の検討」の割合が減少した。

80 53.5 52.5 60 46.4 45.5 38.7 32.4 29.9 40 20 5.5 1.9 等権 す虐 の障 相 る待 回 待 対応 事 解種 防 例 例 の応 に別 止 関護 関する害 മ മ の 10 法 関 る成 流 紹 検 ത れ も年 る の後 の性 n=1,425 53.5 29.9 55.7 計画相談事業所 54. 51.0 54.1 31.4 19.6 31.4 4.1 5.2 n=194 1.3 5.1 居宅介護事業所 n=791 53. 52.2 43.7 48.0 36.0 34.6 29.0 種 別 5.8 生活介護事業所 n=378 53 4 56.3 50.3 46.6 36.5 33.1 32.0 2.4 役 管理職 49.6 54.6 51.2 43.6 37.5 32.5 1.5 5.4 n=613 30.8 職 5.0 一般職10年以上 53.3 52. 46.3 38.8 2.9 n=240 45.8 28.3 28.8 -般職3~10年 n=353 57.8 34.8 29.2 5.4 4.5 一般職3年未満 59.6 51.7 41.0 54.5 41.0 25.8 1.1 n=178 42.7

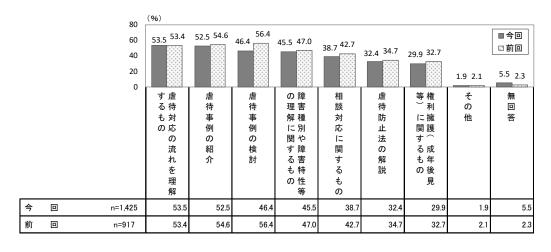
図表Ⅳ-52 問 29. 障害者虐待に関する研修・セミナー等への希望内容(○はいくつでも)

問 29. 「その他」の主な意見

- ・施設での虐待の事例が多いので訪問介護の事例を紹介してほしい
- ・虐待を起こさないために必要な環境等、未然に防ぐための講義を希望
- 傾聴、対人援助技術

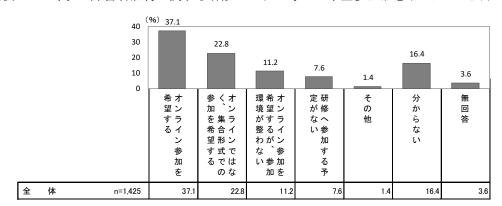
- ・権利擁護研修会(オンライン研修)
- ・障害者権利条約の内容もおさえてほしい 等

図表Ⅳ-53 問 29. 障害者虐待に関する研修・セミナー等への希望内容(○はいくつでも)



(3)研修の希望参加形態

障害者虐待に関する研修・セミナー等にどのような形態で参加を希望するかについては、「オンライン参加を希望する」が 37.1%で最も多く、次いで「オンラインではなく、集合形式での参加を希望する」が 22.8%であった。



図表Ⅳ-54 問 31.障害者虐待に関する研修・セミナー等への希望参加形態(〇は1つだけ)

問 31. 「その他」の主な意見

- ・基本は集合形式で話し合える場があると良いが、難しければオンラインでも良いと思 う
- ・動画ストリーミングで研修・講習会をしていただき、時間に余裕がある時に勉強できると助かる 等

(4) マニュアルの有無

事業所に、養護者による障害者虐待を発見した際の対応等を記載したマニュアルなどが「ある」のは、37.5%であった。事業種別でみると、計画相談事業所では「ない」の割合が高かった。役職・経験年数別でみると、管理職では「ある」が4割強を占めた。「わからない」は一般職の10年以上でも35.4%あり、経験年数が短くなるほど割合が高かった。前回と比較すると、大きな差はみられなかった。

表IV-55 問 32.障害者虐待を発見した際の対応等を記載したマニュアルの有無(〇は1つだけ)

			ある	ない	わからない	無回答	
全	体	n=1,425	37.5	2	8.9	30.2 3.4	
事	計画相談事業所	n=194	29.9		45.9	19.6 4.6	
事 業 種	 居宅介護事業所	n=791	42.2		25.3	29.3	3.2
別	生活介護事業所	n=378	30.7	29.9		36.2	3.2
役	管理職	n=613	43.1		40.3	13.4	3.3
職 •	一般職10年以上	n=240	35.4	25.8	B	35.4	3.3
年 数	 一般職3~10年	n=592	36.0	19.0		41.4 3.7	
別	一般職3年未満	n=254	24.7	14.6	58.4		2.2

表IV-56 問 32.障害者虐待を発見した際の対応等を記載したマニュアルの有無【前回】(〇は1つだけ)

			ある	ない	わからない	無回答
今	回	n=1,425	37.5	2	8.9	30.2 3.4
前	回	n=917	40.0		30.3	27.5 2.2

マニュアルの有無についての回答と、下記表の2つの設問の回答状況を分析すると、マニュアルが「ある」と回答した人の方が正しい認識をしている割合が高いという結果になった。マニュアルがあることによって、虐待対応について正しい判断がしやすくなっていると考えられる。

表IV-57 問 32.と問 16.問 17.(P.102)のクロス分析

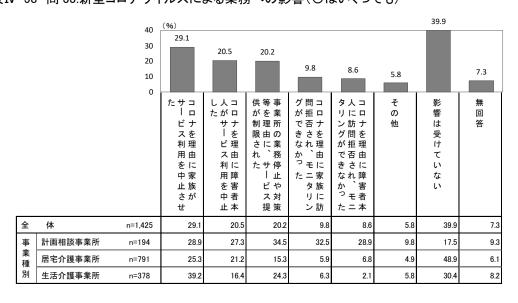
	証拠がなくて	も通報できる	通報は守秘義務	違反にならない
	知っていた	知らなかった	知っていた	知らなかった
マニュアル有	80.7%	13.5%	80.7%	10.1%
マニュアル無	76.9%	15.8%	77.4%	13.6%

5. 新型コロナウイルスの影響について

(1) 新型コロナウイルスによる業務への影響

新型コロナウイルスによる業務への影響については、「コロナを理由に家族がサービス利用を中止させた」が 29.1%、「コロナを理由に障害者本人がサービス利用を中止した」が 20.5%、「事業所の業務停止や対策等を理由に、サービス提供が制限された」が 20.2%であった。一方、「影響は受けていない」は 39.9%と最も多かった。

表Ⅳ-58 問 33.新型コロナウイルスによる業務への影響(○はいくつでも)



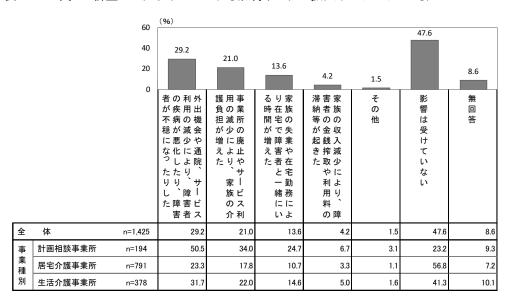
問 33. 「その他」の主な意見

- ・コロナを理由に施設や自宅に訪問できない人がいる、電話で聞き取りをしモニタリングしているが1年以上会えていない人もいる
- ・病院などの面会ができず、退院後の準備ができない
- ・サービスを受ける方にお会いするときに自分自身の服、持ち物の除菌及び消毒を強く 求められた
- ・事業所内の行事が中止せざるしかなく、利用者様のストレス等を感じる場面が増えた
- ・緊急事態宣言が出され幼稚園に子供が預けらず、サービス提供が制限された
- ・余暇支援に行きづらい、移動の制限等もあるので 等

(2) 新型コロナウイルスによる虐待リスク

新型コロナウイルスにより、虐待のリスクが大きくなったものついては、「外出機会や通院、サービス利用の減少により、障害者の疾病が悪化したり、障害者が不穏になったりした」が29.2%、「事業所の廃止やサービス利用の減少により、家族の介護負担が増えた」が21.0%であった。一方、「影響は受けていない」は47.6%と最も多かった。

表Ⅳ-59 問 34.新型コロナウイルスによる虐待リスクの拡大(○はいくつでも)



問34.「その他」の主な意見

- ・サービス提供の際への防御対策に追われた
- ・学校の始業時間の変更等で本人が不安定になった、また家族とすごす時間が長くなり 介護負担が増えた
- ・顔が見えないこともありなかなか面会できない、モニタリング等で会って表情等を理 解したいができない
- ・家族全員がコロナに感染し、入院もできず身体もしんどい中、本人の養護が困難にな り虐待しそうになった
- ・ヘルパー不足 等

(3) 新型コロナウイルスにより障害者虐待の対応で困っていること(問35.主な意見)

〇感染対策(13件)

- ・知的障害の方は、外出自粛やマスク着用などの基本的な感染対策でも、理解や実践が難し いと思う。いくら声かけをしても、なかなか定着しない。
- ・当初はアルコール消毒など嫌がる利用者がいて、若干無理やりに腕をつかんで消毒しなければならないことがあった。知らない方が見ていたら、虐待しているかと思われたに違いない。
- ・現在の状況を理解できない利用者が、外出時にいろいろなものに手を触れたりする事で感染リスクがあるのでは…と心配。
- ・マスクを衛生的に利用する事が難しい。土・日・祝日の行動が把握できないので感染リス クがつかめない。

〇ストレス等からの不安、心配(12件)

- ・外出機会や通院、サービス利用の減少により、障害者の疾病が悪化したり、障害者が不穏 になったりした。
- ・利用者の外出の機会が大幅に減少し、利用者がホームや家庭内でイライラしている。
- ・家族が新型コロナウイルスでのストレスを解消することができず、そのことから虐待につながるのではないかと不安になる。
- ネグレクトになっていないか心配。

〇対応困難(11件)

- ・コロナウイルス感染防止のために、自宅訪問など対面での長時間の話し合いが難しくなった。 事実確認も困難となっている状況。 介入のハードルがまた一段と高まった。
- ・障害者本人がコロナに感染した場合、日常家(家族)でみれないところはどうすれば良いか。
- ・利用者に訪問時、バイキン(コロナウイルス)扱いされる。

〇仕事の環境(9件)

- ・外部の人の出入りが少ないため利用者、職員が孤立してしまう可能性がある。それが虐待 につながるような気がする。風通しの悪い職場になっている。
- ・利用者だけでなく、介護職員へのケアに心を配る必要がある。人材不足の中、ケアに行く ことをためらう職員もあり、補てんが大変。

〇外出機会の減少(7件)

- ・作業所等への通勤などが減って、日常活動場所がなくなり、その為の見守り時間が必要に なる。その全てが無償ボランティアになる。
- ・引き籠りになってしまった。外出する事がなくなった。

〇在宅時間増等からの発見の遅れ(6件)

- ・サービス利用を休止しているご家庭内において、情報が入りづらくなったことから虐待の 有無が把握しにくい状況。
- ・養護者との面談や、懇談会の場が提供できなくなった。直接会って話す機会が減り、リス クに気付きづらい。

○介護者の負担増(4件)

- ・利用者が通っているデイサービスなどがコロナでお休みになり、介護者(家族)の負担が 増えた。
- ・貧困、経済的負担等で疲弊している。

○その他 (6件)

- ・マスクによって表情の変化を読み取りにくい。
- ・コロナで在宅ワークが増えた家族が、ヘルパーに家事援助を頼んでくることが多くみられる。
- ・区役所の障害者福祉課での受付がスムーズに行われない。

6. 障害者虐待の防止と対応に向けた今後の課題について

(1) 障害者虐待の防止のために望まれること

養護者による障害者虐待の防止に向けて必要と感じる主なことは、「養護者への相談・支援体制の充実」が63.6%と最も多く、次いで「養護者の心身のリフレッシュ体制の充実」が4割、「障害者を見守る地域等のネットワークの確立」「緊急避難の受け入れ態勢の充実」がそれぞれ4割弱であった。事業種別でみると、計画相談事業所で「緊急避難の受け入れ態勢の充実」の割合が高かった。役職・経験年数別でみると、一般職では、経験年数が短くなるにつれ「養護者の心身のリフレッシュ体制の充実」の割合が、経験年数が長くなるにつれ「緊急避難の受け入れ態勢の充実」の割合が高かった。前回と比較すると、「障害者を見守る地域等のネットワークの確立」「関係機関職員に対する研修・啓発の機会の充実」が大幅に減少した。

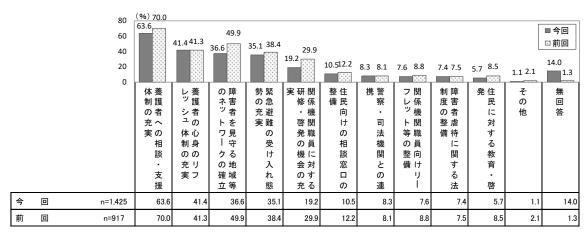
表IV-60 問 36.養護者による障害者虐待防止に向けて必要なこと(〇は3つまで)

		80 г	(%)											
			63.6											
		60 40		41.4	36.6	35.1								
		20					19.2	10.5	8.3	7.6	7.4			14.0
		0						10.5	8.3	7.6	7.4	5.7	1.1	
		0	体養	レ養	の障	勢緊	実研関	整住	携警	フ関	制障	発住	そ	無
			制護	ツ護	ネ 害 ッ 者	の急	修係	備民	察	レ係	度害	民	の	回
			の者	シ者 ュ の		充避	• 機	向	·	ツ機	の者	[:	他	答
			充へ 実の	本の体心	ト を ワ 見	実難	啓 関 発 職	け の	司法	ト 関 等 職	整虐備待	対 す		
			美の相	制身	一分	の 受	光順の員	相	機	守戦の員	7佣 1 寸 に	る		
			談	のの	- v	け	機に	談	関	整向	関	教		
			•	充リ	の地	· 入	会対	窓	ے	備け	す	育		
			支 援	実フ	確 域	ħ	のす		の	IJ	る			
			援		立 等	態	充る	の	連	ı	法	啓		
全	体	n=1,425	63.6	41.4	36.6	35.1	19.2	10.5	8.3	7.6	7.4	5.7	1.1	14.0
事	計画相談事業所	n=194	61.3	24.7	37.6	50.0	22.2	8.2	11.3	4.1	3.6	7.7	2.1	18.0
業種	居宅介護事業所	n=791	64.9	44.2	35.8	33.5	18.0	12.6	8.2	8.2	8.1	5.6	0.6	12.4
別	生活介護事業所	n=378	63.2	44.4	37.8	31.2	20.4	7.4	7.7	7.4	8.2	5.3	1.6	14.6
役	管理職	n=613	61.7	39.6	35.9	37.7	18.6	10.1	8.5	9.8	7.7	5.9	1.5	14.4
職	一般職10年以上	n=240	70.4	39.2	40.0	39.6	23.8	7.9	10.0	5.8	6.3	4.6	0.4	11.3
年数	一般職3~10年	n=353	61.2	42.8	35.7	30.6	19.5	12.2	7.1	5.7	6.5	5.7	0.8	15.3
別	一般職3年未満	n=178	67.4	49.4	39.3	29.8	16.3	14.0	7.9	6.7	9.6	5.6	1.7	10.1

問 36. 「その他」の主な意見

- ・養護者の虐待に対する知識不足、理解を得られるような勉強が必要
- ・家族同居、独居に限らず必要なサービスをしっかりと支給すること 等

表Ⅳ-61 問 36.養護者による障害者虐待防止に向けて必要なこと(〇は3つまで)



(2) 障害者虐待の防止、発見、早期対応のために工夫・実践していること(問37.主な意見)

○虐待に気づくための工夫 (169 件)

- ・利用者の介護時に身体の状態を常に見ている。利用者の普段の様子をよく見ておき、小さな変化に気付けるようにする。
- ・利用者の身体的変化、精神的変化への気付きや、他の従業者との情報共有によって、できるだけ早期に異変等に気付いて対応できるように、常に情報交換を行うように心掛けている。
- ・障害者自身とのコミュニケーション機会の中で、家庭内での日常のやりとりを把握する。
- ・関係事業者間で利用者のボディチェック、生活リズム、食事状況、バイタルなどを記入 し、閲覧できるノートを共有。支援時に確認し、情報共有と変化に対して対応。
- ・本人、養護者の双方の話を1人1人に聞きとりする等。
- ・養護者の話し方、接し方などにいつもと違ったところがないか等、気に留めるようにして いる。

○養護者との信頼関係づくり(127件)

- ・養護者とのコミュニケーション。困っている時に、話しやすくするために信頼関係を築く ようにしている。
- ・障害者の日々の様子を養護者と情報共有し、心身のストレスの軽減に努めている。
- ・養護者が困っていることがあれば、ケアマネジャーや相談員に伝え、悩みが解消できるよう努めている。
- ・言葉遣いから気をつけるようにしている。保護者への引き継ぎ時には前向きな言葉を使い ながら様子を伝えている。

・養護者の話を傾聴する。スタッフへ各利用者ごとの話の聞き方のコツを伝え、どのスタッフが行っても養護者が話しやすい雰囲気が作れるようにしている。

○複数職員での対応(40件)

- ・常に情報共有し、上司と相談しながらケアに活かせるよう工夫している。
- •1 人だけで判断せずに、同僚や上司に相談しながら進める。障害者基幹相談支援センターに も相談する。
- ・事業所内でケースについての情報共有をし、様々な視点で見る機会を設け、早期対応につ なげていけるように努めている。
- ・介護スタッフで少しイライラしているなどの様子が見られた場合、声がけして、場合によっては介護を代わる。スタッフ同士でコミュニケーションを取り、ストレスを溜めないように話し合う。

○関係機関との連携強化(31件)

- ・ 日頃から行政(区役所、保健センター他)、基幹相談等との情報共有を密に行っている。
- ・面談の折、虐待と認められる発言をされた時点で、基幹相談支援センターに問い合わせを し、助言をいただいく。
- ・本人、家族の状況の変化などにできるだけ早く対応するために、日常的に支援している事業所や区役所などとの連携を深め、何かあればすぐに連絡を取り合って対策を講じる。

○ケアマネジャーや事業所等との協力体制(22件)

- ・本人が利用しているサービス事業所等関係機関との情報共有、働きかけ等。
- ・複数人のヘルパーから話を聞くようにし、虐待を疑うところまではいかなくても、相談支援員に報告している。
- ・管理者と担当ヘルパーの連絡、情報交換はかなり密に行っている。

○養護者への支援に関すること(5件)

- ・介護の知識提供、ショートステイやケアプラン変更などの情報提供。
- ・相談窓口を本人に伝える。

○緊急性判断シート等の活用(2件)

・虐待チェックリスト等を活用し、自身の行動を見直す機会を定期的に作る。

○その他(143件)

- ・定期的にミーティングを行ない障害者虐待についていろいろな事項を確認したり、防止 法、発見時対応などを話し合ったり、常日頃から意識をもって業務にあたっている。
- ・虐待に関するアンケートやセミナーを年1度は行うようにしているが、コロナの影響でセミナー等や会合が開催困難になっている。
- ・実践はできていないが、一人で支援せず周りの目がある環境で行うことが防止につながる と思う。
- ・サービス利用計画作成時に、本人の意思決定支援を強く心がける。
- ・利用者、養護者の負担をモニタリングで把握し、必要に応じてサービスを充実させていく こと。
- ・障害の特性を家族に説明し、本人が意図的に困らせているわけではない事を理解してもらっている。

- ・一度通報につながったケースの経過は、定期的に確認するようにしている。その際、サービス提供事業所から聞いた情報は行政機関にも報告し、再発防止のため、必要に応じて訪問し近況を聞くようにしている。
- ・経済的な搾取として表われる場合が多いので、障害者本人の生活が守れるように年金、預 り金などについて注意深く対応している。
- ・ゆとりのある勤務を心がけることにより余裕が生まれる。

(3)養護者による障害者虐待のケースに関わるにあたっての意見(問38.主な意見)

○養護者への支援に関すること(60件)

- ・養護者が孤立してしまうことにより、精神的に追い込まれてしまうケースが多いと思うので、行政や事業所などを通じて相談、支援ができる体制をもっと充実させて欲しい。
- ・養護者も支援が必要な人ととらえ、何にストレスを感じるか、何を必要としているか、事業所としてできること、他の機関でできること等を機会があるごとに伝えていく。
- ・養護者の生活にも余裕が生まれるよう、余裕を持った福祉サービスの支給量決定をいただ きたい。
- ・養護者による虐待は、虐待をするに至るまでに様々な要因があった上での結果だと思うの で、いかに早めにその要因を取り除くことができるかにかかっており、迅速な対応が求め られる。
- ・虐待はもちろん良くないことだが、介入することで養護者と障害者の関係性により悪い影響を与えてしまうことが怖いと感じる。そして、もし養護者不在になってしまったら、障害者の今後はどうなってしまうのかなど、不安や悩みが尽きない。
- ・養護者の気持ちに寄り沿いながら、レスパイトできる体制なども視野に入れて話しを進め たりする。距離がおけるようにする。

○虐待対応に関すること(38件)

- ・虐待かも?と疑って関っても、実際当事者は全く認識がなく、日常的に生活そのものがあ たりまえとなっている事がある。少し角度を変えたり、関り方が変わると日常が変化する こともあるように思う。
- ・虐待に至るまでの経緯を知ろうとすること、確認することで、今後どんな支援が必要か、 本当に必要な支援が見えてくる。養護者(虐待者)を悪者にして終わりでは、虐待はなく ならないと思った。
- どこまでがしつけで、どこまでが虐待かがわかりにくいため、どうしたらよいか迷うことがあった。
- ・虐待を通報し、その後、利用者の生活の場が整備されているのか気になる。

○施策・制度・法律への要望(26件)

- ・通報義務等、早期発見に対する制度、支援体制に比べて、虐待しないための養護者に対す る支援制度が、もう少し手厚くあるべきだと考える。
- ・障害者だけでなく、日本では児童虐待などで親権などが強くて放棄させる法的根拠がない のが一番悪い。通報しても結局養護者の元を引き離せず、結局元の生活を続けるなら意味 がないし悪化しかねない。

・障害者サービスにはケアマネジャーがおらず、サービスを利用するにあたり、障害者本人 や養護者が自ら事業所や施設を探すこと自体がおかしいと思う。高齢者同様、ケアマネジャーが付き、必要なサービスを提案、依頼できる体制を作るべきだと思う。

○啓発の必要性(16件)

- ・ 虐待の認識の差は、個々にあると思う。 基準や定義の周知の必要性を感じる。 わかること で認識の変化もあるかと思う。
- ・障害特性の理解も、もっと世間に広く知られて欲しい。
- ・障害者ではなく、虐待された結果障害者になるケースがある。障害者に限定せず、広く国 民レベルでの虐待理解が必要だと思う。

〇他機関との連携(11件)

- ・日頃から養護者の負担軽減や近況の把握などを行い、事業所、養護者、障害者で連携し、 虐待を未然に防ぐことを第一優先に考え、これからも継続していきたいと思う。
- ・それぞれの関係者が協力し合って取り組んでいけるシステムがほしい。虐待ケースはすご く慎重になっていたり、繊細なケースでもあるので、関係機関の相互理解と信頼関係がな いと相談や報告しづらいし、対策も難しいように感じる。
- ・関係機関の連携が取りやすい環境作りが必要。

〇被虐待者(障害者本人)に関すること(9件)

- ・障害者の気持ちにできるだけ寄りそう。
- ・経済的な虐待と言えるものは、実際多いのではないかと思うが、外部からは見えづらい。

○受理機関とサービス事業所の虐待に対する認識の違い(7件)

- ・養護者の虐待の疑いがあるケースを事業所に報告しても、事業所が適切な対応をしない。 (障害者においては養護者が立ち上げた事業所が多いので、養護者が不利となるケースについては見て見ぬふりをする場合が多いと思われる)
- ・以前、当該利用者の居住地の基幹相談支援センターに虐待の疑いとも判断しがたい状況の ケースを相談。その際の状況として「この相談は虐待の報告として受付けるという事で良 いか?」と、報告かどうかの判断を求めてくるということがあった。疑いの段階で報告は 可ということなので受付としていただきましたが、何かしら敷居の高さを感じる。

〇行政の対応に関すること(3件)

- ・行政への報告というのがセオリーだが、実際報告しても書類の提出や、窓口への訪問が増 えるだけで、具体的な解決に結びつくことは稀。行政やセンターも忙しすぎるのだと思 う。
- ・ 虐待かどうかの判断がとても難しい。 役所に判断は仰ぐが、明確な証拠がなければ役所は 動かない。

○障害者基幹相談センターの役割について(3件)

- ・障害者基幹相談センターの方が助言をくれたと共に、面談にも同席してくれ、心強い対応 をしてくれた。
- ・障害者基幹相談センターの対応に疑問を感じる。通報(報告?)者への配慮がなさすぎて、とても不快。二度と連絡はしたくないという状況を理解してもらえるのでしょうか? 実績のために回収するなら無意味な気がする。

○その他(81件)

- ・家族だと感情的になりやすいので、なるべく福祉サービスを利用したほうがよいと思う。
- ・障害者本人に発語がなかったり理解力が乏しかったりする場合、家族の意向が全てになってしまう。家族と離れて自立できれば環境が改善されるのにとわかっていても、なかなか動けないことが多々ある。
- ・中々家庭に介入することは難しいが、それを提案できるような福祉人材を作っていくこと も重要である。今自分だけができても仕方ないと思うので、事業所を巻き込める仕組み を、外部内部問わず協力し、構築していくことも大切であると感じている。
- ・養護者が親子関係である場合、兄弟やその他親族等にも大きな影響があり、今までの生活 が継続できなくなることが生じる。その場合、本人の意見や思いがどこまで尊重されるか に不安あり。兄弟等にも福祉サービスや本人への理解が無いと、結果地域生活が守られな いと思われる。
- ・障害者の方が一方的に被害者と考えてしまうのは危険ではないだろうかと思う。弱者と捉 えられがちだが、障害者による養護者への虐待もあると思う。
- ・障害者の家族も障害者であると、対応が難しい。伝え方によっては、相談員に対し、敵視 する場合もあるため悩む。
- ・養護者に認知症状がある場合、どうすれば良いのか悩む。
- ・「通報」という言葉に抵抗がある。通報によって障害者の立場が悪くならないような支援体制が必要になると思う。
- ・「先が見えない、いつまで続くのか」この不安要素がとても大きいと感じている。

7. まとめ

【障害者虐待の認識】

「医学的判断に基づかないリハビリを強要する」「日常生活に必要な金銭を渡さない」の項目は今回の調査結果において「虐待に該当する」と回答した人が9割未満だった。

虐待かどうか判断がつきにくい行為については、広い意味での障害者虐待を「障害者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態」「生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれている状態」と捉えることが重要であり、そのためにも、研修などで障害者虐待の定義等を周知していく必要がある。

「障害者虐待の通報先」や「障害者虐待の通報が守秘義務違反にならないことの認識」について、経験年数で大きな違いがあり、経験が浅いほど認識している割合が低かった。経験年数に関係なく理解が必要な事柄であるため、特に経験年数の浅い職員に対して研修等で理解を深めていく必要がある。また、「障害者虐待の証拠が無くても通報できることの認識」や「障害者虐待の通報が守秘義務違反にならないことの認識」については、過去に虐待に関する研修やセミナーの受講の有無が大きく影響しており、受講歴がある場合において正しく認識できている割合が高かった。虐待相談センターとして、今後も引き続き出前講座等の機会を活用した周知を行っていく必要がある。

【障害者虐待の通報とその後の対応について】

養護者による障害者虐待または虐待が疑われたケースについて、「ある」と回答した人は、計画相談事業所では3割以上、居宅介護事業所では1割程度であった。新型コロナウイルスにより「コロナを理由に家族に訪問拒否されモニタリングできなかった」や「コロナを理由に障害者本人に訪問拒否されモニタリングできなかった」といった業務への影響が、計画相談事業所ではそれぞれ3割程度あり、今まで虐待の早期発見の大きな役割を担っていた計画相談事業所ではモニタリングに苦慮している状況にあることがわかる。一方で、日常生活における支援を行う居宅介護事業所では「コロナの影響を受けていない」が割合が半数近くある。そのため、コロナの影響を比較的受けていない居宅介護事業所は、虐待の早期発見においての役割が期待される。介護サービスの提供だけでなく、虐待発見のためにサービス提供時に留意する点などを職員内で共有することが必要である。

障害者虐待の通報について、4割以上の人が「抵抗がある」としている。また、「抵抗がある」と 回答した割合は、経験年数の長さに比例して高くなっている。通報の義務を理解していても通報へ の抵抗があることを踏まえた上で、通報することが被虐待者・虐待者ともに守ることにつながるこ とを周知していく必要がある。また、通報しないと判断した理由については、「虐待にあたるかどう か判断できなかったから」が最も多い割合であった。虐待かどうかの判断は受付機関が行うこと や、疑いの段階で通報ができること等を周知することで通報の意識を高める必要がある。

養護者への支援として必要なこととして、「養護者への支援」「障害福祉サービスの追加・変更」のほかに、計画相談事業所では「障害福祉サービス以外のサービスの提供」「経済面に関する支援」が多かった。障害福祉だけでなく、様々なサービスを総合的に提供していくことも必要となってくる。

【障害者虐待の防止と対応に向けた取り組み】

研修やセミナーの参加状況は前回と比べて参加経験者割合は減少している。参加しない理由では 「曜日や時間が合わない」が5割以上であった。主催者側は研修日時だけでなく、オンラインでの 研修など実施方法も検討していく必要がある。

研修内容については、10年以上の経験者では「相談対応に関するもの」、3年未満では「障害種別や障害特性等の理解に関するもの」「虐待防止法の理解」が多かった。研修の対象を経験年数や役職によって分け、内容もそれぞれに求められているものや必要となるものなど変えていくことが必要である。

マニュアルの有無については、経験年数 10 年以上でも「わからない」が 3 割以上となっている。 マニュアルがあることを認識している人は虐待対応について正しい知識を持っている傾向にあるの で、マニュアルの作成とマニュアルを用いて職員間で認識の統一を図っておくことが必要である。

【障害者虐待の防止と対応に向けた今後の課題】

障害者虐待防止のために「養護者への相談・支援体制の充実」が最も多い結果となった。また、 虐待に気づくためには「情報共有」が重要といった意見が多くあった。何かあったら情報を共有す るのではなく、日々の様子やちょっとした変化、気づきを職員間だけでなく、関係事業所間で共有 することが重要であり、そういった取り組みが虐待の早期発見・早期対応につながる。

養護者による高齢者・障害者虐待に関する調査(名古屋市)

2021年2月

【ご協力のお願い】

名古屋市高齢者虐待相談センター・名古屋市障害者虐待相談センターでは、養護者による高齢者・障害者虐待の防止と対応に向けた課題を明確にし、虐待対応の仕組みづくり等に役立てるため、名古屋市内の区役所・支所、保健センター、いきいき支援センター、障害者基幹相談支援センター、各種介護・福祉サービス事業所の職員の方を対象に、アンケート調査を実施いたします。

この調査は、平成28年度に実施した同調査の定点調査として実施するもので、各機関の意識や取り組みの変化を比較検討することで、今後の取り組みに活かすことを目的としています。併せて、新型コロナウイルスの感染拡大による虐待対応への影響の有無等についても伺い、関連について調査したいと考えています。ご多忙中誠に恐縮ではございますが、ご協力をお願い申し上げます。

- ■調査票は無記名式としています。回答情報のとりまとめにあたりましては、個人情報に配慮し、個人や 事業所が特定されないよう、細心の注意をもって行います。また、ご回答の内容については、本調査の目 的以外には使用いたしません。
- ■回答された調査票は、返信用封筒(切手不要)に入れて、3月24日(水)までにご投函ください。
- ■本調査についてご不明な点、ご質問等がございましたら、下記【調査に関するお問い合わせ先】までご連絡をお願いいたします。

【調査に関するお問い合わせ先】

調査実施機関:名古屋市高齢者虐待相談センター

名古屋市障害者虐待相談センター

設置:名古屋市

運営:(福)名古屋市社会福祉協議会

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目 17-1

TEL: 052-856-9001(高齢)

052-856-3003(障害)

担当: 大橋・三輪

I はじめに、回答者ご自身についてお伺いします。

【全員の方に】

問1. あなたが勤務する事業所の種別をお答えください。(〇は1つだけ)

1 区役所·支所

2 いきいき支援センター

問2. あなたの性別をお答えください。(Oは1つだけ)

1 男性

2 女性

問3. あなたの年齢をお答えください。(Oは1つだけ)

1 20歳未満

30~39歳

5 50~59歳

20~29歳

4 40~49歳

6 60歳以上

問4. あなたの役職をお答えください。(Oは1つだけ)

1 管理職(課長、係長、主査、センター長等)

2 一般職(主事、役職のない職員・スタッフ 等)

問5. あなたの職種をお答えください。(Oは1つだけ) ※保有する資格ではなく、雇用されている職種をお答えください。

1 管理者(課長、係長、主査、 センター長等)

4 主任ケアマネジャー

2 事務職員

5 社会福祉士

3 保健師等

6 その他 ※具体的に

)

問6. あなたが、現在の業務にたずさわった経験年数をお答えください。(Oは1つだけ)

1 1年未満

3~5年未満

5 10年以上

2 1~3年未満

4 5~10年未満

問7. あなたは現在の業務において、高齢者虐待の対応をしたことはありますか。(〇は1つだけ)

1 ある

2 ない

Ⅱ 受理会議及び判定会議についてお伺いします。

【全員の方に】

問8. 受理会議(所内の複数職員間での共有や協議のこと)についてお聞きします。「虐待かもしれない」という相談を受けたとき、通報(届出)の受理にあたり、受理会議を開催していますか。

1 開催(協議)している

2 開催(協議)していない

3 わからない

【問8で「1開催(協議)している」とお答えの方に】

問9. 通報(届出)を受けてから、どれくらいの期間内に開催していますか。

1 当日中(0日以内)

3 2日~7日以内

2 翌日までの間に(0~1日以内)

4 7日以内に開催しないことがある

【全員の方に】

問10. 判定会議(組織内で虐待の有無を判断すること)についてお聞きします。通報(届出)の受理、事実確認後に判定会 議を開催していますか。

1 開催している 2 開催していない

3 わからない

Ⅲ 虐待行為の認識についてお伺いします。

【全員の方に】

問11. 次にあげる行為のうち、高齢者虐待に該当すると思う行為はどれですか。あてはまるものをすべてお答えください。 (Oはいくつでも)

- 1 言うことを聞かないので繰り返したたく
- 2 日常的にベッドにしばりつける
- 日常的に水分や食事を十分に与えない 3
- 必要な医療や介護を受けさせない
- 日常的に高齢者が家族から暴言を受けていても、 介護者が放置している
- 6 食事を食べこぼしたことを頻繁にどなりつける
- 医学的判断に基づかないリハビリを強要する 7

- 8 排泄介助がしやすいからという理由で、下半身を裸 にして放置する
- 9 日常生活に必要な金銭を渡さない
- 10 恒常的に高齢者の年金を家族が無断で借用する
- 11 冷暖房を使わせず、劣悪な住環境の中で生活させる
- 12 家族や親族等の団らんから排除する
- 問12. 虐待者に「虐待しているという自覚(認識)」が無い場合は、虐待に該当すると思いますか。 (〇は1つだけ)

該当する

2 該当しない

3 よくわからない

問13. 被虐待者に「虐待されているという自覚(認識)」が無い場合は、虐待に該当すると思いますか。 (〇は1つだけ)

該当する

2 該当しない **3** よくわからない

Ⅳ 虐待対応の状況や困難な点等についてお伺いします。

【全員の方に】

問14. 高齢者虐待に該当するかどうかの判断にあたり、迷ったり、悩んだりするのはどのようなことですか。主なものを3 つまでお答えください。(Oは3つまで)

1 状況確認のための情報収集が難しい 7 職場の職員間で高齢者虐待に対する認識のバラつきがある

2 通報内容が疑わしい

受理機関の間で高齢者虐待に対する認識のバラつきがある 8

3 虐待の証拠が得られない

9 組織で判断すべきだが機能していない

4 不適切な行為と虐待行為の境目がわから 10 件数が多く対応しきれない

ない

11 その他 ※具体的に

5 大ごとにしない方がよいかもしれないと思う ()

6 周囲に相談できる人がいない

12 悩むことはない

問15. 虐待の対応にあたり、迷ったり、悩んだりすること、問題となることや、困難と感じるのはどのようなことですか。主なものを5つまでお答えください。(番号を記入)

1	被虐待者が支援を望まないこと(本人の意思の	11	受理機関の間に対応への温度差があること
	尊重と必要な支援との相違)	12	関係機関が集めた情報を集約する機関が曖昧なこと
2	虐待者が対応を望まないこと	13	課題解消に向けて役割分担を決めることが難しいこと
3	虐待者以外の家族が対応を望まないこと	14	方向性を検討する際に関係者の合意が得られないこ
4	被虐待者と虐待者の依存関係の強さ		と
5	タイムリーに関係者による会議が開催されないこと	15	医療分野との連携が図りづらいこと
6	立入調査実施の判断	16	警察との連携が図りづらいこと
7	緊急一時保護をはじめとする分離介入するか、	17	その他 ※具体的に
	在宅の支援を継続するかの判断		(
8	緊急保護をした後の受入先の不足	18	悩むことはない
9	職員の人数不足		
10	虐待対応の知識を持つ専門職・人材の不足		
	回答した選択肢から優先順位の高い順に番	号を記	記入してください
	順位①() ②()	3	() 4 () 5 ()
L			

【区・支所の方のみ】

問16. 高齢者虐待対応のための「やむを得ない事由による措置」の実施にあたり、支障や困難なことはありますか。主なものを3つまでお答えください。(〇は3つまで)

1	施設や事業所との調整	6	措置に伴う費用徴収金徴収の困難さ	
2	虐待者の反対や調整	7	医療費等の支払い	
3	被虐待者本人の同意が得られないこと	8	面会制限に伴う養護者等とのトラブル	
4	居室(ベッド)の確保	9	措置の終了時期の見極め	
5	やむを得ない事由による措置の判断基準	10	その他 ※具体的に()
		11	特にない	

【全員の方に】

問17. 養護者への支援についてお聞きします。

養護者による高齢者虐待のケースにおいて、養護者の支援を実施していますか。(〇は1つだけ)

- 1 養護者への支援が必要なときはおおむね実施している
- 2 養護者への支援が必要でも実施できないことが時々ある
- 3 養護者への支援が必要でも実施できないことが多い
- 4 養護者への支援が必要でも実施できていない
- 5 養護者への支援が必要なケースはこれまでない

【問 17 で「1~3」養護者への支援を実施したことがあるとお答えの方に】

1 18.		護者への支援として行ったものは。 るものも含めて、あてはまるものを				と思わ
	1	介護保険サービスの利用、追加、	変更 5	権利擁護制度	度(日常生活自立支援や成年後身	見等)の
	2	介護保険以外のサービス等の利	用、追加、変更	活用		
	3	介護についての知識・情報提供	6	生活保護等の)経済面に関する助言・支援	
	4	養護者への生活上の助言・支援、	, 傾聴 7	その他 ※具	本的に()
全昌	の方	:(=)				
月19.	養調	・- - 護者への支援として必要だと思うも るものも含めて、あてはまるものを				がると思
	1	介護保険サービスの利用、追加、	変更 5	権利擁護制度	度(日常生活自立支援や成年後見	見等)の
	2	介護保険以外のサービス等の利	用、追加、変更	活用		
	3	介護についての知識・情報提供	6	生活保護等の)経済面に関する助言・支援	
	4	養護者への生活上の助言・支援、	傾聴 7	その他 ※具	本的に	
				()	
	1	記入) 虐待者の介護疲れ・ストレス (6 被虐待者の身体的]自立度 •	11 虐待者と被虐待者の人間関係	
	1	虐待者の介護疲れ・ストレス	6 被虐待者の身体的	自立度	11 虐待者と被虐待者の人間関係	系
	_		(ADI) OUT		■ 上仕せる加上/上仕せいり	~ / 1/
	2	虐待者の障害・疾病	(ADL)の低下		12 虐待者の孤立(虐待者以外	の家族
	3	虐待者の性格・人格、それに 7	7 被虐待者の認知症	の症状	の無関心・非協力)	の家族
	3	虐待者の性格・人格、それに 基づく言動	7 被虐待者の認知症 3 被虐待者の障害・独	での症状 疾病	の無関心・非協力) 13 家庭の経済的困窮	の家族
	3	虐待者の性格・人格、それに 基づく言動 虐待者の知識・情報不足	7 被虐待者の認知症 8 被虐待者の障害・独 被虐待者の排泄介	を から	の無関心・非協力) 13 家庭の経済的困窮 14 家庭内の経済的利害関係	
	3	虐待者の性格・人格、それに 基づく言動 虐待者の知識・情報不足 虐待者の福祉サービス利用	7 被虐待者の認知症 8 被虐待者の障害・独 9 被虐待者の排泄介 10 被虐待者の性格・	を病 年	の無関心・非協力) 13 家庭の経済的困窮 14 家庭内の経済的利害関係 15 ケアサービスの不足やミスマ	
	3	虐待者の性格・人格、それに 基づく言動 虐待者の知識・情報不足	7 被虐待者の認知症 8 被虐待者の障害・独 被虐待者の排泄介	を から	の無関心・非協力) 13 家庭の経済的困窮14 家庭内の経済的利害関係15 ケアサービスの不足やミスマ16 介護離職	
	3	虐待者の性格・人格、それに 基づく言動 虐待者の知識・情報不足 虐待者の福祉サービス利用	7 被虐待者の認知症 8 被虐待者の障害・独 9 被虐待者の排泄介 10 被虐待者の性格・	を から	の無関心・非協力) 13 家庭の経済的困窮 14 家庭内の経済的利害関係 15 ケアサービスの不足やミスマ	
	3	虐待者の性格・人格、それに 基づく言動 虐待者の知識・情報不足 虐待者の福祉サービス利用	7 被虐待者の認知症 8 被虐待者の障害・独 9 被虐待者の排泄介 10 被虐待者の性格・	を から	の無関心・非協力) 13 家庭の経済的困窮14 家庭内の経済的利害関係15 ケアサービスの不足やミスマ16 介護離職	
	3	虐待者の性格・人格、それに 基づく言動 虐待者の知識・情報不足 虐待者の福祉サービス利用	7 被虐待者の認知症 8 被虐待者の障害・独 9 被虐待者の排泄介 10 被虐待者の性格・	を から	の無関心・非協力) 13 家庭の経済的困窮14 家庭内の経済的利害関係15 ケアサービスの不足やミスマ16 介護離職	
	3	虐待者の性格・人格、それに 基づく言動 虐待者の知識・情報不足 虐待者の福祉サービス利用	7 被虐待者の認知症 8 被虐待者の障害・独 9 被虐待者の排泄介 10 被虐待者の性格・ それに基づく言動	を病 ・	の無関心・非協力) 13 家庭の経済的困窮 14 家庭内の経済的利害関係 15 ケアサービスの不足やミスマ 16 介護離職 17 その他 ※具体的に (
	3	虐待者の性格・人格、それに 基づく言動 虐待者の知識・情報不足 虐待者の福祉サービス利用 への抵抗感	7 被虐待者の認知症 3 被虐待者の障害・独 3 被虐待者の排泄介 10 被虐待者の性格・ それに基づく言動 を作順位の高い順に番	を病 ・	の無関心・非協力) 13 家庭の経済的困窮 14 家庭内の経済的利害関係 15 ケアサービスの不足やミスマ 16 介護離職 17 その他 ※具体的に (

V 各種会議の開催状況についてお伺いします。

【全員の方に】

- 問21. 「高齢者虐待連絡会」(*)についてお聞きします。平成31年4月~令和3年1月末に行われた高齢者虐待連絡会での内容について、あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)
 - *「高齢者虐待連絡会」とは、受理機関が集まり、区内の高齢者虐待ケース全般を把握するための定期的な会議です。

1	区内全体の高齢者虐待ケースの状況の共有	4	その他 ※具体的に	
2	個別ケースへの対応方法の確認		()
3	「対応継続」・「経過観察」から「終結」への移行の判断	5	わからない	
		6	開催していない	

- 問22. 「ネットワーク支援会議」(*)についてお聞きします。平成31年4月~令和3年1月末にネットワーク支援会議の開催もしくは参加はありましたか。(〇は1つだけ)
 - *「ネットワーク支援会議」とは、区・支所が中心となり、いきいき支援センターや介護事業者等の関係機関と連携し、虐待 ケースの情報の共有化を図るとともに介入・支援を検討する会議です。

1 開催(参加)した

2 開催(参加)していない

3 検討したが開催(参加)していない

【問 22 で「1 開催(参加)した」とお答えの方に】

問23. 参加したネットワーク支援会議で検討した内容について、あてはまるものをすべてお答えください。(Oはいくつでも)

1	ケースについての情報共有	5	各関係機関の役割分担	
2	緊急性の確認	6	支援の開始時期、担当者の決定	
3	行政権限行使の必要性(立入調査、措置、成年後見	7	連絡体制確認	
	市長申立など)	8	その他 ※具体的に	
4	支援方針や支援内容の決定		()

【全員の方に】

問24. ネットワーク支援会議の開催にあたり、困難なことや課題があればご記入ください。

問25. 平成31年4月~令和3年1月末に対応した高齢者虐待ケースにおいて、どの機関と情報共有や連携などの関わりがありましたか。あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

1	区福祉課•支所区民福祉課	6	介護保険サービス事業所	12	警察署	
2	いきいき支援センター	7	障害者基幹相談支援センター	13	医療機関(主治医、看	護師、
3	保健センター	8	スーパーバイザー		相談員等)	
4	虐待相談センター	9	区民生子ども課	14	その他 ※具体的に	
5	ケアマネジャー(居宅介護	10	民生委員		()
	支援事業所)	11	仕事・暮らし自立サポートセンター	15	特に共有していない	

問26.		齢者虐待の早期発見・対応等に向けて、各種事業所 りますか。あてはまるものをすべてお答えください。)دداه
	1	高齢者虐待をテーマにした研修や連絡会の開催	4	定期的な事例検討会の開催	
	2	虐待のみではなく他のテーマ(例:権利擁護や認	5	相談・通報や情報共有する際に既存又は	独自の
		知症施策等)と合わせた研修や連絡会の開催		様式を活用するなどルールを決めている	
	3	ケース会議や事例検討会等の場を活用した、虐待	6	その他 ※具体的に	
		の視点の意識づけ		()
			7	特に取り組んでいることはない	
		VI 虐待の防止と対応に向けた研修・	セ	ミナー等についてお伺いします。	
【全員	ωŧ				
L 王貝 問27.		ル►』 齢者虐待に関する研修・セミナー等に参加したことは.	あり	ますか。参加したものをすべてお答えください。	(0
,-, <u>-</u> ,.		いくつでも)	<i>.,</i>		(0
	1	高齢者虐待相談センター主催の研修・セミナー	4	弁護士会主催の研修・セミナー	
	2	愛知県主催の研修・セミナー	5	その他の研修・セミナー ※具体的に	
	3	社会福祉士会主催の研修・セミナー		()
			6	研修・セミナー等に参加したことはない	
		齢者虐待に関する研修・セミナー等について、どのよ さい。 (Oはいくつでも) 虐待防止法の解説	6	認知症や介護等の知識や理解に関するもの	
	2	虐待対応の流れを理解するもの	7	相談対応に関するもの	
	3	権利擁護(成年後見等)に関するもの	8	その他 ※具体的に	
	4	虐待事例の紹介		()
	5	虐待事例の検討			
【 問 2 [·] 問29.	高	「6 研修・セミナー等に参加したことはない」とお答え 齢者虐待に関する研修・セミナー等に参加していない		·	۰。 (O
	100	いくつでも)			
1			5	事業所、上司等の理解・許可が得られない	
1	1	参加したい研修・セミナー等がない	_	事業所、上司等の理解・許可が得られない 研修・セミナー等の情報が得られない	
2	1 7	参加したい研修・セミナー等がない 研修・セミナー等に参加する必要性を感じない	_		
3	1 i	参加したい研修・セミナー等がない 研修・セミナー等に参加する必要性を感じない	6	研修・セミナー等の情報が得られない)
3	1 = 2 = 4 3 = 3	参加したい研修・セミナー等がない 研修・セミナー等に参加する必要性を感じない 業務が忙しい、時間がない 曜日や時間が合わない	6	研修・セミナー等の情報が得られない)
2 3 4 【全員	1 2 3 4 しの方	参加したい研修・セミナー等がない 研修・セミナー等に参加する必要性を感じない 業務が忙しい、時間がない 曜日や時間が合わない	6	研修・セミナー等の情報が得られない その他 ※具体的に)
2 3 4 【 全員 問30.	1 2 3 4 1 の方	参加したい研修・セミナー等がない 研修・セミナー等に参加する必要性を感じない 業務が忙しい、時間がない 曜日や時間が合わない 「に】 待相談センターの実施する研修について、今後どの。	6	研修・セミナー等の情報が得られない その他 ※具体的に (に形態での参加を希望しますか。(〇は1つだけ))
2 3 4 【 全員 問30.	1 2 7 3 3 4 1 の方 1 a 1	参加したい研修・セミナー等がない 研修・セミナー等に参加する必要性を感じない 業務が忙しい、時間がない 曜日や時間が合わない	6 7 ような 4	研修・セミナー等の情報が得られない その他 ※具体的に (におきでの参加を希望しますか。(Oは1つだけ))

Ⅷ 新型コロナウイルスの影響についてお伺いします。

1	コロナを理由に <u>高齢者本人に</u> 訪問拒否され、見守	9	養護者の収入減少により、高齢者の金銭搾取や
	りやモニタリングができなかった		料の滞納等が起きた
2	コロナを理由に養護者に訪問拒否され、見守りや	10	コロナによる事業所の廃止やサービス減により
	モニタリングができなかった		者の介護負担が増え、虐待が起きた
3	コロナを理由に <u>高齢者本人が</u> サービス利用を中止	11	養護者の失業や在宅勤務により在宅で高齢者と
	し、見守りやモニタリングができなかった		にいる時間が増え、虐待が起きた
4	コロナを理由に養護者がサービス利用中止させ、	12	外出自粛等で在宅時間が延びた住民が虐待を
	見守りやモニタリングができなかった		し、通報につながった
5	緊急に分離する先(病院、施設等)の確保が困難	13	その他 ※具体的に
	だった		(
6	外出機会や通院、サービス利用の減少により高齢		
	者の疾病や認知症が悪化し、虐待がエスカレート	14	影響は受けていない
	した		
	プルガ 上(ナ)ナ(カ △ × 日日 1		
7	高齢者虐待連絡会を開催できなかった		
8	局師者虐待連絡会を開催できなかった ネットワーク支援会議を開催できなかった 1から11のいずれかに〇を記された方に】		
8 で	ネットワーク支援会議を開催できなかった	記入〈	ださい。

™ 虐待の防止と対応に向けた今後の課題についてお伺いします。

【全員の方に】

-	さい	v。(Oは3つまで)			
	1	職員(受理機関)向け対応マニュアルの充実	8	高齢者を見守る地域等のネットワークの確立	
	2	職員(受理機関以外)向けリーフレット等の整備	9	住民向けの相談窓口の整備	
	3	関係機関職員に対する研修・啓発の機会の充実	10	住民に対する研修・啓発	
	4	養護者への相談・支援体制の充実	11	警察・司法機関との連携	
	5	養護者の心身のリフレッシュ体制の充実	12	その他 ※具体的に	
	6	緊急避難の受け入れ態勢の充実		()
	7	高齢者虐待に関する法制度の整備			
日日つに	亲歌	#字に k Z 京野子長法の味よ 発見 日期対応のた	ル ー	車業 こりをかた 白 自が 独 ロニエキレ ア 宇宙レア	Z
問35. 「		養者による高齢者虐待の防止、発見、早期対応のた ☆、できるだけ具体的にご記入ください。	めに、	事業所やあなた自身が独自に工夫して実践して	いる
問35.			めに、	事業所やあなた自身が独自に工夫して実践して	いる
問35.			めに、	事業所やあなた自身が独自に工夫して実践して	いる
問35.			めに、	事業所やあなた自身が独自に工夫して実践して	いる
問35.			めに、	事業所やあなた自身が独自に工夫して実践して	いる
問35.			めに、	事業所やあなた自身が独自に工夫して実践して	いる
問35.			めに、	事業所やあなた自身が独自に工夫して実践して	いる

問36. 養護者による高齢者虐待のケースに関わるにあたってのご意見を自由にご記入ください。

以上でアンケート調査は終了です。 お忙しいところご協力いただき、誠にありがとうございました。

【 令和3年3月24日(水) 】までにご投函くださいますようお願いいたします。

養護者による高齢者・障害者虐待に関する調査(名古屋市)

2021年2月

【ご協力のお願い】

名古屋市高齢者虐待相談センター・名古屋市障害者虐待相談センターでは、養護者による高齢者・障害者虐待の防止と対応に向けた課題を明確にし、虐待対応の仕組みづくり等に役立てるため、名古屋市内の区役所・支所、保健センター、いきいき支援センター、障害者基幹相談支援センター、各種介護・福祉サービス事業所の職員の方を対象に、アンケート調査を実施いたします。

この調査は、平成28年度に実施した同調査の定点調査として実施するもので、各機関の意識や取り組みの変化を比較検討することで、今後の取り組みに活かすことを目的としています。併せて、新型コロナウイルスの感染拡大による虐待対応への影響の有無等についても伺い、関連について調査したいと考えています。ご多忙中誠に恐縮ではございますが、ご協力をお願い申し上げます。

- ■調査票は無記名式としています。回答情報のとりまとめにあたりましては、個人情報に配慮し、個人や 事業所が特定されないよう、細心の注意をもって行います。また、ご回答の内容については、本調査の目 的以外には使用いたしません。
- ■回答された調査票は、返信用封筒(切手不要)に入れて、3月24日(水)までにご投函ください。
- ■本調査についてご不明な点、ご質問等がございましたら、下記【調査に関するお問い合わせ先】までご連絡をお願いいたします。

【調査に関するお問い合わせ先】

調査実施機関:名古屋市高齢者虐待相談センター 名古屋市障害者虐待相談センター

設置:名古屋市

運営:(福)名古屋市社会福祉協議会

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目 17-1

TEL: 052-856-9001(高齢) 052-856-3003(障害)

担当: 大橋・三輪

I はじめに、回答者ご自身についてお伺いします。

【全員の方に】

問1.	あなたが勤務する事業所の	種別をお答えください。(〇は1つだけ)		
	1 区役所·支所	2 保健センター	3	障害者基幹相談支援センター

問2. あなたの性別をお答えください。(Oは1つだけ)

1 男性 **2** 女性

問3. あなたの年齢をお答えください。(Oは1つだけ)

 1 20歳未満
 3 30~39歳
 5 50~59歳

 2 20~29歳
 4 40~49歳
 6 60歳以上

問4. あなたの役職をお答えください。(Oは1つだけ)

1 管理職(課長、係長、主査、センター長等) 2 一般職(主事、相談支援専門員、相談員等)

問5. あなたの職種をお答えください。(Oは1つだけ) ※保有する資格ではなく、雇用されている職種をお答えください。

 1 管理者(課長、係長、主査、センター長等)
 5 相談支援専門員

 2 事務職員
 6 相談員

 3 精神保健福祉相談員
 7 その他 ※具体的に

 4 保健師
 ()

問6. あなたが、現在の業務にたずさわった経験年数をお答えください。(Oは1つだけ)

1 1年未満 3 3~5年未満 5 10年以上 2 1~3年未満 4 5~10年未満

問7. あなたは現在の業務において、障害者虐待の対応をしたことはありますか。(Oは 1 つだけ)

1 ある 2 ない

Ⅱ 虐待行為の認識についてお伺いします。

【全員の方に】

問8.	次にあげる行為のうち	、障害者虐待に該当す	ると思う行為はどれで	すか。あてはまるもの	のをすべてお答えく	(ださい
	(Oはいくつでも)					

- 言うことを聞かないので繰り返したたく
- 日常的にベッドにしばりつける 2
- 日常的に水分や食事を十分に与えない
- 必要な医療や介護を受けさせない
- 親が放置している
- 食事を食べこぼしたことを頻繁にどなりつける
- 7 医学的判断に基づかないリハビリを強要する

- 8 排泄介助がしやすいからという理由で、下半身を裸 にして放置する
- 9 日常生活に必要な金銭を渡さない
- 10 恒常的に障害者の年金を家族が無断で借用する
- **5** 日常的に障害者が兄弟から暴言を受けていても、 **11** 冷暖房を使わせず、劣悪な住環境の中で生活させる
 - 12 家族や親族等の団らんから排除する
- 問9. <u>虐待者</u>に「虐待しているという自覚(認識)」が無い場合は、虐待に該当すると思いますか。 (〇は1つだけ)

該当する

2 該当しない

3 よくわからない

問10. 被虐待者に「虐待されているという自覚(認識)」が無い場合は、虐待に該当すると思いますか。 (〇は1つだけ)

該当する

2 該当しない

3 よくわからない

)

Ⅲ 虐待対応の状況や困難な点等についてお伺いします。

【全員の方に】

問11. 虐待が疑われる通報や届出を受け付けた時、所内の複数の職員間で共有や協議をしていますか。 (Oは1つだけ)

協議している

2 協議していない

3 わからない

問12. 障害者虐待に該当するかどうかの判断にあたり、迷ったり、悩んだりするのはどのようなことですか。主なものを3 つまでお答えください。(Oは3つまで)

1 状況確認のための情報収集が難しい 7 職場の職員間で障害者虐待に対する認識のバラつきがある

2 通報内容が疑わしい

8 受付機関の間で障害者虐待に対する認識のバラつきがある

3 虐待の証拠が得られない

9 組織で判断すべきだが機能していない

4 不適切な行為と虐待行為の境目がわから 10 件数が多く対応しきれない ない

5 大ごとにしない方がよいかもしれないと思う

11 その他 ※具体的に

6 周囲に相談できる人がいない

問13.	虐待の対応にあたり、迷ったり、	悩んだりすること、	問題となることや、	、困難と感じるのはどの	ようなことですか。主
	なものを5つまでお答えください	。(番号を記入)			

1	被虐待者が支援を望まないこと(本人の意思の	11	受付機関の間で対応への	温度差がある	
	尊重と必要な支援との相違)	12	関係機関が集めた情報を	集約する機関を	が曖昧なこと
2	虐待者が対応を望まないこと	13	課題解消に向けて役割分	担を決めること	が難しいこと
3	虐待者以外の家族が対応を望まないこと	14	方向性を検討する際に関	係者の合意が	得られないこ
4	被虐待者と虐待者の依存関係の強さ		٤		
5	タイムリーに関係者による会議が開催されないこと	15	医療分野との連携が図りて	づらいこと	
6	立入調査実施の判断	16	警察との連携が図りづらい	こと	
7	緊急一時保護をはじめとする分離介入するか、	17	その他 ※具体的に		
	在宅の支援を継続するかの判断		()
8	緊急保護をした後の受入先の不足	18	悩むことはない		
9	職員の人数不足				
10	虐待対応の知識を持つ専門職・人材の不足				
	回答した選択肢から優先順位の高い順に番	号を	記入してください		
		3	() 4 () ⑤ ()

【区・支所・保健センターの方のみ】

問14. 障害者虐待対応のための「やむを得ない事由による措置」の実施にあたり、支障や困難なことはありますか。主なものを3つまでお答えください。(〇は3つまで)

1	施設や事業所との調整	6	措置に伴う費用徴収金徴収の困難さ	
2	虐待者の反対や調整	7	医療費等の支払い	
3	被虐待者本人の同意が得られないこと	8	面会制限に伴う養護者等とのトラブル	
4	居室(ベッド)の確保	9	措置の終了時期の見極め	
5	やむを得ない事由による措置の判断基準	10	その他 ※具体的に	
			()
		11	特にない	

【全員の方に】

問15. 養護者への支援についてお聞きします。

養護者による障害者虐待のケースにおいて、養護者の支援を実施していますか。(〇は1つだけ)

- 1 養護者への支援が必要なときはおおむね実施している
- 2 養護者への支援が必要でも実施できないことが時々ある
- 3 養護者への支援が必要でも実施できないことが多い
- 4 養護者への支援が必要でも実施できていない
- 5 養護者への支援が必要なケースはこれまでない

【問 15 で「1~3」養護者への支援を実施したことがあるとお答えの方に】

Г	養護者への支援として行ったものはどれですか。本人へれるものも含めて、あてはまるものをすべてお答えくださ				10,		
	1	2 障害福祉以外のサービス等の利用、追加、変更		5 権利擁護	5 権利擁護制度(日常生活自立支援や成年後見等)の		
	2			活用 6 生活保護等の経済面に関する助言・支援			
	3						
	4 養護者への生活上の助言・支援、傾聴		受、傾聴	7 その他 ※具体的に()	
:員(の方	(E)					
7.		- 獲者への支援として必要だと思う るものも含めて、あてはまるもの			人への支援を通じて、養護者への支援にもつながると思 (○はいくつでも)		
	1			5 権利擁護制度(日常生活自立支援や成年後見等)の			
	2			活用			
	3			6 生活保護等の経済面に関する助言・支援			
	4	養護者への生活上の助言・支援	受、傾聴	7 その他 ※	' その他 ※具体的に		
						\	
8.		ぜ虐待がおきるのか、虐待の要[記入)	因はどのようなことだ	(ごと思いますか。	主なものを5つまでお答	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
 8. 	を訂	记入)					
ſ	を記 1	記入) 虐待者の介護疲れ・ストレス	6 被虐待者の身	体的な障害の程	2 10 虐待者と被虐待	者の人間関係	
	を記 1 2	定入) 虐待者の介護疲れ・ストレス 虐待者の障害・疾病	6 被虐待者の身か 度と介助量(AI	体的な障害の程 DLや自立度)	2 10 虐待者と被虐待 11 虐待者の孤立	者の人間関係 (虐待者以外の家族	
ſ	を記 1	定入) 虐待者の介護疲れ・ストレス 虐待者の障害・疾病 虐待者の性格・人格、それに	6 被虐待者の身の度と介助量(AI7 被虐待者の認っ	体的な障害の程 DLや自立度) 知面の障害の程	10 虐待者と被虐待11 虐待者の孤立の無関心・非協	者の人間関係 (虐待者以外の家族 力)	
ſ	を記 1 2	定入) 虐待者の介護疲れ・ストレス 虐待者の障害・疾病 虐待者の性格・人格、それに 基づく言動	6 被虐待者の身体 度と介助量(AI 7 被虐待者の認定 度と介助量(知	体的な障害の程 DLや自立度)	10 虐待者と被虐待11 虐待者の孤立の無関心・非協12 家庭の経済的	者の人間関係 (虐待者以外の家族 力) 国窮	
	を言 1 2 3	虐待者の介護疲れ・ストレス 虐待者の障害・疾病 虐待者の性格・人格、それに 基づく言動 虐待者の知識・情報不足	6 被虐待者の身の 度と介助量(AI 7 被虐待者の認定 度と介助量(知 害)	体的な障害の程 DLや自立度) 知面の障害の程 的障害や行動障	 10 虐待者と被虐待 11 虐待者の孤立の無関心・非協 12 家庭の経済的図 13 家庭内の経済的図 	者の人間関係 (虐待者以外の家族 力) 団窮 が利害関係	
ſ	を言 1 2 3	虐待者の介護疲れ・ストレス 虐待者の障害・疾病 虐待者の性格・人格、それに 基づく言動 虐待者の知識・情報不足 虐待者の福祉サービス利用	6 被虐待者の身体 度と介助量(AI7 被虐待者の認定 度と介助量(知事)8 被虐待者の排消	体的な障害の程 DLや自立度) 知面の障害の程 的障害や行動障 世介助の困難さ	2 10 虐待者と被虐待 11 虐待者の孤立 の無関心・非協 12 家庭の経済的図 13 家庭内の経済的 14 ケアサービスの	者の人間関係 (虐待者以外の家族力) 国窮 が利害関係 不足やミスマッチ	
ſ	を言 1 2 3	虐待者の介護疲れ・ストレス 虐待者の障害・疾病 虐待者の性格・人格、それに 基づく言動 虐待者の知識・情報不足	6 被虐待者の身体 度と介助量(AI 7 被虐待者の認定 度と介助量(知 害) 8 被虐待者の排剤 9 被虐待者の性格	体的な障害の程 DLや自立度) 知面の障害の程 的障害や行動障	2 10 虐待者と被虐待 11 虐待者の孤立 の無関心・非協 12 家庭の経済的図 13 家庭内の経済的 14 ケアサービスの	者の人間関係 (虐待者以外の家族力) 国窮 が利害関係 不足やミスマッチ	
ſ	を言 1 2 3	虐待者の介護疲れ・ストレス 虐待者の障害・疾病 虐待者の性格・人格、それに 基づく言動 虐待者の知識・情報不足 虐待者の福祉サービス利用	6 被虐待者の身体 度と介助量(AI7 被虐待者の認定 度と介助量(知事)8 被虐待者の排消	体的な障害の程 DLや自立度) 知面の障害の程 的障害や行動障 世介助の困難さ	2 10 虐待者と被虐待 11 虐待者の孤立 の無関心・非協 12 家庭の経済的図 13 家庭内の経済的 14 ケアサービスの	者の人間関係 (虐待者以外の家族力) 国窮 が利害関係 不足やミスマッチ	
ſ	を言 1 2 3	虐待者の介護疲れ・ストレス 虐待者の障害・疾病 虐待者の性格・人格、それに 基づく言動 虐待者の知識・情報不足 虐待者の福祉サービス利用	 6 被虐待者の身体度と介助量(AI 7 被虐待者の認然度と介助量(知事) 8 被虐待者の排消 9 被虐待者の性格 	体的な障害の程 DLや自立度) 知面の障害の程 的障害や行動障 世介助の困難さ	2 10 虐待者と被虐待 11 虐待者の孤立 の無関心・非協 12 家庭の経済的図 13 家庭内の経済的 14 ケアサービスの	者の人間関係 (虐待者以外の家族力) 国窮 が利害関係 不足やミスマッチ	
ſ	を言 1 2 3	虐待者の介護疲れ・ストレス 虐待者の障害・疾病 虐待者の性格・人格、それに 基づく言動 虐待者の知識・情報不足 虐待者の福祉サービス利用 への抵抗感	 6 被虐待者の身何度と介助量(AI 7 被虐待者の認何度と介助量(知何害) 8 被虐待者の排列 9 被虐待者の性格基づく言動 	体的な障害の程 DLや自立度) 知面の障害の程 的障害や行動障 世介助の困難さ 路・人格、それに	2 10 虐待者と被虐待 11 虐待者の孤立 の無関心・非協 12 家庭の経済的 13 家庭内の経済的 14 ケアサービスの 15 その他※具体的 (者の人間関係 (虐待者以外の家族力) 国窮 が利害関係 不足やミスマッチ	
ſ	を言 1 2 3	虐待者の介護疲れ・ストレス 虐待者の障害・疾病 虐待者の性格・人格、それに 基づく言動 虐待者の知識・情報不足 虐待者の福祉サービス利用	6 被虐待者の身何度と介助量(AI できりの事) を介助量(知事) を存者の担当 (知事) をできるのは、 をできるのは	体的な障害の程 DLや自立度) 知面の障害の程 的障害や行動障 世介助の困難さ 路・人格、それに	世 10 虐待者と被虐待 11 虐待者の孤立 の無関心・非協 12 家庭の経済的 13 家庭内の経済的 14 ケアサービスの 15 その他※具体的 (者の人間関係 (虐待者以外の家族力) 国窮 が利害関係 不足やミスマッチ	

Ⅳ 各種会議の開催状況についてお伺いします。

【全員の方に】

問19. 受付機関が集まり、区内の障害者虐待ケース全般を把握するための会議を開催していますか。(〇は1つだけ)

開催(参加)している

2 開催(参加)していない

【問 19 で「1 開催(参加)している」とお答えの方に】

問20. 会議はどれくらいの頻度で開催していますか。(〇は1つだけ)

1 月1回

3 3か月に1回

5 年に1回

2 2か月に1回

4 半年に1回

6 わからない

【全員の方に】

問21. 「ネットワーク支援会議」(*)についてお聞きします。平成31年4月~令和3年1月末にネットワーク支援会議の開 催もしくは参加はありましたか。(〇は1つだけ)

*「ネットワーク支援会議」とは、区・支所又は保健センターが中心となり、障害者基幹相談支援センターや事業者等の 関係機関と連携し、虐待ケースの情報の共有化を図るとともに介入・支援を検討する会議です。

1 開催(参加)した

2 開催(参加)していない

3 検討したが開催(参加)していない

【問 21 で「1 開催(参加)した とお答えの方に】

問22. 参加したネットワーク支援会議で検討した内容について、あてはまるものをすべてお答えください。(Oはいくつで ŧ)

1 ケースについての情報共有

5 各関係機関の役割分担

2 緊急性の確認

6 支援の開始時期、担当者の決定

3 行政権限行使の必要性(立入調査、措置、成年後見

7 連絡体制確認

市長申立など)

8 その他 ※具体的に

4 支援方針や支援内容の決定

()

【全員の方に】

問23. ネットワーク支援会議の開催にあたり、困難なことや課題があればご記入ください。

L			

問24. 平成31年4月~令和3年1月末に対応した障害者虐待ケースにおいて、どの機関と情報共有や連携などの関わ りがありましたか。あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

区福祉課•支所区民福祉課

6 障害福祉サービス事業所

12 警察署

2 保健センター

7 いきいき支援センター

13 医療機関(主治医、看護師、

3 障害者基幹相談支援センター

8 スーパーバイザー

相談員等)

4 虐待相談センター

9 区民生子ども課

14 その他 ※具体的に

5 相談支援事業所

10 民生委員

11 仕事・暮らし自立サポートセンター **15** 特に共有していない

問25.		害者虐待の早期発見・対応等に向けて、各種事業所 りますか。あてはまるものをすべてお答えください。	-		ことは
	1	障害者虐待をテーマにした研修や連絡会の開催	4	定期的な事例検討会の開催	
	2	虐待のみではなく他のテーマ(例:権利擁護や障	5	相談・通報や情報共有する際に既存又は	独自の
		害者施策等)と合わせた研修や連絡会の開催		様式を活用するなどルールを決めている	
	3	ケース会議や事例検討会等の場を活用した、虐待	6	その他 ※具体的に	
		の視点の意識づけ		()
			7	特に取り組んでいることはない	
-					
		V 虐待の防止と対応に向けた研修	女	ミナー笑についてお伺い ます	
			8 -14	ミノ一寺についてお何いしまり。	
【全員					
問26.		害者虐待に関する研修・セミナー等に参加したことは いくつでも)	「あり [®]	ますか。参加したものをすべてお答えください。	(0
	1	障害者虐待相談センター主催の研修・セミナー	4	弁護士会主催の研修・セミナー	
	2	愛知県主催の研修・セミナー	5	その他の研修・セミナー※具体的に	
	3	社会福祉士会主催の研修・セミナー		()
			6	研修・セミナー等に参加したことはない	
問27.		害者虐待に関する研修・セミナー等について、どのよ さい。(Oはいくつでも)	:うな[内容を希望しますか。あてはまるものをすべてお	答えく
	1	虐待防止法の解説	6	障害種別や障害特性等の理解に関するもの	
	2	虐待対応の流れを理解するもの	7	相談対応に関するもの	
	3	権利擁護(成年後見等)に関するもの	8	その他 ※具体的に	
	4	虐待事例の紹介		()
	5	虐待事例の検討			
	3				
	6で 障	「6 研修・セミナー等に参加したことはない」とお答 害者虐待に関する研修・セミナー等に参加していない いくつでも)		·	。 (O
	6 で 障	害者虐待に関する研修・セミナー等に参加していなし いくつでも)	・理由	·	。 (O
問28.	6 で 障 はい	害者虐待に関する研修・セミナー等に参加していなしいくつでも) 参加したい研修・セミナー等がない	\理由 5	として、あてはまるものをすべてお答えください	。 (O
問28. 1	6で は は 1	害者虐待に関する研修・セミナー等に参加していなしいくつでも) 参加したい研修・セミナー等がない 研修・セミナー等に参加する必要性を感じない	·理由 5 6	まとして、あてはまるものをすべてお答えください。 事業所、上司等の理解・許可が得られない	。(O
問28. 1	6で はは 1 2 4	害者虐待に関する研修・セミナー等に参加していなしいくつでも) 参加したい研修・セミナー等がない 研修・セミナー等に参加する必要性を感じない	·理由 5 6	事業所、上司等の理解・許可が得られない 研修・セミナー等の情報が得られない	。(O
問28. 1 2 3 4 【全員	6で 障は は 1 2 2 7 8	書者虐待に関する研修・セミナー等に参加していなしいくつでも) 参加したい研修・セミナー等がない 研修・セミナー等に参加する必要性を感じない 業務が忙しい、時間がない 曜日や時間が合わない	5 6 7	事業所、上司等の理解・許可が得られない 研修・セミナー等の情報が得られない その他 ※具体的に	。(O
問28. 1 2 3 4 【全員	6で は は 1 の方 虐	書者虐待に関する研修・セミナー等に参加していなしいくつでも) 参加したい研修・セミナー等がない 研修・セミナー等に参加する必要性を感じない 業務が忙しい、時間がない 曜日や時間が合わない	5 6 7	事業所、上司等の理解・許可が得られない 研修・セミナー等の情報が得られない その他 ※具体的に ()	。 (O
問28. 1 2 3 4 【 全員 。 問29.	6で 障は l 2 の た に に に に に に に に た に た に た に た に た に	書者虐待に関する研修・セミナー等に参加していなしいくつでも) 参加したい研修・セミナー等がない 研修・セミナー等に参加する必要性を感じない 業務が忙しい、時間がない 曜日や時間が合わない 「に」 待相談センターの実施する研修について、今後どの。	ン理由 5 6 7 ような 4	事業所、上司等の理解・許可が得られない 研修・セミナー等の情報が得られない その他 ※具体的に ()	。 (O

VI 新型コロナウイルスの影響についてお伺いします。

【全員の方に】

問30.	新型コロナウイルスによる虐待対応への影響について、あてはまるものをすべてお答えください。	(Oはいくつで
	も)	

		•	養護者の収入減少により、障害者の金銭搾取や利用
	りやモニタリングができなかった		料の滞納等が起きた
2	コロナを理由に <u>養護者に</u> 訪問拒否され、見守りや	10	コロナによる事業所の廃止やサービス減により養護
	モニタリングができなかった		者の介護負担が増え、虐待が起きた
3	コロナを理由に <u>障害者本人が</u> サービス利用を中止	11	養護者の失業や在宅勤務により在宅で障害者と一緒
	し、見守りやモニタリングができなかった		にいる時間が増え、虐待が起きた
4	コロナを理由に <u>養護者が</u> サービス利用中止させ、	12	外出自粛等で在宅時間が延びた住民が虐待を発見
	見守りやモニタリングができなかった		し、通報につながった
5	緊急に分離する先(病院、施設等)の確保が困難	13	その他 ※具体的に
	だった		(
6	外出機会や通院、サービス利用の減少により障害		
	者の疾病が悪化したり、障害者が不穏になったり	14	影響は受けていない
	し、虐待がエスカレートした		
7	ネットワーク支援会議を開催できなかった		
8	虐待に関する会議(ネットワーク支援会議を除く)を		
	開催できなかった		
30で	1 から 11 のいずれかに○を記された方に】		
. 問	30 で回答した影響に対しての対応方法を具体的にご	記入	ください。
. 問 の方	30で回答した影響に対しての対応方法を具体的にご		
. 問 の方	30 で回答した影響に対しての対応方法を具体的にご		
. 問 の方	30で回答した影響に対しての対応方法を具体的にご		

Ⅲ 虐待の防止と対応に向けた工夫や今後の課題についてお伺いします。

【全員の方に】

問33.		護者による障害者虐待の防止に向けて、必要と感じる ヽ。 (〇は3つまで)	るのは	どのようなことですか。主なものを3つまでお答えくだ
	1	職員(受付機関)向け対応マニュアルの充実	8	障害者を見守る地域等のネットワークの確立
	2	職員(受付機関以外)向けリーフレット等の整備	9	住民向けの相談窓口の整備
	3	関係機関職員に対する研修・啓発の機会の充実	10	住民に対する研修・啓発
	4	養護者への相談・支援体制の充実	11	警察・司法機関との連携
	5	養護者の心身のリフレッシュ体制の充実	12	その他 ※具体的に
	6	緊急避難の受け入れ態勢の充実		(
	7	障害者虐待に関する法制度の整備		
問35.	養	護者による障害者虐待のケースに関わるにあたっての	のご意	見を自由にご記入ください。

介護保険サービス事業者用

養護者による高齢者・障害者虐待に関する調査(名古屋市)

2021年2月

【ご協力のお願い】

名古屋市高齢者虐待相談センター・名古屋市障害者虐待相談センターでは、養護者(※)による高齢者・障害者虐待の防止と対応に向けた課題を明確にし、虐待対応の仕組みづくり等に役立てるため、名古屋市内の区役所・支所、保健センター、いきいき支援センター、障害者基幹相談支援センター、各種介護・福祉サービス事業所の職員の方を対象に、アンケート調査を実施いたします。

この調査は、平成28年度に実施した同調査の定点調査として実施するもので、各機関の意識や取り組みの変化を比較検討することで、今後の取り組みに活かすことを目的としています。併せて、新型コロナウイルスの感染拡大による虐待対応への影響の有無等についても伺い、関連について調査したいと考えています。ご多忙中誠に恐縮ではございますが、ご協力をお願い申し上げます。

※養護者とは、食事や介護などの世話、金銭の管理など、何らかの世話をしている家族、親族、同居人な ど、また同居していなくても日常的な世話、金銭管理などを行う人を指します。

- ■調査票は無記名式としています。回答情報のとりまとめにあたりましては、個人情報に配慮し、個人や事業所が特定されないよう、細心の注意をもって行います。また、ご回答の内容については、本調査の目的以外には使用いたしません。
- ■管理者の方が高齢者と障害者の事業所を兼務している場合は、お手数ですが、両方の調査票にご記入をお願いします。また、例えば高齢者を対象とした複数の事業の管理者を兼務している場合は、いずれかの管理者としてご回答いただきますようお願いします。
- ■回答された調査票は、返信用封筒(切手不要)に入れて、3月24日(水)までにご投函ください。
- ■本調査についてご不明な点、ご質問等がございましたら、下記【調査に関するお問い合わせ先】までご連絡をお願いいたします。

【調査に関するお問い合わせ先】

調査実施機関 :名古屋市高齢者虐待相談センター

名古屋市障害者虐待相談センター

設置:名古屋市

運営:(福)名古屋市社会福祉協議会

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目 17-1

TEL : 052-856-9001(高齢)

052-856-3003(障害)

担当: 大橋・三輪

I はじめに、回答者ご自身についてお伺いします。

【全員の方に】

問1. あなたが勤務する事業所の種別をお答えください。(Oは1つだけ)

1 居宅介護支援事業所	2 訪問介護事業所	3 通所介護事業所

問2. 事業所の所在区をお答えください。(Oは1つだけ)

1	千種区	5	中村区	9	熱田区	13	守山区
2	東区	6	中区	10	中川区	14	緑区
3	北区	7	昭和区	11	港区	15	名東区
4	西区	8	瑞穂区	12	南区	16	天白区

問3. 事業所の運営主体をお答えください。(Oは1つだけ)

1	社会福祉法人	5	営利法人(株式会社、有限会社等)	
2	社団法人	6	NPO法人	
3	財団法人	7	各種組合	
4	医療法人	8	その他 ※具体的に	
			()

問4. あなたの性別をお答えください。(Oは1つだけ)

1 男性 **2** 女性

問5. あなたの年齢をお答えください。(Oは1つだけ)

1	20歳未満	3	30~39歳	5	50~59歳
2	20~29歳	4	40~49歳	6	60歳以上

問6. あなたの役職をお答えください。(Oは1つだけ)

1 管理職(所長、管理者 等) 2 一般職(役職のないスタッフ 等)

問7. あなたの職種をお答えください。(Oは1つだけ) ※保有する資格ではなく、雇用されている職種をお答えください。

1	管理者(所長等)	6	看護職員	
2	サービス提供責任者、サービス管理責任者	7	生活相談員	
3	介護支援専門員	8	事務職員	
4	ヘルパー(訪問介護)	9	医師、理学療法士、作業療法士	
5	ケアワーカー・介護職員(通所介護)	10	その他 ※具体的に	
			()

問8. あなたが、高齢者福祉にたずさわった経験年数をお答えください。(Oは1つだけ)

1	1年未満	3	3~5年未満	5	10年以上
2	1~3年未満	4	5~10年未満		

【以降の設問にご回答いただく前にご確認ください】

- ■この調査でお聞きするのは、<u>養護者による高齢者への虐待</u>についてです。(高齢者福祉施設従事者等による高齢者虐待は含みません。)
- ■調査票内では、文脈によって、高齢者を「被虐待者」と表したり、養護者を「介護者」・「虐待者」と表したりする場合があります。

Ⅱ 虐待行為や対応等に関する意識についてお伺いします。

【全員の方に】

問9. 次にあげる行為のうち、高齢者虐待に該当すると思う行為はどれですか。あてはまるものをすべてお答えください。 (〇はいくつでも)

- 1 言うことを聞かないので繰り返したたく
- 2 日常的にベッドにしばりつける
- 3 日常的に水分や食事を十分に与えない
- 4 必要な医療や介護を受けさせない
- 5 日常的に高齢者が家族から暴言を受けていても、 介護者が放置している
- 6 食事を食べこぼしたことを頻繁にどなりつける
- 7 医学的判断に基づかないリハビリを強要する

- **8** 排泄介助がしやすいからという理由で、下半身を裸にして放置する
- 9 日常生活に必要な金銭を渡さない
- 10 恒常的に高齢者の年金を家族が無断で借用する
- 11 冷暖房を使わせず、劣悪な住環境の中で生活させる
- 12 家族や親族等の団らんから排除する
- 問10. 高齢者虐待防止法の目的はどのようなことだと思いますか。あてはまるものをすべてお答えください。 (O はいくつでも)
 - 1 虐待者を処罰すること
 - 2 被虐待者の支援
 - 3 養護者の支援

- **4** 法律の名称は聞いたことがあるが 目的はよくわからない
- 5 この法律自体を知らない
- 問11. 虐待者に「虐待しているという自覚(認識)」が無い場合は、虐待に該当すると思いますか。 (〇は1つだけ)
 - 1 該当する

2 該当しない

- 3 よくわからない
- 問12. 被虐待者に「虐待されているという自覚(認識)」が無い場合は、虐待に該当すると思いますか。 (〇は1つだけ)
 - 1 該当する

- 2 該当しない
- **3** よくわからない
- 問13. あなたは、これまでにサービス提供先の家庭で、高齢者に関して実際に次のような状況を見たり、気づいたりしたことがありますか。あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)
 - 1 言うことを聞かないので繰り返したたく
 - 2 日常的にベッドにしばりつける
 - 3 日常的に水分や食事を十分に与えない
 - 4 必要な医療や介護を受けさせない
 - 5 日常的に高齢者が家族から暴言を受けていても、 介護者が放置している
 - 6 食事を食べこぼしたことを頻繁にどなりつける
 - 7 医学的判断に基づかないリハビリを強要する

- **8** 排泄介助がしやすいからという理由で、下半身を裸にして放置する
- 9 日常生活に必要な金銭を渡さない
- 10 恒常的に高齢者の年金を家族が無断で借用する
- 日常的に高齢者が家族から暴言を受けていても、 11 冷暖房を使わせず、劣悪な住環境の中で生活させる
 - 12 家族や親族等の団らんから排除する
 - **13** 今までに上記のようなケースを目にしたことはない

問14. あなたが業務で関わる高齢者家庭において「高齢者虐待かも」と思われるケースを目にした場合、まず初めに誰に相談しますか。(〇は1つだけ)

1	同僚	5	区役所•支所	9	医療機関	
2	上司	6	高齢者虐待相談センター	10	その他(※具体的に)
3	ケアマネジャー	7	保健センター	11	特に相談しない	
4	いきいき支援センター	8	警察	12	わからない	

問15. 名古屋市で決められた高齢者虐待の通報先を知っていますか。(Oは1つだけ)

- 1 区役所・支所、いきいき支援センター、高齢者虐待相談センターのすべてを知っていた
- 2 上記のうち、1つ以上を知っていた
- 3 知らなかった
- 問16. 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、証拠がなくても通報できますが、実際にはどのように 認識していましたか。 (〇は1つだけ)
 - 1 虐待の証拠がなければ通報できない、と思っていた
 - 2 虐待の疑いがあれば通報してよい、と思っていた
 - 3 よくわからない
- 問17. 業務上で知り得たことであっても、高齢者虐待として通報した場合には、守秘義務違反にはならないことを知っていましたか。(〇は1つだけ)

1 知っていた 2 知らなかった 3 よくわからない

Ⅲ 虐待の通報と対応についてお伺いします。

【全員の方に】

問18. あなたが業務で関わった高齢者家庭において、平成31年4月~令和3年1月末に、「養護者による高齢者虐待、または虐待の疑いがあったケース」についておききします。高齢者虐待、または虐待が疑われたケースはありましたか。(〇は1つだけ)

【問 18で「1 ある」(高齢者虐待、または虐待が疑われたケースがある)とお答えの方に】

問19. 高齢者虐待、または虐待が疑われたもののうち、<u>直近のケース</u>について、区役所・支所、いきいき支援センター、 または高齢者虐待相談センターのいずれかに通報しましたか。(〇は1つだけ)

1	通報した	⇒問20、21、22に回答後、問24へお進みください
2	通報しなかった	⇒問20、23に回答後、問24へお進みください
3	わからない	⇒問24〜お進みください
4	その他 ※具体的に	⇒問24へお進みください
	()

【問 19 で「1 通報した」または「2 通報しなかった」とお答えの方に】

問20. 通報するかどうかを判断したのは誰ですか。(Oは1つだけ)

1 自分自身 4 自分の所属以外の事業所の職員 6 その他 ※具体的に()

2 同僚 **5** 事業所内の会議 **7** わからない

3 直属の上司

【問 19 で「1 通報した 止お答えの方に】

問21. 通報すると判断した理由は何ですか。通報した理由について、あてはまるものをすべてお答えください。 (〇はいくつでも)

- 1 高齢者虐待の疑いがあるケースがあれば通報する決まりだから
- 2 虐待にあたると判断したから
- 3 虐待のレベルが深刻だから
- 4 区役所等の行政の支援が必要だから
- 5 緊急の対応が必要だから
- 6 関係機関が対応する必要性があるから
- 7 警察、医療機関、司法関係機関の支援が必要だから
- 8 その他 ※具体的に()

問22. 通報した後、虐待への対応に向けて、区やいきいき支援センターと連携したのはどのようなことですか。あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

1 事実確認4 ネットワーク支援会議(*)への参加

2 高齢者への介護サービス提供を通じた見守りや **5** その他 ※具体的に()

情報収集 6 連携したことはない

3 介護サービス活用に向けた養護者への働きかけ 7 わからない

(*区役所・支所が中心となり、いきいき支援センターや介護事業者等の関係機関と連携し、個別の虐待ケースの情報の共有化を図るとともに介入・支援を検討する会議です。)

【問 19 で「2 通報しなかった とお答えの方に】

問23. 通報しないと判断した理由は何ですか。通報しなかった理由について、あてはまるものをすべてお答えください。 (Oはいくつでも)

1 虐待にあたらないと判断したから

- 2 虐待にあたるかどうか判断できなかったから
- 3 虐待の程度が深刻ではないから
- 4 緊急の対応は必要ないから
- 5 関係機関が対応する必要がないから
- 6 大ごとにしない方がよいと思ったから
- 7 被虐待者が通報してほしくないと言ったから
- 8 被虐待者や虐待者と関係を維持したいから
- 9 その他 ※具体的に()

門24	あなたは「養護者による高齢者虐待」の通報をすることに抵抗がありますか。	(01+1つだけ)
 	めなには、食食石にみの同断石に付いと思さってに込むなどのといった。	(()(a) //()/

1 抵抗はない
 2 抵抗がある

【問 24 で「2 抵抗がある」とお答えの方に】

問25. あなたが「養護者による高齢者虐待」の通報に抵抗がある理由は何ですか。あてはまる主なものを3つまでお答えください。(〇は3つまで)

1	虐待かどうかの判断に迷うから	5	大ごとにしない方がよいと思うから	
2	被虐待者(高齢者)や虐待者(養護者)との関係を	6	通報しても解決しないと思うから	
	維持したいから	7	通報によって自分の業務負担が増えると思うから	>
3	虐待者(養護者)を悪者にしたくないから	8	通報したらどうなるか分からないから	
4	被虐待者(高齢者)が通報を望まないと思うから	9	その他 ※具体的に	
			()

【全員の方に】

問26. 高齢者を介護する家族など、<u>養護者への支援</u>として必要だと思うものはどれですか。本人への支援を通じて、養護者への支援にもつながると思われるものも含めて、あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

1	介護保険サービスの利用、追加、変更	5	権利擁護制度(日常生活自立支援や成年後見	.等)の
2	介護保険以外のサービス等の利用、追加、変更		活用	
3	介護についての知識・情報提供	6	生活保護等の経済面に関する助言・支援	
4	養護者への生活上の助言・支援、傾聴	7	その他(※具体的に)

問27. なぜ「養護者による高齢者虐待」がおきるのか、虐待の要因はどのようなことだと思いますか。主なものを5つまでお答えください。(番号を記入)

1	虐待者の介護疲れ・ストレス	6	被虐待者の身体的自立度	11	虐待者と被虐待者の人間関係
2	虐待者の障害・疾病		(ADL)の低下	12	虐待者の孤立(虐待者以外の家族
3	虐待者の性格・人格、それに	7	被虐待者の認知症の症状		の無関心・非協力)
	基づく言動	8	被虐待者の障害・疾病	13	家庭の経済的困窮
4	虐待者の知識・情報不足	9	被虐待者の排泄介助の困難	さ 14	家庭内の経済的利害関係
5	虐待者の福祉サービス利用	10	被虐待者の性格・人格、	15	ケアサービスの不足やミスマッチ
	への抵抗感		それに基づく言動	16	介護離職
				17	その他 ※具体的に
					(
	回答した選択肢から優先	順位	の高い順に番号を記入してく	ください	
	順位①()	2	() 3 ()	4	() ⑤ ()

Ⅳ 虐待の防止と対応に向けた研修・セミナー等についてお伺いします。

【全員の方に】

問28.	高齢者虐待に関する研修・セミナー等に参加したことはありますか。参加したものをすべてお答えください。	(O
	はいくつでも)	

- 高齢者虐待相談センター主催の研修・セミナー
- 5 区役所、いきいき支援センター主催の研修・セミナー

愛知県主催の研修・セミナー 2

- 6 その他の研修・セミナー ※具体的に
- 社会福祉士会主催の研修・セミナー 3
-)

- 弁護士会主催の研修・セミナー
- 7 研修・セミナー等に参加したことはない
- 問29. 高齢者虐待に関する研修・セミナー等について、どのような内容を希望しますか。あてはまるものをすべてお答えく ださい。(Oはいくつでも)
 - 1 虐待防止法の解説

- 6 認知症や介護等の知識や理解に関するもの
- 虐待対応の流れを理解するもの 2
- 相談対応に関するもの 7
- 権利擁護(成年後見等)に関するもの 3
- 8 その他 ※具体的に

4 虐待事例の紹介)

5 虐待事例の検討

【問 28 で「7 研修・セミナー等に参加したことはない」とお答えの方に】

- 問30. 高齢者虐待に関する研修・セミナー等に参加していない理由として、あてはまるものをすべてお答えください。(O はいくつでも)
 - 1 参加したい研修・セミナー等がない
- 5 事業所、上司等の理解・許可が得られない
- 研修・セミナー等に参加する必要性を感じない 2
- 6 研修・セミナー等の情報が得られない

業務が忙しい、時間がない 3

7 その他 ※具体的に()

)

4 曜日や時間が合わない

【全員の方に】

- 問31. 高齢者虐待に関する研修・セミナー等について、今後どのような形態での参加を希望しますか。(Oは1つだけ)
 - オンライン参加を希望する

- 4 研修へ参加する予定がない
- 2 オンライン参加を希望するが、参加環境が整わない
- 5 分からない
- 3 オンラインではなく、集合形式での参加を希望する 6 その他 ※具体的に(
- 問32. あなたの事業所に、「養護者による高齢者虐待」を発見した際の対応等を記載したマニュアルなどはありますか。 *「施設従事者による高齢者虐待」の対応に関するものは除く (Oは1つだけ)
 - 1 ある

2 ない

3 わからない

V 新型コロナウイルスの影響についてお伺いします。

【全員の方に】

問33.	新型コロナウイルスにより.	、業務への影響があったものについて、	、あてはまるものをすべてお答えください。	(O
	はいくつでも)			

	1	コロナを理由に <u>高齢者本人に</u> 訪問拒否され、モニタリングができなかった	
	2	コロナを理由に家族(<u>養護者)に</u> 訪問拒否され、モニタリングができなかった	
	3	コロナを理由に <u>高齢者本人が</u> サービス利用を中止した	
	4	コロナを理由に家族(養護者)がサービス利用を中止させた	
	5	事業所の業務停止や対策等を理由に、サービス提供が制限された	
	6	その他 ※具体的に	
		()
	7	影響は受けていない	
問34.		いたが業務で関わる高齢者家庭において、新型コロナウイルスにより、虐待のリスクがごあてはまるものをすべてお答えください。 (〇はいくつでも)	大きくなったものについ
	1	家族(養護者)の収入減少により、高齢者の金銭搾取や利用料の滞納等が起きた	
	2	事業所の廃止やサービス利用の減少により、家族(養護者)の介護負担が増えた	
	3	外出機会や通院、サービス利用の減少により、高齢者の疾病や認知症が悪化した	
	4	家族(養護者)の失業や在宅勤務により在宅で高齢者と一緒にいる時間が増えた	
	5	その他 ※具体的に	
		()
	6	影響は受けていない	
問35.	新型	型コロナウイルスにより高齢者虐待の対応で困っていることがあればご記入ください。	

VI 虐待の防止と対応に向けた工夫や今後の課題についてお伺いします。

問36. 「養護者による高齢者虐待」の防止に向けて、必要と感じるのはどのようなことですか。主なものを3つまでお答えく

【全員の方に】

	ださ	さい。(Oは3つまで)			
	1	関係機関職員向けリーフレット等の整備	7	高齢者を見守る地域等のネットワークの確立	
	2	関係機関職員に対する教育・啓発の機会の充実	8	住民向けの相談窓口の整備	
	3	養護者への相談・支援体制の充実	9	住民に対する教育・啓発	
	4	養護者の心身のリフレッシュ体制の充実	10	警察・司法機関との連携	
	5	緊急避難の受け入れ態勢の充実	11	その他 ※具体的に	
	6	高齢者虐待に関する法制度の整備		()
問37.		護者による高齢者虐待」の防止、発見、早期対応のだとを、できるだけ具体的にご記入ください。	ために	、事業所やあなた自身が独自に工夫して実践し	ノてい
問38.	「養	護者による高齢者虐待」のケースに関わるにあたっ	てのこ	意見を自由にご記入ください。	

以上でアンケート調査は終了です。 お忙しいところご協力いただき、誠にありがとうございました。

【 令和3年3月24日(水) 】までにご投函くださいますようお願いいたします。

障害福祉サービス事業者用

養護者による高齢者・障害者虐待に関する調査(名古屋市)

2021年2月

【ご協力のお願い】

名古屋市高齢者虐待相談センター・名古屋市障害者虐待相談センターでは、養護者(※)による高齢者・障害者虐待の防止と対応に向けた課題を明確にし、虐待対応の仕組みづくり等に役立てるため、名古屋市内の区役所・支所、保健センター、いきいき支援センター、障害者基幹相談支援センター、各種介護・福祉サービス事業所の職員の方を対象に、アンケート調査を実施いたします。

この調査は、平成28年度に実施した同調査の定点調査として実施するもので、各機関の意識や取り組みの変化を比較検討することで、今後の取り組みに活かすことを目的としています。併せて、新型コロナウイルスの感染拡大による虐待対応への影響の有無等についても伺い、関連について調査したいと考えています。ご多忙中誠に恐縮ではございますが、ご協力をお願い申し上げます。

※養護者とは、食事や介護などの世話、金銭の管理など、何らかの世話をしている家族、親族、同居人な ど、また同居していなくても日常的な世話、金銭管理などを行う人を指します。

- ■調査票は無記名式としています。回答情報のとりまとめにあたりましては、個人情報に配慮し、個人や事業所が特定されないよう、細心の注意をもって行います。また、ご回答の内容については、本調査の目的以外には使用いたしません。
- ■管理者の方が高齢者と障害者の事業所を兼務している場合は、お手数ですが、両方の調査票にご記入をお願いします。また、例えば高齢者を対象とした複数の事業の管理者を兼務している場合は、いずれかの管理者としてご回答いただきますようお願いします。
- ■回答された調査票は、返信用封筒(切手不要)に入れて、**3月24日(水)**までにご投函ください。
- ■本調査についてご不明な点、ご質問等がございましたら、下記【調査に関するお問い合わせ先】までご連絡をお願いいたします。

【調査に関するお問い合わせ先】

調査実施機関 :名古屋市高齢者虐待相談センター

名古屋市障害者虐待相談センター

設置:名古屋市

運営:(福)名古屋市社会福祉協議会

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目 17-1

TEL: 052-856-9001(高齢)

052-856-3003(障害)

担当: 大橋・三輪

I はじめに、回答者ご自身についてお伺いします。

【全員の方に】

問1. あなたが勤務する事業所の種別をお答えください。(Oは1つだけ)

1	計画相談事業所	2	居宅介護事業所	3	生活介護事業所
	HI E-11 HD (-7 / N /)	_		•	111/11/2 T /N//I

問2. 事業所の所在区をお答えください。(Oは1つだけ)

1	千種区	5	中村区	9	熱田区	13	守山区
2	東区	6	中区	10	中川区	14	緑区
3	北区	7	昭和区	11	港区	15	名東区
4	西区	8	瑞穂区	12	南区	16	天白区

問3. 事業所の運営主体をお答えください。(Oは1つだけ)

1	社会福祉法人	5	営利法人(株式会社、有限会社等)		
2	社団法人	6	NPO法人		
3	財団法人	7	各種組合		
4	医療法人	8	その他 ※具体的に		
			()	

問4. あなたの性別をお答えください。(Oは1つだけ)

3 男性 **4** 女性

問5. あなたの年齢をお答えください。(Oは1つだけ)

1	20歳未満	3	30~39歳	5	50~59歳
2	20~29歳	4	40~49歳	6	60歳以上

問6. あなたの役職をお答えください。(Oは1つだけ)

1 管理職(所長、管理者 等) 2 一般職(役職のないスタッフ 等)

問7. あなたの職種をお答えください。(Oは1つだけ) ※保有する資格ではなく、雇用されている職種をお答えください。

1	管理者(所長等)	6	看護職員	
2	サービス提供責任者、サービス管理責任者	7	相談員	
3	相談支援専門員	8	事務職員	
4	ヘルパー	9	医師、理学療法士、作業療法士	
5	生活支援員(生活介護)	10	その他 ※具体的に	
			()

問8. あなたが、障害者福祉にたずさわった経験年数をお答えください。(Oは1つだけ)

1	1年未満	3	3~5年未満	5	10年以上
2	1~3年未満	4	5~10年未満		

【以降の設問にご回答いただく前にご確認ください】

- ■この調査でお聞きするのは、<u>養護者による障害者への虐待</u>についてです。(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待は含みません。)
- ■調査票内では、文脈によって、障害者を「被虐待者」と表したり、養護者を「介護者」・「虐待者」と表したりする場合があります。

Ⅱ 虐待行為や対応等に関する意識についてお伺いします。

【全員の方に】

問9. 次にあげる行為のうち、障害者虐待に該当すると思う行為はどれですか。あてはまるものをすべてお答えください。 (Oはいくつでも)

- 1 言うことを聞かないので繰り返したたく
- 2 日常的にベッドにしばりつける
- 3 日常的に水分や食事を十分に与えない
- 4 必要な医療や介護を受けさせない
- 5 日常的に障害者が兄弟から暴言を受けていても、 親が放置している
- 6 食事を食べこぼしたことを頻繁にどなりつける
- 7 医学的判断に基づかないリハビリを強要する

- **8** 排泄介助がしやすいからという理由で、下半身を裸にして放置する
- 9 日常生活に必要な金銭を渡さない
- 10 恒常的に障害者の年金を家族が無断で借用する
- 11 冷暖房を使わせず、劣悪な住環境の中で生活させる
- 12 家族や親族等の団らんから排除する
- 問10. 障害者虐待防止法の目的はどのようなことだと思いますか。あてはまるものをすべてお答えください。 (O はいくつでも)
 - 1 虐待者を処罰すること
 - 2 被虐待者の支援
 - 3 養護者の支援

- **4** 法律の名称は聞いたことがあるが 目的はよくわからない
- 5 この法律自体を知らない
- 問11. 虐待者に「虐待しているという自覚(認識)」が無い場合は、虐待に該当すると思いますか。 (〇は1つだけ)
 - 1 該当する

2 該当しない

- **3** よくわからない
- 問12. 被虐待者に「虐待されているという自覚(認識)」が無い場合は、虐待に該当すると思いますか。 (〇は1つだけ)
 - 1 該当する

- 2 該当しない
- 3 よくわからない
- 問13. あなたは、これまでにサービス提供先の家庭で、障害者に関して実際に次のような状況を見たり、気づいたりしたことがありますか。あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)
 - 1 言うことを聞かないので繰り返したたく
 - 2 日常的にベッドにしばりつける
 - 3 日常的に水分や食事を十分に与えない
 - 4 必要な医療や介護を受けさせない
 - 5 日常的に障害者が兄弟から暴言を受けていても、 親が放置している
 - 6 食事を食べこぼしたことを頻繁にどなりつける
 - 7 医学的判断に基づかないリハビリを強要する

- **8** 排泄介助がしやすいからという理由で、下半身を裸にして放置する
- 9 日常生活に必要な金銭を渡さない
- 10 恒常的に障害者の年金を家族が無断で借用する
- 11 冷暖房を使わせず、劣悪な住環境の中で生活させる
- 12 家族や親族等の団らんから排除する
- 13 今までに上記のようなケースを目にしたことはない

問14. あなたが業務で関わる障害者家庭において「障害者虐待かも」と思われるケースを目にした場合、まず初めに誰に 相談しますか。(〇は1つだけ)

 1 同僚
 5 区役所・支所、保健センター
 9 その他(※具体的に)

 2 上司
 6 障害者虐待相談センター
 10 特に相談しない

3 計画相談事業所 **7** 警察 **11** わからない

4 障害者基幹相談支援センター 8 医療機関

- 問15. 名古屋市で決められた障害者虐待の通報先を知っていますか。(Oは1つだけ)
 - 1 区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター、障害者虐待相談センターのすべてを知っていた
 - 2 上記のうち、1つ以上を知っていた
 - 3 知らなかった
- 問16. 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合には、証拠がなくても通報する義務がありますが、実際にはどのように認識していましたか。(〇は1つだけ)
 - 1 虐待の証拠がなければ通報できない、と思っていた
 - 2 虐待の疑いがあれば通報しなければならない、と思っていた
 - 3 よくわからない
- 問17. 業務上で知り得たことであっても、障害者虐待として通報した場合には、守秘義務違反にはならないことを知っていましたか。(〇は1つだけ)

1 知っていた **2** 知らなかった **3** よくわからない

Ⅲ 虐待の通報と対応についてお伺いします。

【全員の方に】

問18. あなたが業務で関わった障害者家庭において、平成31年4月~令和3年1月末に、「養護者による障害者虐待、または虐待の疑いがあったケース」についておききします。障害者虐待、または虐待が疑われたケースはありましたか。(〇は1つだけ)

【問 18で「1 ある (障害者虐待、または虐待が疑われたケースがある)とお答えの方に】

問19. 障害者虐待、または虐待が疑われたもののうち、直近のケースについて、区役所・支所・保健センター、基幹相談 支援センターまたは障害者虐待相談センターのいずれかに通報しましたか。(〇は1つだけ)

通報した ⇒問20、21、22に回答後、問24へお進みください
 通報しなかった ⇒問20、23に回答後、問24へお進みください
 わからない ⇒問24へお進みください
 その他 ※具体的に ⇒問24へお進みください

【問 19 で「1 通報した」または「2 通報しなかった」とお答えの方に】

問20. 通報するかどうかを判断したのは誰ですか。(Oは1つだけ)

1 自分自身 4 自分の所属以外の事業所の職員 6 その他 ※具体的に()

2 同僚 **5** 事業所内の会議 **7** わからない

3 直属の上司

【問 19 で「1 通報した とお答えの方に】

問21. 通報すると判断した理由は何ですか。通報した理由について、あてはまるものをすべてお答えください。 (〇はいくつでも)

- 1 障害者虐待の疑いがあるケースがあれば通報する決まりだから
- 2 虐待にあたると判断したから
- 3 虐待のレベルが深刻だから
- 4 区役所等の行政の支援が必要だから
- 5 緊急の対応が必要だから
- 6 関係機関が対応する必要性があるから
- 7 警察、医療機関、司法関係機関の支援が必要だから
- 8 その他 ※具体的に(

問22. 通報した後、虐待への対応に向けて区・支所・保健センターや障害者基幹相談支援センターと連携したのはどのようなことですか。あてはまるものをすべてお答えください。(Oはいくつでも)

1 事実確認4 ネットワーク支援会議(*)への参加

2 障害者への福祉サービス提供を通じた見守りや **5** その他 ※具体的に()

情報収集 6 連携したことはない

3 福祉サービス活用に向けた養護者への働きかけ 7 わからない

(*区役所・支所、保健センターが中心となり、障害者基幹相談支援センターや福祉サービス事業者等の関係機関と連携し、 個別の虐待ケースの情報の共有化を図るとともに介入・支援を検討する会議です。)

【問 19 で「2 通報しなかった とお答えの方に】

問23. 通報しないと判断した理由は何ですか。通報しなかった理由について、あてはまるものをすべてお答えください。 (Oはいくつでも)

- 1 虐待にあたらないと判断したから
- 2 虐待にあたるかどうか判断できなかったから
- 3 虐待の程度が深刻ではないから
- 4 緊急の対応は必要ないから
- 5 関係機関が対応する必要がないから
- 6 大ごとにしない方がよいと思ったから
- 7 被虐待者が通報してほしくないと言ったから
- 8 被虐待者や虐待者と関係を維持したいから
- 9 その他 ※具体的に(

日日つ /	+: +\+ +「羊=#+\-	レブ 7空中土占法・	ふるギナーフーし	に抵抗がありますか。	(ヘは1つもごよ)
Iñi/4	めはにはること	よの随手句 ほほし	(八)田野をする。と	1、オエスキロフハンめります フン゙ュ	(()

1 抵抗はない

2 抵抗がある

【問 24 で「2 抵抗がある」とお答えの方に】

問25. あなたが「養護者による障害者虐待」の通報に抵抗がある理由は何ですか。あてはまる主なものを3つまでお答え ください。(〇は3つまで)

虐待かどうかの判断に迷うから

大ごとにしない方がよいと思うから

2 被虐待者(障害者)や虐待者(養護者)との関係を 6 維持したいから

通報によって自分の業務負担が増えると思うから 7

3 虐待者(養護者)を悪者にしたくないから

通報したらどうなるか分からないから 8

通報しても解決しないと思うから

4 被虐待者(障害者)が通報を望まないと思うから

9 その他 ※具体的に

【全員の方に】

問26. 障害者を介護する家族など、養護者への支援として必要だと思うものはどれですか。本人への支援を通じて、養護者へ の支援にもつながると思われるものも含めて、あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

障害福祉サービスの利用、追加、変更

5 権利擁護制度(日常生活自立支援や成年後見等)の

2 障害福祉以外のサービス等の利用、追加、変更 活用

介護についての知識・情報提供 3

6 生活保護等の経済面に関する助言・支援

養護者への生活上の助言・支援、傾聴 7 その他 ※具体的に(

問27. なぜ「養護者による障害者虐待」がおきるのか、虐待の要因はどのようなことだと思いますか。主なものを5つまで お答えください。(番号を記入)

1	虐待者の介護疲れ・ストレス	6	被虐待者の身体的な障害の程	10	虐待者と被虐待者の人	間
---	---------------	---	---------------	----	------------	---

2 虐待者の障害・疾病

度と介助量(ADLや自立度) 11 虐待者の孤立(虐待者以外の家族

関係

に基づく言動

3 虐待者の性格·人格、それ 7 被虐待者の認知面の障害の程

の無関心・非協力)

4 虐待者の知識・情報不足

度と介助量(知的障害や行動障 12 家庭の経済的困窮

5 虐待者の福祉サービス利用 8 被虐待者の排泄介助の困難さ

14 ケアサービスの不足やミスマッチ

13 家庭内の経済的利害関係

への抵抗感

9 被虐待者の性格・人格、それに 15 その他 ※具体的に

基づく言動

害)



回答した選択肢から優先順位の高い順に番号を記入してください

順位①() ②(3 () 4 () (5) ()

Ⅳ 虐待の防止と対応に向けた研修・セミナー等についてお伺いします。

【全員の方に】

問28.	障害者虐待に関する研修・セミナー等に参加したことはありますか。参加したものをすべてお答えください。	(O
	はいくつでも)	

- 障害者虐待相談センター主催の研修・セミナー
- 5 区役所、基幹相談支援センター主催の研修・セミナー

愛知県主催の研修・セミナー 2

- 6 その他の研修・セミナー※具体的に
- 社会福祉士会主催の研修・セミナー 3
-)

)

)

- 4 弁護士会主催の研修・セミナー
- 7 研修・セミナー等に参加したことはない

問29. 障害者虐待に関する研修・セミナー等について、どのような内容を希望しますか。あてはまるものをすべてお答えく ださい。(Oはいくつでも)

1 虐待防止法の解説

- 6 障害種別や障害特性等の理解に関するもの
- 2 虐待対応の流れを理解するもの
- 7 相談対応に関するもの
- 権利擁護(成年後見等)に関するもの
- 8 その他 ※具体的に

虐待事例の紹介

5 虐待事例の検討

【問 28 で「7 研修・セミナー等に参加したことはない とお答えの方に】

問30. 障害者虐待に関する研修・セミナー等に参加しない理由について、あてはまるものをすべてお答えください。(O はいくつでも)

- 参加したい研修・セミナー等がない
- 5 事業所、上司等の理解・許可が得られない
- 2 研修・セミナー等に参加する必要性を感じない
- 6 研修・セミナー等の情報が得られない

業務が忙しい、時間がない 3

7 その他 ※具体的に(

4 曜日や時間が合わない

【全員の方に】

問31. 障害者虐待に関する研修・セミナー等について、今後どのような形態での参加を希望しますか。(〇は1つだけ)

オンライン参加を希望する 1

- 4 研修へ参加する予定がない
- 2 オンライン参加を希望するが、参加環境が整わない 5 分からない
- オンラインではなく、集合形式での参加を希望する 6 その他 ※具体的に(

問32. あなたの事業所に、「養護者による障害者虐待」を発見した際の対応等を記載したマニュアルなどはありますか。 (Oは1つだけ) *「施設従事者による障害者虐待」の対応に関するものは除く

1 ある 2 ない

3 わからない

V 新型コロナウイルスの影響についてお伺いします。

【全員の方に】

問33.	新型コロナウイルスにより、業務への影響があったものについて、あてはまるものをすべてお答えください。	(O
	はいくつでも)	

コロナを理由に障害者本人に訪問拒否され、モニタリングができなかった

2	コロナを理由に家族(<u>養護者)に</u> 訪問拒否され、モニタリングができなかった
3	コロナを理由に障害者本人がサービス利用を中止した
4	コロナを理由に家族(<u>養護者)が</u> サービス利用を中止させた
5	事業所の業務停止や対策等を理由に、サービス提供が制限された
6	その他 ※具体的に
7	影響は受けていない
	なたが業務で関わる障害者家庭において、新型コロナウイルスにより、虐待のリスクが大きくなったものについあてはまるものをすべてお答えください。 (〇はいくつでも)
1	家族(養護者)の収入減少により、障害者の金銭搾取や利用料の滞納等が起きた
2	事業所の廃止やサービス利用の減少により、家族(養護者)の介護負担が増えた
3	外出機会や通院、サービス利用の減少により、障害者の疾病が悪化したり、障害者が不穏になったりした
4	家族(養護者)の失業や在宅勤務により在宅で障害者と一緒にいる時間が増えた
5	その他 ※具体的に
()
6	影響は受けていない
新型	型コロナウイルスにより障害者虐待の対応で困っていることがあればご記入ください。
	3 4 5 6 7 bt. 1 2 3 4 5 6

VI 虐待の防止と対応に向けた工夫や今後の課題ついてお伺いします。

問36. 「養護者による障害者虐待」の防止に向けて、必要と感じるのはどのようなことですか。主なものを3つまでお答えく

【全員の方に】

F	だる	さい。(Oは3つまで)			
	1	関係機関職員向けリーフレット等の整備	7	障害者を見守る地域等のネットワークの確立	
	2	関係機関職員に対する研修・啓発の機会の充実	8	住民向けの相談窓口の整備	
	3	養護者への相談・支援体制の充実	9	住民に対する教育・啓発	
	4	養護者の心身のリフレッシュ体制の充実	10	警察・司法機関との連携	
	5	緊急避難の受け入れ態勢の充実	11	その他 ※具体的に	
	6	障害者虐待に関する法制度の整備		()
	ىن.	ことを、できるだけ具体的にご記入ください。			
問38.	「養	護者による障害者虐待」のケースに関わるにあたっ	てのこ	意見を自由にご記入ください。	